

市区町村別集計項目(推進体制等)

福岡県	
市区町村数	60

都道府県コード	市区町村コード	市区町村名	担当課(室)名	所属	事務所	庁内連絡会議の有無	諮問機関の有無	男女共同参画に関する条例				男女共同参画に関する計画 (2021年4月1日現在で有効なもの)					
								有			無 現在の状況	有		女性活躍推進法との関係	計画策定の方法	現在の状況	
								条例名称	公布日(西暦)	施行日(西暦)		計画名称	計画期間				
						43	51	51				60					
40	100	北九州市	総務局女性の輝く社会推進室	1	1	1	1	北九州市男女共同参画社会の形成の推進に関する条例	2002年3月28日	2002年4月1日		第4次北九州市男女共同参画基本計画	2019年4月 ~ 2024年3月	1	1		
40	130	福岡市	市民局男女共同参画部	1	1	1	1	福岡市男女共同参画を推進する条例	2004年3月29日	2004年4月1日		福岡市男女共同参画基本計画(第4次)	2021年4月 ~ 2026年3月	1	1		
40	202	大牟田市	人権・同和・男女共同参画課	1	2	1	1	大牟田市男女共同参画推進条例	2006年1月4日	2006年4月1日		第3次おおむた男女共同参画プラン	2018年4月 ~ 2023年3月	1	1		
40	203	久留米市	協働推進部男女平等政策課	1	1	1	1	久留米市男女平等を進める条例	2002年9月30日	2003年4月1日		第4次久留米市男女共同参画行動計画	2021年4月 ~ 2026年3月	1	1		
40	204	直方市	文化・スポーツ推進課	2	1	1	1	直方市男女共同参画推進条例	2003年7月11日	2003年7月11日		第3次のおがた男女共同参画プラン	2018年4月 ~ 2028年3月	1	1		
40	205	飯塚市	男女共同参画推進課	1	1	1	1	飯塚市男女共同参画推進条例	2007年7月10日	2007年10月1日		第2次飯塚市男女共同参画プラン	2017年4月1日 ~ 2026年3月31日	1	1		
40	206	田川市	男女共同参画推進室	1	1	1	1	田川市男女共同参画推進条例	2004年7月5日	2004年8月1日		第2次田川市男女共同参画プラン	2017年4月1日 ~ 2027年3月31日	1	1		
40	207	柳川市	人権・同和对策室	1	2	1	1	柳川市男女共同参画推進条例	2017年7月5日	2017年7月5日		第3次柳川市男女共同参画計画	2017年4月 ~ 2022年3月	1	1		
40	210	八女市	人権・同和政策・男女共同参画推進課	1	2	1	1	八女市男女共同参画のまちづくり条例	2004年3月23日	2004年4月1日		第5次八女市男女共同参画行動計画	2021年4月 ~ 2026年3月	1	1		
40	211	筑後市	男女共同参画推進室	1	1	1	1	筑後市男女共同参画推進条例	2009年3月31日	2009年4月1日		第5次筑後市男女共同参画計画「ひろがり4」	2017年4月 ~ 2022年3月	1	1		
40	212	大川市	企画課	1	2	1	1	大川市男女共同参画推進条例	2018年3月28日	2018年4月1日		第3次大川市男女共同参画計画	2021年4月 ~ 2031年3月	1	1		
40	213	行橋市	総合政策課	1	2	1	1	行橋市男女共同参画を推進する条例	2003年12月24日	2004年4月1日		第3次行橋市男女共同参画プラン後期計画	2020年4月 ~ 2025年3月	0	1		
40	214	豊前市	人権男女共同参画室	1	1	1	1	豊前市男女共同参画推進条例	2010年3月25日	2010年4月1日		第2次豊前市男女共同参画行動計画	2017年4月1日 ~ 2027年3月31日	1	1		
40	215	中間市	人権男女共同参画課	1	1	1	1	中間市男女共同参画推進条例	2013年9月27日	2013年10月1日		中間市男女共同参画プラン	2019年4月1日 ~ 2024年3月31日	1	1		
40	216	小郡市	総務広報課	1	2	1	1	小郡市男女共同参画推進条例	2007年12月21日	2008年4月1日		第2次小郡市男女共同参画計画	2014年2月 ~ 2024年3月	0	1		
40	217	筑紫野市	人権政策・男女共同参画課	1	2	1	1	筑紫野市男女共同参画推進条例	2005年10月18日	2006年4月1日		第3次ちくしの男女共同参画プラン	2018年4月1日 ~ 2028年3月31日	1	1		
40	218	春日市	人権男女共同参画課	1	2	1	1	春日市男女共同参画を推進する条例	2006年12月12日	2007年4月1日		第4次春日市男女共同参画推進プラン	2021年4月1日 ~ 2026年3月31日	1	1		
40	219	大野城市	人権男女共同参画課	1	1	1	1	大野城市男女共同参画条例	2006年3月30日	2006年4月1日		大野城市男女共同参画基本計画	2018年4月1日 ~ 2023年3月31日	1	1		
40	220	宗像市	男女共同参画推進課	1	1	1	1	宗像市男女共同参画推進条例	2004年3月31日	2004年4月1日		第3次宗像市男女共同参画プラン	2021年4月 ~ 2026年3月	1	1		
40	221	太宰府市	人権政策課	1	1	1	1	太宰府市男女共同参画推進条例	2005年12月21日	2006年4月1日		第2次太宰府市男女共同参画後期プラン	2018年4月1日 ~ 2023年3月31日	1	1		
40	223	古賀市	人権センター	1	2	1	1	古賀市男女平等をめざす基本条例	2004年12月21日	2005年4月1日		第2次古賀市男女共同参画計画後期実施計画	2017年4月 ~ 2022年3月	1	1		
40	224	福津市	男女共同参画推進室	1	1	1	1	福津市男女がともに歩むまちづくり基本条例	2005年1月24日	2005年1月24日		第2次男女共同参画プラン・ふくつ	2017年4月1日 ~ 2027年3月31日	1	0		
40	225	うきは市	男女共同参画推進室	1	1	1	1	うきは市男女共同参画推進条例	2006年6月30日	2006年8月23日		第2次うきは市男女共同参画基本計画	2016年4月1日 ~ 2026年3月31日	0	1		
40	226	宮若市	保護人権課	1	2	1	0				0	第2次宮若市男女共同参画基本計画	2018年4月 ~ 2027年3月	1	1		
40	227	嘉麻市	男女共同参画推進課	1	1	1	1	嘉麻市男女共同参画推進条例	2010年6月20日	2010年12月28日		嘉麻市男女共同参画社会基本計画	2017年4月1日 ~ 2022年3月31日	1	1		
40	228	朝倉市	総合政策課	1	2	1	1	朝倉市男女共同参画のまちづくり条例	2007年12月28日	2008年4月1日		第3次朝倉市男女共同参画推進計画	2017年4月 ~ 2022年3月	1	1		
40	229	みやま市	人権・同和对策室	1	2	1	1	みやま市男女共同参画推進条例	2015年3月27日	2015年4月1日		第2次みやま市男女共同参画基本計画	2021年4月1日 ~ 2030年3月31日	0	1		
40	230	糸島市	人権・男女共同参画推進課	1	2	1	1	糸島市男女共同参画推進社会条例	2010年3月31日	2010年4月1日		第3次糸島市男女共同参画社会基本計画	2021年4月1日 ~ 2026年3月31日	1	1		
40	231	那珂川市	人権政策課	1	1	1	1	那珂川市男女共同参画推進条例	2005年3月7日	2005年4月1日		第2次那珂川市男女共同参画プラン後期基本計画	2018年4月1日 ~ 2023年3月31日	1	1		
40	341	宇美町	まちづくり課	1	2	0	1	宇美町男女共同参画推進条例	2017年12月8日	2017年12月8日		第3次男女共同参画うみプラン	2018年4月 ~ 2023年3月	1	1		
40	342	篠栗町	まちづくり課	1	2	0	0				2	篠栗町男女共同参画計画	2017年4月 ~ 2022年3月	1	1		
40	343	志免町	まちの魅力推進課	1	2	1	1	志免町男女共同参画推進条例	2014年3月25日	2014年4月1日		第2次志免町男女共同参画行動計画	2015年4月 ~ 2025年3月	1	1		
40	344	須恵町	まちづくり課	1	2	0	0				2	須恵町男女共同参画計画	2019年4月1日 ~ 2029年3月31日	1	1		
40	345	新宮町	総務課 人権推進室	1	2	0	1	新宮町男女共同参画推進条例	2014年3月24日	2014年3月24日		新宮町男女共同参画基本計画	2019年4月1日 ~ 2023年3月31日	1	1		

都道府県コード	市区町村コード	市区町村名	担当課(室)名	所属	事務所掌	庁内連絡会議の有無	諮問機関の有無	男女共同参画に関する条例			男女共同参画に関する計画 (2021年4月1日現在で有効なもの)					
								有			無現在の状況	有				無
								条例名称	公布日(西暦)	施行日(西暦)		計画名称	計画期間	女性活躍推進法との関係	計画策定の方法	
40	348	久山町	総務課	1	2	0	0				0	久山町男女共同参画基本計画	2018年4月1日 ~ 2023年3月31日	1	1	
40	349	粕屋町	協働のまちづくり課	1	2	0	1	粕屋町男女共同参画推進条例	2015年12月25日	2015年12月25日		粕屋町男女共同参画計画	2020年4月1日 ~ 2025年3月31日	1	1	
40	381	芦屋町	生涯学習課	2	2	0	1				0	第2次芦屋町男女共同参画推進プラン	2013年4月 ~ 2023年3月	0	1	
40	382	水巻町	地域づくり課	1	2	1	1				0	第3次みずまき男女共同参画プラン	2019年4月 ~ 2029年3月	1	1	
40	383	岡垣町	福祉課	1	2	1	1	岡垣町男女共同参画—ともに支えあい、ともに輝く—まちづくり条例	2004年3月25日	2004年3月25日		岡垣町第3次男女共同参画基本計画	2021年4月 ~ 2031年3月	1	1	
40	384	遠賀町	住民課	1	2	1	1	遠賀町男女共同参画推進条例	2012年12月19日	2013年4月1日		第3次遠賀町男女共同参画社会推進計画	2020年4月1日 ~ 2030年3月31日	1	1	
40	401	小竹町	総務課	1	2	0	0				0	小竹町男女共同参画計画	2019年4月 ~ 2024年3月	1	1	
40	402	鞍手町	福祉人権課	1	2	1	1	鞍手町男女共同参画推進条例	2008年12月18日	2009年4月1日		第3次鞍手町男女共同参画基本計画	2019年4月 ~ 2024年3月	1	1	
40	421	桂川町	健康福祉課	1	2	0	0	桂川町男女共同参画推進条例	2017年3月24日	2017年3月24日		桂川町男女共同参画基本計画	2021年4月1日 ~ 2026年3月31日	1	0	
40	447	筑前町	企画課	1	2	1	1	筑前町男女共同参画推進条例	2006年3月14日	2006年4月1日		第4次筑前町男女共同参画プラン	2021年4月1日 ~ 2026年3月31日	1	1	
40	448	東峰村	住民税務課	1	2	1	1	東峰村男女共同のむらづくり条例	2010年1月6日	2010年4月1日		第3次東峰村男女共同参画のむらづくり計画	2020年4月 ~ 2024年3月	1	0	
40	503	大刀洗町	地域振興課	1	2	1	1	大刀洗町男女共同参画推進条例	2009年12月28日	2010年4月1日		第2次大刀洗町男女共同参画計画	2021年4月1日 ~ 2031年3月31日	1	1	
40	522	大木町	まちづくり課	1	2	1	1	大木町男女が認め合い社会参画を推進する条例	2018年12月10日	2019年4月1日		第2次大木町男女共同参画計画	2018年4月1日 ~ 2023年3月31日	1	1	
40	544	広川町	協働推進課	1	2	0	0	広川町男女共同参画推進条例	2014年12月9日	2015年4月1日		広川町男女共同参画基本計画	2021年4月1日 ~ 2027年3月31日	1	1	
40	601	香春町	総務課	1	2	0	1	香春町男女共同参画推進条例	2008年10月1日	2008年10月1日		香春町男女共同参画基本計画	2019年4月 ~ 2024年3月	1	1	
40	602	添田町	総務課	1	1	1	1	添田町男女共同参画推進条例	2010年12月20日	2010年12月20日		第2次添田町男女共同参画基本計画	2017年4月1日 ~ 2022年3月31日	1	1	
40	604	糸田町	人権推進課	1	2	1	1	糸田町男女共同参画推進条例	2006年9月20日	2006年9月20日		第3次糸田町男女共同参画基本計画	2019年4月1日 ~ 2024年3月31日	1	1	
40	605	川崎町	人権推進課	1	2	1	1	川崎町男女共同参画推進条例	2009年9月21日	2009年10月1日		第3次川崎町男女共同参画プラン	2021年4月1日 ~ 2026年3月31日	1	1	
40	608	大任町	総務企画財政課	1	2	0	1	大任町男女共同参画推進条例	2010年12月20日	2010年12月20日		第2次大任町男女共同参画基本計画	2017年4月1日 ~ 2022年3月31日	1	1	
40	609	赤村	総務課	1	2	0	1	男女共同参画のむらづくり条例	2011年3月15日	2011年4月1日		赤村男女共同参画基本計画	2017年4月1日 ~ 2022年3月31日	0	1	
40	610	福智町	総務課	1	2	0	1	福智町男女共同参画推進条例	2009年3月12日	2009年6月1日		第2次福智町男女共同参画基本計画	2017年4月1日 ~ 2022年3月31日	1	1	
40	621	苅田町	総務課	1	2	1	1	苅田町男女共同参画推進条例	2007年6月20日	2007年7月1日		第2次苅田町男女共同参画行動計画(後期)	2013年4月 ~ 2023年3月	1	1	
40	625	みやこ町	人権男女共同参画室	1	1	0	0	みやこ町男女共同参画推進条例	2011年3月14日	2011年3月14日		第2次みやこ町男女共同参画基本計画	2018年3月 ~ 2027年3月	1	1	
40	642	吉富町	住民課	1	2	1	1				0	第2次吉富町男女共同参画基本計画	2019年4月1日 ~ 2024年3月31日	1	1	
40	646	上毛町	住民課	1	2	0	0				3	上毛町男女共同参画基本計画	2016年4月1日 ~ 2026年3月31日	0	1	
40	647	築上町	人権課	1	1	0	1	築上町男女共同参画推進条例	2009年9月18日	2009年9月18日		第2次築上町男女共同参画推進基本計画	2017年4月1日 ~ 2022年3月31日	1	1	

<選択肢回答>

所属

- 1 首長部局
- 2 教育委員会

事務所掌

- 1 男女共同参画・女性等を名称に冠した専管課
- 2 1ではない

庁内連絡会議

- 1 有
- 0 無

諮問機関

- 1 有
- 0 無

男女共同参画に関する条例

現在の状況

- 1 2022年3月末までの制定を目的に検討中
- 2 2021年度以降の制定を目的に検討中
- 3 その他
- 0 検討していない

男女共同参画に関する計画

女性活躍推進法の推進計画との関係

- 1 一体
- 0 一体でない
- 計画の策定方法
- 1 単独計画として策定
- 0 総合計画の一部として策定

現在の状況

- 1 策定に向け検討中
- 0 策定予定がない、検討していない

都道府県コード	市区町村コード	市区町村名	男女共同参画・女性のための総合的な施設(2021年4月1日現在で開設済の施設)					施設形態		管理・運営主体							
			名称	愛称・通称	郵便番号	住所	電話番号	FAX番号	ホームページ	単独	複合	施設管理			事業運営		
												直営	指定管理者	その他	直営	指定管理者	その他
			19							5	14	14	4	1	15	3	1
40	100	北九州市	北九州市立男女共同参画センター	ムーブ	803-0814	北九州市小倉北区大手町11-4	093-583-3939	093-583-5107	http://www.kitakyu-move.jp/		○		○				○
40	130	福岡市	福岡市男女共同参画推進センター	アミカス	815-0083	福岡市南区高宮3丁目3-1	092-526-3755	092-526-3766	https://www.city.fukuoka.lg.jp/amikas/		○		○				○
40	202	大牟田市	大牟田市男女共同参画センター		836-0862	大牟田市原山町13-3	0944-41-2611	0944-41-2869	http://www.city.omuta.lg.jp/		○	○					○
40	203	久留米市	久留米市男女平等推進センター	なし	830-0037	福岡県久留米市諏訪野町1830-6	0942-30-7800	0942-30-7811	https://www.city.kurume.fukuoka.jp/1500soshiki/9034danjo-c/		○	○					○
40	204	直方市	直方市男女共同参画センター		822-0026	福岡県直方市津田町7番20号	0949-25-2244	0949-25-2229	https://www.city.nogata.fukuoka.jp/shisei/_1242/_2793/_2707.html	○		○					○
40	205	飯塚市	飯塚市男女共同参画推進センター	サンクス	820-0041	飯塚市飯塚14-67	0948-22-7058	0948-22-3609	http://www.city.iizuka.lg.jp/		○	○					○
40	206	田川市	田川市男女共同参画センター	ゆめっせ	826-0032	福岡県田川市平松町3番36号	0947-44-0159	0947-44-0888	http://www.joho.tagawa.fukuoka.jp/		○	○					○
40	207	柳川市															
40	210	八女市															
40	211	筑後市															
40	212	大川市															
40	213	行橋市	行橋市男女共同参画センター	る～ぶる	824-0005	福岡県行橋市中央1丁目9-3(コスメイト行橋1階)	0930-26-2232	0930-26-2232	http://www.city.yukuhashi.fukuoka.jp/doc/2013110800185/		○	○					○
40	214	豊前市	ハートピアぶぜん		828-8501	福岡県豊前市大字吉木955番地	0979-82-0509	0979-82-0509	http://www.city.buzen.lg.jp/sisetu/roudousya/ha-topiabuzen.html	○		○					○
40	215	中間市															
40	216	小郡市															
40	217	筑紫野市	筑紫野市女性センター		818-0057	福岡県筑紫野市二日市南1-9-3	092-918-1311	092-921-8666	https://www.city.chikushino.fukuoka.jp/soshiki/9/3149.html		○	○					○
40	218	春日市	春日市男女共同参画・消費生活センター	じよなさん	816-0806	福岡県春日市光町1丁目73番地	092-584-1201	092-584-1181	http://www.city.kasuga.fukuoka.jp/		○	○					○
40	219	大野城市	大野城まどかびあ男女平等推進センター	アスカーラ	816-0934	福岡県大野城市曙町2-3-1	092-586-4030	092-586-4031	http://www.madokapia.or.jp/danjo_byodo/		○		○				○
40	220	宗像市	宗像市男女共同参画推進センター	ゆい	811-3437	福岡県宗像市久原180	0940-36-0250	0940-36-0269	https://city.munakata.lg.jp/map/220/030/201501210137.html		○						○
40	221	太宰府市	太宰府市男女共同参画推進センタールミナス	ルミナス	818-0102	福岡県太宰府市白川2番2号	092-925-5404	092-925-5404	http://dazaifu-ruminas.jp/	○			○				○
40	223	古賀市															
40	224	福津市															

都道府県コード	市区町村コード	市区町村名	男女共同参画・女性のための総合的な施設(2021年4月1日現在で開設済の施設)						施設形態		管理・運営主体				
			名称	愛称・通称	郵便番号	所在地等			単独	複合	施設管理		事業運営		
						住所	電話番号	FAX番号			ホームページ	直営	指定管理者 その他	直営	指定管理者 その他
40	225	うきは市	うきは市男女共同参画センター	だんだん	839-1401	福岡県うきは市浮羽町朝田582番地1	0943-77-2661	0943-77-2681	http://ukiha-danjyo-dandan.com/	○	○			○	
40	226	宮若市													
40	227	嘉麻市													
40	228	朝倉市	朝倉市男女共同参画センター	あずみん	838-1592	朝倉市杷木池田483-1	0946-28-7595	0946-63-3569	https://www.city.asakura.lg.jp/www/genre/100000000141/index.html	○	○			○	
40	229	みやま市													
40	230	糸島市	糸島市男女共同参画センター ラポール	ラポール	819-1148	糸島市神在西三丁目1番5号	092-324-2800	092-324-2800	https://www.city.itoshima.lg.jp/s019/010/010/010/010/index.html	○	○			○	
40	231	那珂川市	那珂川市男女共同参画推進センター	あいなか	811-1292	福岡県那珂川市西隈1-1-1	092-953-2211	092-953-0688	https://www.city.nakagawa.lg.jp/	○	○			○	
40	341	宇美町													
40	342	篠栗町													
40	343	志免町													
40	344	須恵町													
40	345	新宮町													
40	348	久山町													
40	349	粕屋町													
40	381	芦屋町													
40	382	水巻町													
40	383	岡垣町													
40	384	遠賀町													
40	401	小竹町													
40	402	鞍手町													
40	421	桂川町													
40	447	筑前町	筑前町男女共同参画センター	リブラ	838-0816	福岡県朝倉郡筑前町新町440番地	0946-22-3996	0946-23-1533	https://www.town.chikuzen.fukuoka.jp	○	○			○	
40	448	東峰村													
40	503	大刀洗町													
40	522	大木町													
40	544	広川町													
40	601	香春町													
40	602	添田町													
40	604	糸田町													
40	605	川崎町													
40	608	大任町													
40	609	赤村													
40	610	福智町													
40	621	苅田町													
40	625	みやこ町													
40	642	吉富町													
40	646	上毛町													
40	647	築上町													

都道府県コード	市区町村コード	市区町村名	男女共同参画・女性のための総合的な施設 (2021年4月1日現在で開設済の施設)																
			名称	設立年月日	職員数(人)		予算額(千円)	主 な 事 業											
					常勤	非常勤		広報啓発	講座	相談事業	情報収集・提供	苦情処理	交流促進	企業・NPOとの連携	国際交流	調査研究	その他		
			19							19	19	19	19	7	12	6	1	6	
40	100	北九州市	北九州市立男女共同参画センター	1995年7月1日	18	0	266,525	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	ジェンダー問題講座、研究支援事業
40	130	福岡市	福岡市男女共同参画推進センター	1988年11月2日	8	13	104,936	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	地域の男女共同参画推進組織の支援	
40	202	大牟田市	大牟田市男女共同参画センター	1992年4月1日	2	1	6,638	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		
40	203	久留米市	久留米市男女平等推進センター	2001年5月1日	14	1	17,445	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		
40	204	直方市	直方市男女共同参画センター	2012年4月1日	3	1	6,324	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		
40	205	飯塚市	飯塚市男女共同参画推進センター	1996年2月22日	1	1	3,119	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		
40	206	田川市	田川市男女共同参画センター	1998年4月1日	3	4	4,940	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		
40	207	柳川市																	
40	210	八女市																	
40	211	筑後市																	
40	212	大川市																	
40	213	行橋市	行橋市男女共同参画センター	2005年6月23日	0	3	7,683	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		
40	214	豊前市	ハートピアぶぜん	2011年4月1日	0	4	5,617	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		
40	215	中間市																	
40	216	小郡市																	
40	217	筑紫野市	筑紫野市女性センター	2001年5月1日	3	2	9,996	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		
40	218	春日市	春日市男女共同参画・消費生活センター	2012年3月1日	4	2	1,946	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	男女共同参画自主研修支援制度	
40	219	大野城市	大野城まどかぴあ男女平等推進センター	1996年7月27日	6	3	15,841	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		
40	220	宗像市	宗像市男女共同参画推進センター	1998年1月22日	4	3	3,028	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		
40	221	太宰府市	太宰府市男女共同参画推進センター ターミナス	2016年4月1日	5	6	11,031	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	託児室運営	
40	223	古賀市																	
40	224	福津市																	
40	225	うきは市	うきは市男女共同参画センター	2011年4月1日	3	0	8,758	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		
40	226	宮若市																	
40	227	嘉麻市																	
40	228	朝倉市	朝倉市男女共同参画センター	2020年4月1日	6	0	2,011	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		
40	229	みやま市																	
40	230	糸島市	糸島市男女共同参画センター ラポール	2010年1月1日	0	3	8,989	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		

都道府県コード	市区町村コード	市区町村名	男女共同参画・女性のための総合的な施設 (2021年4月1日現在で開設済の施設)														
			名称	設立年月日	職員数(人)		予算額(千円)	主 な 事 業								その他	
					常勤	非常勤		広報啓発	講座	相談事業	情報収集・提供	苦情処理	交流促進	企業・NPOとの連携	国際交流		調査研究
40	231	那珂川市	那珂川市男女共同参画推進センター	2011年4月1日	3	0	4,776	○	○	○	○	○	○				
40	341	宇美町															
40	342	篠栗町															
40	343	志免町															
40	344	須恵町															
40	345	新宮町															
40	348	久山町															
40	349	粕屋町															
40	381	芦屋町															
40	382	水巻町															
40	383	岡垣町															
40	384	遠賀町															
40	401	小竹町															
40	402	鞍手町															
40	421	桂川町															
40	447	筑前町	筑前町男女共同参画センター	2012年4月1日	0	3	5,785	○	○	○	○						
40	448	東峰村															
40	503	大刀洗町															
40	522	大木町															
40	544	広川町															
40	601	香春町															
40	602	添田町															
40	604	糸田町															
40	605	川崎町															
40	608	大任町															
40	609	赤村															
40	610	福智町															
40	621	苅田町															
40	625	みやこ町															
40	642	吉富町															
40	646	上毛町															
40	647	築上町															

都道府県コード	市区町村コード	市区町村名	男女共同参画に関する宣言			首長、自治会長等の状況														
			宣言年月日	宣言名称	宣言の形態	市区長数	うち女性市区長数	女性比率(%)	副市区長数	うち女性副市区長数	女性比率(%)	町村長数	うち女性町村長数	女性比率(%)	副町村長数	うち女性副町村長数	女性比率(%)	自治会長数	うち女性自治会長数	女性比率(%)
				13		29	1	3.4	35	3	8.6	31	0	0.0	29	1	3.4	7,866	762	9.7
40	100	北九州市				1	0	0.0	3	0	0.0							2808	486	17.3
40	130	福岡市				1	0	0.0	3	1	33.3							151	11	7.3
40	202	大牟田市				1	0	0.0	2	1	50.0							336	52	15.5
40	203	久留米市	1988年10月1日	久留米女性憲章	1	1	0	0.0	2	0	0.0							672	68	10.1
40	204	直方市				1	0	0.0	1	1	100.0							105	6	5.7
40	205	飯塚市				1	0	0.0	2	0	0.0							273	16	5.9
40	206	田川市				1	0	0.0	1	0	0.0							97	5	5.2
40	207	柳川市				1	0	0.0	1	0	0.0							324	10	3.1
40	210	八女市	2007年3月24日	八女市男女共同参画都市宣言	1	1	0	0.0	2	0	0.0							185	4	2.2
40	211	筑後市				1	0	0.0	1	0	0.0							75	3	4.0
40	212	大川市				1	0	0.0	1	0	0.0							50	0	0.0
40	213	行橋市	2005年11月5日	ともに輝く男女共同参画都市ゆくはし宣言	1	1	0	0.0	2	0	0.0							183	5	2.7
40	214	豊前市				1	0	0.0	0	0								127	1	0.8
40	215	中間市				1	0	0.0	1	0	0.0							61	4	6.6
40	216	小郡市				1	0	0.0	1	0	0.0							62	2	3.2
40	217	筑紫野市	2003年2月16日	筑紫野市男女共同参画都市宣言	1	1	0	0.0	1	0	0.0							82	5	6.1
40	218	春日市	1999年9月24日	男女共同参画都市宣言	2	1	0	0.0	1	0	0.0							35	1	2.9
40	219	大野城市	1997年6月18日	男女共同参画都市宣言	2	1	0	0.0	1	0	0.0							27	1	3.7
40	220	宗像市				1	1	100.0	1	0	0.0							143	11	7.7
40	221	太宰府市				1	0	0.0	1	0	0.0							44	3	6.8
40	223	古賀市				1	0	0.0	1	0	0.0							46	2	4.3
40	224	福津市	2003年9月20日	福津市男女共同参画都市宣言	1	1	0	0.0	0	0								102	2	2.0
40	225	うきは市				1	0	0.0	1	0	0.0							11	1	9.1
40	226	宮若市				1	0	0.0	1	0	0.0							78	2	2.6
40	227	嘉麻市				1	0	0.0	0	0								110	11	10.0
40	228	朝倉市				1	0	0.0	1	0	0.0							228	1	0.4
40	229	みやま市				1	0	0.0	1	0	0.0							148	2	1.4
40	230	糸島市	2016年3月25日	糸島市男女共同参画都市宣言	2	1	0	0.0	1	0	0.0							164	5	3.0
40	231	那珂川市	2006年11月23日	那珂川町男女共同参画都市宣言	4	1	0	0.0	1	0	0.0							37	3	8.1
40	341	宇美町										1	0	0.0	1	0	0.0	48	3	6.3
40	342	篠栗町										1	0	0.0	1	0	0.0	21	0	0.0
40	343	志免町										1	0	0.0	1	0	0.0	30	4	13.3
40	344	須恵町										1	0	0.0	1	0	0.0	20	0	0.0
40	345	新宮町										1	0	0.0	2	0	0.0	24	1	4.2
40	348	久山町										1	0	0.0	1	0	0.0	8	0	0.0
40	349	粕屋町										1	0	0.0	1	0	0.0	24	0	0.0
40	381	芦屋町										1	0	0.0	1	0	0.0	30	3	10.0

都 道 府 県 コ ー ド	市 区 町 村 コ ー ド	市 区 町 村 名	男女共同参画に関する宣言			首長、自治会長等の状況													
			宣 言 年 月 日	宣 言 名 称	宣 言 の 形 態	市 区 長 数	うち 女性 市区 長 数	女性 比率 (%)	副 市 区 長 数	うち 女性 副市 区長 数	女性 比率 (%)	町 村 長 数	うち 女性 町村 長 数	女性 比率 (%)	副 町 村 長 数	うち 女性 副町 村長 数	女性 比率 (%)	自 治 会 長 数	うち 女性 自治 会長 数
40	382	水巻町									1	0	0.0	1	0	0.0	31	1	3.2
40	383	岡垣町									1	0	0.0	1	0	0.0	55	5	9.1
40	384	遠賀町									1	0	0.0	1	0	0.0	23	2	8.7
40	401	小竹町									1	0	0.0	0	0	0.0	18	1	5.6
40	402	鞍手町									1	0	0.0	1	1	100.0	42	0	0.0
40	421	桂川町									1	0	0.0	1	0	0.0	36	0	0.0
40	447	筑前町									1	0	0.0	1	0	0.0	50	0	0.0
40	448	東峰村									1	0	0.0	1	0	0.0	15	0	0.0
40	503	大刀洗町									1	0	0.0	1	0	0.0	25	0	0.0
40	522	大木町	2015年5月29日	女性の活躍推進宣言	1						1	0	0.0	1	0	0.0	49	1	2.0
40	544	広川町									1	0	0.0	1	0	0.0	34	0	0.0
40	601	香春町									1	0	0.0	1	0	0.0	43	1	2.3
40	602	添田町									1	0	0.0	1	0	0.0	34	0	0.0
40	604	糸田町	2019年2月5日	女性大活躍推進宣言(女性の大活躍推進福岡県会議)	1						1	0	0.0	0	0	0.0	21	2	9.5
40	605	川崎町									1	0	0.0	1	0	0.0	42	3	7.1
40	608	大任町									1	0	0.0	1	0	0.0	1	0	0.0
40	609	赤村									1	0	0.0	1	0	0.0	7	0	0.0
40	610	福智町									1	0	0.0	1	0	0.0	83	4	4.8
40	621	苅田町	2005年12月4日	苅田町男女共同参画都市宣言	1						1	0	0.0	1	0	0.0	48	0	0.0
40	625	みやこ町									1	0	0.0	1	0	0.0	113	5	4.4
40	642	吉富町									1	0	0.0	0	0	0.0	20	0	0.0
40	646	上毛町									1	0	0.0	1	0	0.0	41	0	0.0
40	647	築上町	2007年6月5日	男女共同参画推進宣言の町	2						1	0	0.0	1	0	0.0	66	3	4.5

<選択肢回答>
 男女共同参画に関する宣言
 宣言の形態
 1 首長声明
 2 議会の議決
 3 庁内連絡会議の決定
 4 その他

都 道 府 県 コ ー ド	市 区 町 村 コ ー ド	市 区 町 村 名	目標設定の対象である審議会等の目標及び現状値							目標設定の対象である審議会等の範囲					地方自治法(第202条の3)に基づく 審議会等における登用状況					地方自治法(第180条の5)に基づく 委員会等における登用状況					(再掲) 市町村防災会議 (委員のみ)			(再掲) 市町村防災会議 (会長を含む)			調査時点コード				
			目 標 値 (%)	目 標 達 成 期 限	審 議 会 等 数	うち 女 性 委 員 数	総 委 員 数	うち 女 性 委 員	女 性 比 率 (%)	審 議 会 等 数	うち 女 性 委 員 数	総 委 員 数	うち 女 性 委 員	女 性 比 率 (%)	委 員 会 等 数	うち 女 性 委 員 数	総 委 員 数	うち 女 性 委 員	女 性 比 率 (%)	総 委 員 数	うち 女 性 委 員	女 性 比 率 (%)	目 標 設 定 の 対 象 で あ る 審 議 会 等 の 目 標 及 び 現 状 値	そ の 他	地 方 自 治 法 (第312 条)に 基 づく 審 議 会 等 に お け る 登 用 状 況	そ の 他	地 方 自 治 法 (第180 条の5) に 基 づく 委 員 会 等 に お け る 登 用 状 況	そ の 他							
																													2026年3月	2026年3月	2026年3月	2026年3月	2026年3月	2026年3月	2026年3月
40	421	桂川町	30.0	2026年3月	17	14	178	42	23.6	町の審議会	10	9	127	32	25.2	6	4	29	6	20.7	22	4	18.2	23	4	17.4	2	2026年3月31日	1			1			
40	447	筑前町	42.0	2026年3月	30	27	414	169	40.8	法律若しくは条例の定めるところにより担当案件に関して調停、審査、審議や調査を行う機関と定められ、実施している機関。連絡調整、情報交換のみが設置目的の機関は含まない。	30	27	414	169	40.8	5	4	33	7	21.2	14	2	14.3	15	2	13.3	1		1			1			
40	448	東峰村	30.0	2022年4月	16	15	157	48	30.6	法律により設定されている委員会等、条例により設置されている審議会等	16	10	147	19	12.9	5	3	24	4	16.7	8	0	0.0	9	0	0.0	1		1			1			
40	503	大刀洗町	50.0	2031年3月	22	17	212	62	29.2	町が設置する全ての審議会・委員会	5	5	54	17	31.5	5	4	34	5	14.7	19	2	10.5	20	2	10.0	1		1			1			
40	522	大木町	30.0	2023年3月	19	18	176	65	36.9	法律により設置されている審議会等(地方自治法第180条の5、第202条の3)	13	13	142	55	38.7	6	5	34	10	29.4	28	9	32.1	29	9	31.0	1		1			1			
40	544	広川町	30.0	2027年3月	28	25	252	83	25.0	地方自治法第202条の3及び180条の5並びに町で規則・要綱等で設置している町の諮問等に対して調停・審査を行う審議会等。	16	15	150	43	28.7	6	4	30	5	16.7	22	1	4.5	23	1	4.3	1		1			1			
40	601	香春町	26.0	2022年3月	33	24	267	57	21.3	条例・規則等により設置されている懇談会、会議等	21	12	180	35	19.4	5	3	21	4	19.0	7	0	0.0	8	0	0.0	1		1			1			
40	602	浜田町	30.0	2023年3月	12	12	111	34	30.6	条例で規定され、報酬が支払われる審議会等に属する	32	24	255	55	21.6	6	4	35	6	17.1	8	0	0.0	9	1	11.1	1		1			1			
40	604	永田町	30.0	2020年3月	17	14	127	29	22.8	地方自治法(第202条の3)に基づく審議会等	14	14	118	41	34.7	5	4	29	9	31.0							1		1			1			
40	605	山崎町	30.0	2020年3月	17	14	127	29	22.8	地方自治法(第202条の3)に基づく審議会等	17	14	127	29	22.8	5	4	26	7	26.9	9	1	11.1	10	1	10.0	1		1			1			
40	608	大任町								地方自治法(第202条の3)に基づく審議会等	10	4	99	13	13.1	5	3	23	6	26.1	13	0	0.0	14	0	0.0	1		1			1			
40	609	赤村								地方自治法(第202条の3)に基づく審議会等	10	7	85	22	25.9	5	4	22	6	27.3				11	0	0.0	1		1			1			
40	610	福智町	21.0	2022年	21	17	228	48	21.1	地方自治法(第202条の3)に基づく審議会等	21	17	228	48	21.1	6	4	30	5	16.7				16	1	6.3	1		1			1			
40	621	別田町	30.0	2022年4月	32	29	364	113	31.0	地方自治法(第202条の3)に基づく審議会(広域を除く)	32	29	364	113	31.0	5	3	20	4	20.0							1		1			1			
40	623	みやこ町								地方自治法(第202条の3)に基づく審議会等	8	7	90	23	25.6	5	3	26	4	15.4				16	1	6.3	1		1			1			
40	642	吉富町	40.0	2024年6月	27	27	295	91	30.8	地方自治法に基づく町の附属機関	26	26	278	87	31.3	6	5	30	11	36.7	17	2	11.8	18	2	11.1	1		1			1			
40	646	上毛町	25.0	2026年3月	19	13	145	25	17.2	法律、政令、町条例に基づく審議会等	13	11	115	23	20.0	6	2	30	2	6.7	12	0	0.0	13	0	0.0	1		1			1			
40	647	蒙上町	40.0	2022年3月	43	37	391	110	28.1	地方自治法(第202条の3)	43	37	391	110	28.1	6	5	30	7	23.3	16	2	12.5	17	2	11.8	2	2021年7月6日	2	2021年7月6日	2	2021年7月6日			

市区町村別集計項目(審議会委員への女性の登用)No2(広域圏で設置している審議会等)

福岡県

都府県	市区町村名	目標設定の対象である審議会等の目標及び現状値						目標設定の対象である審議会等の範囲				地方自治法(第202条の3)に基づく審議会等における登用状況					地方自治法(第180条の5)に基づく委員会等における登用状況					(再掲)市町村防災会議(委員のみ)			(再掲)市町村防災会議(会長を含む)			
		目標値(%)	目標年度	審議会等数	うち女性委員数	総委員数	うち女性委員数	女性比率(%)	審議会等数	うち女性委員数	総委員数	うち女性委員数	女性比率(%)	委員会等数	うち女性委員数	総委員数	うち女性委員数	女性比率(%)	総委員数	うち女性委員数	女性比率(%)	総委員数	うち女性委員数	女性比率(%)				
								13	13	1,092	337	30.9	2	0	6	0	0.0											

調査時点 議会関係は2021年7月1日(その他2021年4月1日)

都 道 府 県	市 区 町 村	議員の通称又は旧姓の使用を認めていますか。	市区町村議会の議員の両立支援体制に関する調査	市区町村議会の議員の両立支援体制に関する調査															
				問1	問2	問3	問4	問5	問6	問7	問8								
				議員の出産を欠席事由として明記した規定(産休を含む)があるか。	問1で、1.を選択した場合、「欠席事由として明記した規定」はいつ制定されたか。	問1で、1.を選択した場合、取得することが可能な休業期間は、次のうちどれか。	問1で、1.を選択した場合、出産に係る産前産後期間の明記はあるか。	問4で1.を選択した場合該当部分の条文(本文)を記入してください。	問1で、1.を選択した場合、休暇期間の報酬について減額の規定はあるか。	問1で、1.を選択した場合該当部分の条文(本文)を記入してください。	議員の仕事と生活の両立の観点からの欠席事由について、以下の事由について1~4のいずれか一つに○をつけてください。 1. 明記した規定がある 2. 明記した規定はないが、運用上認めている 3. 明記した規定が無く、運用上も認めていない 4. 明記した規定が無く、過去に事例が無い								
1. 明記した規定があり、認めている。 2. 明記した規定はないが、運用上認めている。 3. 明記した規定が無く、運用上も認めていない。 4. 明記した規定が無く、過去に事例が無い。	定規で、1.を選択した場合該当部分の条文(本文)を記入してください。	1. 明記した規定がある。 2. 明記した規定はないが、運用上認めている。 3. その他(欠席の例がない、不明等)	1. 2014年度以前 2. 2015年度以降	1. 労働基準法65条の産前産後の就業制限の期間よりも短い。 2. 労働基準法65条の産前産後の就業制限の期間以上である。 3. 期間の定めはない。	1. 明記した規定がある。 2. 明記した規定はない。	1. あり 2. なし 3. その他	その他 他員体例	配偶者の 出産	育児	家族の 看護	家族の 介護	疾病	その他						
				33	1の合計	52	3	0	40		5			35	36	35	36	39	28
				6	2の合計	1	49	40	12		46			5	5	8	6	13	7
				5	3の合計	7		12	0		1			0	0	0	0	1	1
				16	4の合計	0								20	19	17	18	7	22
40	北九州市	2	北九州市議会	1	1	3	2			1			4	4	4	4	1		
				北九州市議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例 第2条 2 議員が一の定例会の期日の日(以下「欠席開始日」という。)から欠席開始日から起算しての月を算出し(以下「経過月日」という。)までの間の定例会の会議まで次に掲げる事由以外の事由により欠席した場合において、6月経過日後最初に定例会もしくは臨時会の会議又は北九州市議会委員会条例(昭和54年北九州市条例第4号)第1条の委任委員、同条例第6条第1項の議決委員、同条例第6条第1項の特別委員に出席した日の属する月又はその職を離れた日の属する月(以下「出席月等」という。)が6月経過日の属する月の翌月の月であるときは、6月経過日の属する月の翌月から出席月等の前月(その職を離れた場合は、出席月等)までの当該議員の議員報酬の月額を、前項の規定にかかわらず、出席にあつた議員報酬の月額に100分の80を乗じて得た額とする。 (1) 北九州市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例(昭和42年北九州市条例第2号)第3条第3項の規定により議長が公務又は通勤により生じたものであると認定した災害 (2) 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(平成10年法律第114号)第18条第1項に規定する患者又は無症状病原体保有者であること。															
40	福岡市	1	福岡市議会	1	1	3	2			2			4	1	4	1	1		
				福岡市職員の氏名の変更及び旧姓使用に係る取扱要綱 第2条 職員は、次に掲げる場合を除き、文書等において旧姓を使用することができる。 (1) 文書等において旧姓を使用することにより、法令、条例等の規定に違反するおそれがある場合 (2) 文書等において旧姓を使用することにより、外部の機関等との関係から、円滑な事務の遂行に支障をきたすおそれがある場合 (3) 前2号に掲げるもののほか、実務上特段の支障が生じると認められる場合															
40	大牟田市	1	大牟田市議会	1	2	2	1			2			1	1	1	1	1	1	1
				大牟田市職員旧姓使用取扱要綱(職責) 第1条 この要綱は、結婚、養子縁結等により戸籍上の氏を改めた職員が、改正前の氏(以下「旧姓」という。)を業務において使用することに関し、必要な事項を定めるものとする。 【第2条以下略】 大牟田市議会会議規則((欠席の届出)第2条2項) 2 議員は、出産のため出席できないときは、出産予定日の直前(多胎妊娠の場合にあつては、4週間)前日から当該届出の日後(産前産後)を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。															
40	久留米市	1	久留米市議会	1	2	3	2			2			4	4	2	4	1	2	
				久留米市職員旧姓使用取扱要綱 第1条 この要綱は、職員が結婚、養子縁結その他の事由(以下「婚姻等」という。)により、戸籍上の氏を改めた後、引き続き婚姻等の前の氏(以下「旧姓」という。)を使用することに関し、必要な事項を定めるものとする。															

都 道 府 県 市 町 村 名	市 区 町 村 名	職員の通称又は旧姓の使用を認めていますか。	市区町村議会の議員の専任支援体制に関する調査																		
			問1	問2	問3	問4	問5	問6	問7	問8											
			議員の出産を欠席事由として明記した規定(産休を含む)があるか。	問1で、1.を選択した場合、「文庫事由として明記した規定」はいつ制定されたか。	問1で、1.を選択した場合、取得することが可能な休業期間は、次のうちどれか。	問1で、1.を選択した場合、出産に係る産前産後期間の明記はあるか。	問4で、1.を選択した場合、該当部分の条文(本文)を記入してください。	問1で、1.を選択した場合、休前期間の報酬について減額の規定はあるか。	問5で、1.を選択した場合、該当部分の条文(本文)を記入してください。	議員の仕事と生活の両立の観点からの欠席事由について、以下の事由について1~4のいずれか一つに○をつけてください。 1. 明記した規定がある 2. 明記した規定はないが、運用上認めている 3. 明記した規定が無く、運用上も認めていない 4. 明記した規定が無く、過去に事例が無い	配偶者の 出産	育児	家族の 看護	家族の 介護	疾病	その他					
40	##	直方市	4	直方市議会	1	2	2	1	直方市議会会議規則 第2条 議員は、公務、疾病、育児、看護、介護、配偶者の出産補助その他のやむを得ない事由のため出席できないときは、その理由を付け、当日の閉議時刻までに議長に届け出なければならない。 2 議員は、出産のため出席できないときは、期間を定めて、あらかじめ議長に欠席届を出すことができる。 3 前項の期間は、直方市議員の勤務時間及びその他の勤務事項に関する規則第6条第2項直方市規則第4号別表第3中、14の項期間の第1号及び第2号に規定する期間以内とする。	2						1	1	1	1	1	1
40	##	飯塚市	1	飯塚市議会	1	1	2	1	飯塚市議会会議規則 第2条 議員は、公務、疾病、育児、介護、配偶者の出産補助その他のやむを得ない事由のため出席できないときは、その理由を付け、当日の閉議時刻までに議長に届けなければならない。 2 議員は、出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあつては、4週間)前日から当該出産の日後の期間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	2						1	1	1	1	1	1
40	##	田川市	4	田川市議会	1	2	3	2	田川市議会議員報酬等の特例に関する条例 第3条 議員が自己都合、疾病等により、市議会の本議事や委員会に不出席したとき、議員報酬は、その期に応じた議員報酬月額に、市議会の会議等を欠席した日から市議会の会議等に出席した日の前日までの期間(以下「議員が引き続き欠席した期間」という。))に応じて、次の表に定める減額割合を乗じて得た額を、減額して支給するものとする。 議員が引き続き欠席した期間の区分 減額割合 90日を超え180日以下であるとき 10 0分の20 180日を超え365日以下であるとき 10 0分の50 365日を超えるとき 10 0分の80 2 前項の規定は、議員が引き続き欠席した期間が90日を超える日の属する月の翌月から、市議会の会議等に出席した日の属する月まで適用する。ただし、減額する月に議員資格を失う等交付すべき議員報酬がないときは、前項の規定は適用しない。 3 前2項の規定により議員報酬の減額を行う場合において、当該月内で議員報酬の減額割合が異なるときは、減額割合の高い方を適用する。	1	4	4	4	4	3	3					

都 市 区 界 町 界 村 界 コ ー ド 名	市 区 界 町 界 村 界 コ ー ド 名	職員の通称又は旧姓の使用を認めていますか。	市区町村議会の議員の自立支援体制に関する調査																					
			問1 議員の出身を欠席事由として明記した規定(産休を含む)があるか。	問2 問1で、1.を選択した場合、「欠席事由として明記した規定」はいつ制定されたか。	問3 問1で、1.を選択した場合、取得することが可能な休業期間は、次のうちどれか。	問4 問1で、1.を選択した場合、出産に係る産前産後期間の明記はあるか。	問5 問4で、1.を選択した場合、該当部分の条文(本文)を記入してください。	問6 問1で、1.を選択した場合、休暇期間の報酬について減額の規定はあるか。	問7 問1で、1.を選択した場合、該当部分の条文(本文)を記入してください。	問8 議員の仕事と生活の両立の観点からの欠席事由について、以下の事由について1~4のいずれか一つに○をつけてください。 1. 明記した規定がある 2. 明記した規定はないが、運用上認めている 3. 明記した規定が無く、運用上も認めていない 4. 明記した規定が無く、過去に事例が無い														
		1. 明記した規定があり、認めている。 2. 明記した規定はないが、運用上認めている。 3. 明記した規定が無く、運用上も認めていない。 4. 明記した規定が無く、過去に事例が無い。	議会名	1. 明記した規定がある。 2. 明記した規定はないが、運用上認めている。 3. その他(欠席の例がない、不明等)	1. 2014年度以前 2. 2015年度以降	1. 労働基準法65条の産前産後の就業制限の期間よりも短い。 2. 労働基準法66条の産前産後の就業制限の期間以上である。 3. 期間の定めはない。	1. 明記した規定がある。 2. 明記した規定はない。	1. あり 2. なし 3. その他	その他具体例										配偶者の 出産	育児	家族の 看護	家族の 介護	疾病	その他
40	柳川市	1	柳川市議会	1	2	3	2	2											4	4	4	4	4	4
<p>柳川市職員旧姓使用取扱要綱</p> <p>(趣旨) この訓令は、職員が婚嫁等により戸籍上の氏を改めた後も、引き続き婚姻等の前の戸籍上の氏(以下「旧姓」という。)を文書等に使用するに際して、その取扱いに關し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(運用指針) 第2条 この訓令は、柳川市(本庁及び出先機関)に勤務する地方公務員法(昭和25年法律第28号)第3条に規定する一般職に属する職員に適用する。ただし、次に掲げる職員を除く。 (1) 課長級以上の職員 (2) 臨時的に任用される職員(使用及び範囲)</p> <p>第3条 市長は、別表第1に掲げる文書等に記載された職員の氏名について、当該職員から旧姓使用の申請があったときは、旧姓の使用を認めるものとする。</p> <p>2. 前項に掲げる文書等以外のものについて、職員から旧姓使用の申請があったときは、別表第2に掲げるものを除き、市長等の関係又は職務遂行上支障がないことを基準に、市長が旧姓使用の可否を判断し、旧姓使用の範囲を拡大することができる。</p> <p>(義務) 第6条 所属長は、所属職員の旧姓使用に關し、適切な運用が図られるよう努めなければならない。</p> <p>2. 旧姓を使用する職員は、旧姓を使用するに当たっては、市長、他の職員等に誤解や混乱が生じないように努めなければならない。</p> <p>別表第1(第5条関係) 旧姓を使用することができる文書等 基準 別 備考 1. 専ら組織内部で使用され、職員の間で一時的に確認が容易にできるもの 事務引継書、相互用紙、起家文書、業務日報、職場での呼称等 2. 職員の権利・義務に係るものの中で、組織内部の関係にとどまるもので、職員の間で一時的に確認が容易にできるもの 出勤簿、休暇簿等、支給簿、旅行復命書、育児休業承認請求書、週休日換替・休日の代休指定簿、市庁舎庁舎設計図書、職内に奉仕する職務免除申請書、委託企業等従事許可申請書等 3. 対外的なもので氏名の記載にとどまるもの等、特別な法律関係を生じさせるおそれのないもの 職員録、職員配置表、事務分担表、名刺、執筆原稿等</p> <p>別表第2(第3条関係) 旧姓を使用することができない文書等 基準 別 備考 1. 公務員の身分関係に係るもの 特許書、特許書、実業書、自己申告書(異動希望願書)等、人事異動内示書等、休職関係文書、職員証(※)、法令等に基づく身分証明書(※)等 (※)については、旧姓を併記することができる。 2. 職員の権利・義務に係るもので特別な法律関係を生じさせるおそれのあるもの 給与明細書、源泉徴収簿、年末調整関係文書、賃金計算書(申請書)、労務関係関係文書、公務災害関係文書、各種研修関係文書、各種研修関係関係文書、財務会計簿及及び監査書類の内、請求行為に係るもの、委任事務に係る委任者の決裁等 3. 公権力の行使に係るもの 許認可、立入検査、徴税等法令に基づく行政処分に係る文書その他の職員員の身分に基づいて行う対外的な行政行為に係るもの</p>																								

都 市 区	市 区	町 村	議員の通称又は旧姓の使用を認めますか。	市区町村議会の議員の自立支援体制に関する調査														
				問1 議員の出席を欠席事由として明記した規定(産休を含む)があるか。	問2 問1で、1.を選択した場合、「欠席事由」として明記した規定は、次のうちどれか。	問3 問1で、1.を選択した場合、取得することが可能な休業期間は、次のうちどれか。	問4 問1で、1.を選択した場合、産前産後期間の明記はあるか。	問5 問1で、1.を選択した場合、産前産後期間の明記はあるか。	問6 問1で、1.を選択した場合、休職期間の報酬について減額の規定はあるか。	問7 問1で、1.を選択した場合、休職期間の報酬について減額の規定はあるか。	問8 議員の仕事と生活の両立の観点からの欠席事由について、以下の事由について1~4のいずれか一つに○をつけてください。 1. 明記した規定がある 2. 明記した規定はないが、運用上認めている 3. 明記した規定がなく、運用上も認めていない 4. 明記した規定がなく、過去に事例が無い							
		町	1. 明記した規定があり、認めている。 2. 明記した規定はないが、運用上認めている。 3. 明記した規定がなく、運用上も認めていない。 4. 明記した規定がなく、過去に事例が無い。	定規で、1. を選択した場合該当部分の条文(本文)を記入してください。	議 会 名	1. 明記した規定がある。 2. 明記した規定はないが、運用上認めている。 3. その他(欠席の例がない、不明等)	1. 2014年度以前 2. 2015年度以降	1. 労働基準法65条の産前産後の就業制限の期間よりも短い。 2. 労働基準法66条の産前産後の就業制限の期間以上である。 3. 期間の定めはない。	1. 明記した規定がある。 2. 明記した規定はない。	1. あり 2. なし 3. その他	その他具休例	配偶者の 出産	育児	家族の 看護	家族の 介護	疾病	その他	
40	八女市	1	八女市議員の旧姓使用取扱い要項 八女市議員の旧姓使用取扱い要項 (目的) 第1条 この要項は、婚姻、養子縁組その他の事由により戸籍上の氏を改めた議員が、改姓前の氏(以下旧姓という。)を職名において使用するに關し必要な事項を定めることを目的とする。 (適用職員) 第2条 この要項は、一般職員に適用する。ただし、臨時的に任用する職員を除く。 (旧姓を使用することができる文書等) 第3条 旧姓を使用することができる文書等は、法令等に規定するおそれがない。かつ、職務遂行上支障がないと認められる文書等で、別表第1の基準に該当するものとし、別表第2の基準に該当する文書等については、使用を認めないものとする。 (旧姓使用の承認申請) 第4条 職員は、旧姓を使用しようとするときは、旧姓使用承認申請書(様式第1号)により、任命権者の承認を受けなければならない。 2. 旧姓使用承認申請書を受理した任命権者は、市長に合議するものとする。 (承認の通知) 第5条 任命権者は、旧姓の使用を承認したときは、旧姓使用承認通知書(様式第2号)により、所属長を経て、当該職員に通知するものとする。 (停止届) 第6条 旧姓を使用している職員は、旧姓の使用を中止しようとするときは、旧姓使用中止届(様式第3号)を所属長を経て、任命権者に提出しなければならない。 (他部署へ異動した場合の取扱い) 第7条 旧姓の使用の承認を受けた職員で他の部署に異動した後も引き続き旧姓を使用するものは、旧姓使用専断届(様式第4号)を所属長を経て、任命権者に提出しなければならない。 2. 前項の旧姓使用専断届は、旧姓使用の承認を受けていたことを証する書類の写しを添えるものとする。この場合において、第4条第1項及び第5条の規定は、適用しない。 (表参) 第8条 所属長は、所属職員の旧姓の使用に關し、適切な運用が図られるよう努めなければならない。 2. 旧姓を使用する職員は、旧姓を使用するに当たっては、市民及び他の職員等に誤解又は混乱が生じないように努めなければならない。 (委任) 第9条 この要項に定めるもののほか、旧姓の使用に關し必要な事項は、市長が別に定める。附 則 この要項は、平成16年4月1日から施行する。	八女市議会	1	2	2	1	2	1	1	1	1	1	1	1	1	1

都 市 区 界 村 町 コ ー ド 名	職員の通称又は旧姓の使用を認めていますか。	市区町村議会の議員の関立支援体制に関する調査											
		問1	問2	問3	問4	問5	問6	問7	問8				
		議員の出産を欠席事由として明記した規定(産休を含む)があるか。	問1で、1.を選択した場合は、「欠席事由」として明記した規定(産休を含む)があるか。	問3で、1.を選択した場合は「欠席事由」として明記した規定(産休を含む)があるか。	問4で、1.を選択した場合は「欠席事由」として明記した規定(産休を含む)があるか。	問5で、1.を選択した場合は「欠席事由」として明記した規定(産休を含む)があるか。	問6で、1.を選択した場合は「欠席事由」として明記した規定(産休を含む)があるか。	問7で、1.を選択した場合は「欠席事由」として明記した規定(産休を含む)があるか。	問8で、1.を選択した場合は「欠席事由」として明記した規定(産休を含む)があるか。				
40	1	<p>1. 明記した規定があり、認めている。</p> <p>2. 明記した規定はないが、運用上認めている。</p> <p>3. 明記した規定がなく、運用上も認めていない。</p> <p>4. 明記した規定がなく、過去に事例が無い。</p>	<p>1. 明記した規定があり、認めている。</p> <p>2. 明記した規定はないが、運用上認めている。</p> <p>3. その他(欠席の例がない、不明等)</p>	<p>1. 2014年度以前</p> <p>2. 2015年度以降</p>	<p>1. 労働基準法65条の産前産後の就業制限の期間よりも短い。</p> <p>2. 労働基準法66条の産前産後の就業制限の期間以上である。</p> <p>3. 期間の定めはない。</p>	<p>1. 明記した規定がある。</p> <p>2. 明記した規定はない。</p>	<p>1. あり</p> <p>2. なし</p> <p>3. その他</p>	<p>1. 明記した規定がある。</p> <p>2. 明記した規定はないが、運用上認めている。</p> <p>3. 明記した規定がなく、運用上も認めていない。</p> <p>4. 明記した規定がなく、過去に事例が無い。</p>	<p>配偶者の出産</p> <p>育児</p> <p>家族の看護</p> <p>家族の介護</p> <p>疾病</p> <p>その他</p>				
	筑後市	<p>筑後市議員の旧姓使用取扱要綱</p> <p>(目的)</p> <p>第1条 この要綱は、婚姻、養子縁結その他の事由によって戸籍上の氏を改めた職員が、改姓前の氏(以下「旧姓」という。)を職場において使用することに關し必要な事項を定めることとする。</p> <p>(運用範囲)</p> <p>第2条 この要綱は、一般職に属する職員に適用する。ただし、臨時的に任用される職員を除く。</p> <p>(旧姓を使用することができる文書等)</p> <p>第3条 旧姓を使用することができる文書等は、法令等に規定するおそれがない。かつ、職務遂行上支障がないと認められる文書等で、別表第1に掲げる基準のいずれかに該当するものとし、別表第2に掲げる基準のいずれかに該当する文書等については使用を認めないものとする。</p> <p>(旧姓使用の承認申請)</p> <p>第4条 職員は、旧姓を使用しようとするときは、旧姓使用承認申請書(様式第1号)により、任命権者の承認を受けなければならない。</p> <p>2 旧姓使用承認申請書を受領した任命権者は、長名変更届とともに、市長に合議するものとする。</p> <p>(承認の通知)</p> <p>第5条 任命権者が旧姓の使用を承認したときは、旧姓使用承認通知書(様式第2号)により、所屬長を経て当該職員に通知するものとする。</p> <p>(中止届)</p> <p>第6条 旧姓を使用している職員が、その使用を中止しようとするときは、旧姓使用中止届(様式第3号)を所屬長を経て任命権者に提出しなければならない。</p> <p>(他の部局へ異動した者の取扱い)</p> <p>第7条 旧姓の使用の承認を受けた職員が他の部局へ異動した後は引き続き旧姓を使用するものは、旧姓使用者異動届(様式第4号)を任命権者に提出しなければならない。</p> <p>2 前項の旧姓使用者異動届は、旧姓使用の承認を受けていないことを経る書類の写しを添付し、所屬長を経て提出するものとする。この場合においては、第4条第1項及び第5条の規定は適用しない。</p> <p>(運用)</p> <p>第8条 所屬長は、所屬職員の旧姓使用に關し、適切な運用が図られるよう努めなければならない。</p> <p>2 旧姓を使用する職員は、旧姓を使用するに当たっては、市長、他の職員等に誤解や異議が生じないように努めなければならない。</p> <p>(責任)</p> <p>第9条 この要綱に定めるもののほか、旧姓の使用に關し必要な事項は、市長公室長が別に定める。</p> <p>附 則</p> <p>この告示は、平成13年10月1日から施行する。</p> <p>附 則(平成15年3月23日告示第24号)</p> <p>この告示は、平成15年4月1日から施行する。</p> <p>附 則(平成18年3月22日告示第28号)</p> <p>この告示は、平成18年4月1日から施行する。</p> <p>別表第1(旧姓を使用することができる文書等)基準例</p> <p>1 専ら組織内で使用され、職員の同一性の確認が容易にできるもの事務引継書、回覧用紙、届出文書、決裁に係るもの、業務日報</p> <p>2 職員の種類、職務に係るもの等であるが、組織内部の関係にとどまるもので、職員の同一性の確認が容易にできるもの1 休職届、出社命令書、復命書、育児休業承認申請書、週休日の振替届出書、特別休暇命令書、職災保険申請書の名簿、労務企業従事許可申請書</p> <p>2 財務会計帳票及び経理書類のうち専ら組織内で使用する文書(請求行に係るもの及び委任事務に係る受任者の決裁を除く。)</p> <p>3 対外的なものであるが、長名の記載にとどまるもの等、特別な法律関係を生じさせるおそれのあるもの1 給与明細書、源泉徴収票、給与当座、(認定申請書、共済組合に係る文書、公営住宅に係る文書、各種研修関係文書、各種健康診断関係文書</p> <p>2 財務会計帳票及び経理書類及び委任事務に係る受任者の決裁(例 旅費請求書、資金前渡員名簿等)</p> <p>3 公権力の行使に係るもの1 許認可、立入検査、徴収等法令に基づく行政処分に係る文書(例 査察請求書)</p> <p>2 その他職員の仕事に基づいて行う体系的な行政行為に係る文書</p>	<p>筑後市議会</p>	<p>1</p>	<p>2</p>	<p>2</p>	<p>1</p>	<p>2</p>	<p>1</p>	<p>1</p>	<p>1</p>	<p>1</p>	<p>1</p>

都 道 府 県	市 区 村 町	議員の通称又は旧姓の使用を認めていますか。	市区町村議会の議員の国立支援体制に関する調査																	
			問1 議員の出席を欠席事由として明記した規定(産休を含む)があるか。	問2 問1で、1.を選択した場合、「欠席事由」として明記した規定(産休を含む)があるか。	問3 問1で、2.を選択した場合、取得できる最大休養期間は、次のうちどれか。	問4 問1で、3.を選択した場合に係る産前産後期間の明記はあるか。	問5 問4で、1.を選択した場合に記入してください。	問6 問1で、2.を選択した場合に記入してください。	問7 問1で、3.を選択した場合に記入してください。	問8 議員の仕事と生活の両立の観点からの欠席事由について、以下の事由について1〜4のいずれか一つに○をつけてください。 1. 明記した規定がある。 2. 明記した規定はないが、運用上認めている。 3. 明記した規定がなく、運用上も認めていない。 4. 明記した規定がなく、過去に事例が無い。										
1. 明記した規定があり、認めている。 2. 明記した規定はないが、運用上認めている。 3. 明記した規定がなく、運用上も認めていない。 4. 明記した規定がなく、過去に事例が無い。			1. 明記した規定があり、認めています。 2. 明記した規定はないが、運用上認めている。 3. その他(欠席の例が、明確)	1. 2014年度以前 2. 2015年度以降	1. 労働基準法65条の産前産後の就業制限の期間よりも短い。 2. 労働基準法66条の産前産後の就業制限の期間以上である。 3. 期間の定めはない。		1. あり 2. なし 3. その他	其他員体例				配偶者の 出産	育児	家族の 看護	家族の 介護	疾病	その他			
40	##	大川市	1	大川市職員旧姓使用取扱要綱 (使用及び範囲) 第3条 任命権者は、別表第1に掲げる文書等に記載された議員の氏名について、当該議員から旧姓使用の申請があったときは、旧姓の使用を認めるものとする。	大川市議会	1	2	2	1		大川市議会会議規則第2条第2項 議員は出産のため出席できないときは、出産予定日の翌期(多胎妊娠の場合にあつては、14週間)前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	2			1			1	1	
40	##	行橋市	1	行橋市職員旧姓使用取扱要綱 (目的) 第1条 この要綱は、婚姻、養子縁組その他の事由によって戸籍上の氏を改めた議員が、改姓前の氏(以下「旧姓」という。)を職場において使用するに際し必要な事項を定めるものとする。 (適用議員) 第2条 この要綱は、市長部局に勤務する一般職に属する議員に適用する。 (旧姓を使用することができる文書等) 第3条 旧姓を使用することができる文書等は、法令等に抵触するおそれなく、かつ職務遂行上支障がないと認められる文書等であり、別表第1に掲げる基準の1から3までのいずれかに該当するものとし、別表第2に掲げる基準の1から3までのいずれかに該当する文書等については使用を認めないものとする。 (旧姓使用の承認申請) 第4条 議員は旧姓を使用しようとするときは、旧姓使用承認申請書(第1号様式)により、市長の承認を申請しなければならない。 第5条 前項の旧姓使用承認申請書は、所属長を経て総務課長に提出するものとする。 (承認の通知) 第6条 市長は旧姓の使用を承認したときは、旧姓使用承認通知書(第2号様式)により、所属長を経て当該議員に通知するものとする。 (中止届) 第7条 旧姓を使用している議員が、その使用を中止しようとするときは、旧姓使用中止届(第3号様式)を所属長を経て総務課長に提出しなければならない。 (他の任命権者の承認を受けた者の取扱い) 第8条 市長以外の任命権者から旧姓の使用の承認を受けた議員(市長部局に転勤した後も引き続き旧姓を使用するものは、旧姓使用者異動届(第4号様式)を総務課長に提出しなければならない。 第9条 前項の旧姓使用者異動届は、旧姓使用の承認を申請したことに関する書面の写しを添え、所属長を経て提出するものとする。この場合においては、第4条及び第5条の規定は適用しない。 (責務) 第10条 所属長は、所属議員の旧姓使用に関する適切な運用が図られるよう努めなければならない。 第11条 旧姓を使用する議員は、旧姓を使用するに当たっては、市長、他の議員等に誤解や混乱が生じないように努めなければならない。 その他 第12条 この要綱に定めるもののほか、旧姓の使用に際し必要な事項は、総務課長が別に定める。	行橋市議会	1	2	2	1		2		1	1	1	1	1	1	1	1
40	##	豊前市	4		豊前市議会	1	2	2	1		豊前市議会会議規則 第2条第2項 議員は、出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあつては、14週間)前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	1			1	1	1	1	1	1
40	##	中間市	1	中間市職員旧姓使用取扱要綱 (目的) 第1条 この要綱は、婚姻、養子縁組その他の事由によって戸籍上の氏を改めた議員が、改姓前の氏(以下「旧姓」という。)を職場において使用するに際し必要な事項を定めるものとする。 (適用議員) 第2条 この要綱は、中間市に勤務する一般職に属する議員に適用する。ただし、次に掲げる職を要し。 (1)課長級以上の職員 (2)臨時的に任用される職員	中間市議会	1	2	2	1		中間市議会会議規則 (欠席の届出)第2条第2項 議員は、出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合に合しては14週間)前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	2			1	1	1	1	1	1

都 市 区 界 限 内 の 村 町 名	職員の通称又は旧姓の使用を認めていますか。	市区町村議会の議員の自立支援体制に関する調査														
		問1	問2	問3	問4	問5	問6	問7	問8							
		議員の出席を欠席事由として明記した規定(産休を含む)があるか。	問1で、1.を選択した議員の出産を欠席事由として明記した規定(産休を含む)があるか。	問1で、1.を選択した場合、「欠席事由」として明記した規定は、次のうちどれか。 1. 2014年度以前 2. 2015年度以降	問1で、1.を選択した場合、取得することが可能な休業期間は、次のうちどれか。 1. 労働基準法65条の産前産後の就業制限の期間よりも短い。 2. 労働基準法66条の産前産後の就業制限の期間以上である。 3. 期間の定めはない。	問1で、1.を選択した場合、出産に係る産前産後期間の明記はあるか。	問4で、1.を選択した場合、該当部分の条文(本文)を記入してください。	問5で、1.を選択した場合、休職期間の報酬について減額の規定はあるか。	問6で、1.を選択した場合、休職期間の報酬について減額の規定はないか。	問7で、1.を選択した場合、該当部分の条文(本文)を記入してください。	問8					
1. 明記した規定があり、認めている。 2. 明記した規定はないが、運用上認めている。 3. 明記した規定がなく、運用上も認めていない。 4. 明記した規定がなく、過去に事例が無い。	1. 明記した規定があり、該当部分の条文(本文)を記入してください。 2. 明記した規定はないが、運用上認めている。 3. 明記した規定がなく、運用上も認めていない。 4. 明記した規定がなく、過去に事例が無い。	1. 明記した規定がある。 2. 明記した規定はない。 3. その他(欠席の例がない、不明等)	1. 明記した規定がある。 2. 明記した規定はない。	1. あり 2. なし 3. その他	1. 明記した規定がある。 2. 明記した規定はない。 3. その他	1. あり 2. なし 3. その他	1. 明記した規定がある。 2. 明記した規定はない。 3. 明記した規定がなく、運用上も認めていない 4. 明記した規定がなく、過去に事例が無い									
議会名	議員の出席を欠席事由として明記した規定(産休を含む)があるか。	問1で、1.を選択した場合、「欠席事由」として明記した規定は、次のうちどれか。 1. 2014年度以前 2. 2015年度以降	問1で、1.を選択した場合、取得することが可能な休業期間は、次のうちどれか。 1. 労働基準法65条の産前産後の就業制限の期間よりも短い。 2. 労働基準法66条の産前産後の就業制限の期間以上である。 3. 期間の定めはない。	問1で、1.を選択した場合、出産に係る産前産後期間の明記はあるか。	問4で、1.を選択した場合、該当部分の条文(本文)を記入してください。	問5で、1.を選択した場合、休職期間の報酬について減額の規定はあるか。	問6で、1.を選択した場合、休職期間の報酬について減額の規定はないか。	問7で、1.を選択した場合、該当部分の条文(本文)を記入してください。	問8	配偶者の出席	育児	家族の看護	家族の介護	疾病	その他	
40	小都市	1	小都市職員旧姓使用取扱要綱 第18条 この要綱は、職員が妊娠、養子縁組その他の事由(以下「届出事由」という。)によって氏名を変更した後も、引き続き妊娠等の届出の氏(以下「旧姓」という。)を使用することに関して必要な事項を定めるものとする。	小都市議会	1	2	2	1	小都市議会会議規則 第2条 議員は、公務、疾病、育児、看護、介護、配偶者の出席補助その他のやむを得ない事由のため出席できないときは、その理由を付け、当日の閉議時前までに議長に届けなければならない。 議員は、出席のために出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合であつては14週間)前日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間をあらかじめ、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	1	1	1	1	1	4	
40	筑紫野市	1	筑紫野市職員の旧姓使用に関する取扱要綱 第1条 この要綱は、妊娠、養子縁組その他の事由により、戸籍上の氏名を改めた職員について、引き続き妊娠等の届出の氏(以下「旧姓」という。)を市の文書等において使用することに関し、必要な事項を定めるものとする。	筑紫野市議会	1	2	3	2	2	4	4	4	4	4	2	4
40	春日市	1	春日市職員の旧姓使用に関する要綱 春日市職員の旧姓使用に関する要綱(平成13年2月27日告示第91号)参照ください。	春日市議会	1	2	3	2	2	4	4	2	4	2	4	
40	大野城市	1	大野城市職員旧姓使用取扱要綱 第3条 旧姓を使用することができる文書等は、旧姓を使用しても法廷等に抵触するおそれなく、かつ、職務遂行上支障がないと認められる文書等とし、概ね次に掲げる基準に該当するものとする。 (1) 専ら組織内部で使用される文書等で、かつ、容易に当該旧姓を使用する議員の同一性を確認できるもの (2) 議員の権利義務に係る文書等で、容易に当該旧姓を使用する議員の同一性を確認でき、旧姓の使用を原因とする係争のおそれがないもの (3) 対外的に使用されることがあるが、単に氏名の記載にとどまるもの等、特別の法律関係を生じさせざるおそれのないもの 2. 次に掲げる基準に該当する文書等には、旧姓を使用することができない。 (1) 議員の身分関係に関わる文書等で、法令等に抵触するもの又は法令等に基づく事務処理等に与える影響の大きいもの (2) 議員の権利義務関係に関わる文書等で、法令等に抵触するもの又は法令等に基づく事務処理等に与える影響の大きいもの (3) 公権力の行使に係るもの等、対外的に大きな影響を与えるおそれのあるもの 3. 前2項に掲げるいずれの基準にも該当しないおそれのある文書等については、職務遂行上、又は事務処理上の影響等を考慮し、市長が旧姓使用の可否を決定する。	大野城市議会	1	2	3	2	2	2	2	2	2	2	2	
40	宗像市	2	宗像市議会会議規則 第2条第2項 議員は、出席のため欠席するときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあつては、14週間)前日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間をあらかじめ、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	宗像市議会	1	2	2	1	2	1	1	1	1	1	1	

都 道 府 県 市 町 村	区 市 町	職員の通称又は旧姓の使用を認めていますか。	市区町村議会の議員の専任支援体制に関する調査																			
			問1	問2	問3	問4	問5	問6	問7	問8												
			議員の出席を欠席事由として明記した規定(産休を含む)があるか。	問1で、1.を選択した場合、「欠席事由として明記した規定」はいつ制定されたか。	問1で、1.を選択した場合、取得することが可能な休業期間は、次のうちどれか。	問1で、1.を選択した場合、出産に係る産前産後期間の明記はあるか。	問4で、1.を選択した場合、該当部分の条文(本文)を記入してください。	問1で、1.を選択した場合、休職期間の報酬について減額の規定はあるか。	問6で、1.を選択した場合、該当部分の条文(本文)を記入してください。	議員の仕事と生活の両立の観点からの欠席事由について、以下の事由について1～4のいずれか一つに○をつけてください。 1. 明記した規定がある 2. 明記した規定はないが、運用上認めている 3. 明記した規定がなく、運用上も認めていない 4. 明記した規定がなく、過去に事例が無い												
1. 明記した規定があり、認めている。 2. 明記した規定はないが、運用上認めている。 3. 明記した規定がなく、運用上も認めていない。 4. 明記した規定がなく、過去に事例が無い。	1. 明記した規定がある。 2. 明記した規定はないが、運用上認めている。 3. その他(欠席の例がない、不明等)	1. 2014年度以前 2. 2015年度以降	1. 労働基準法65条の産前産後の就業制限の期間よりも短い。 2. 労働基準法66条の産前産後の就業制限の期間以上である。 3. 期間の定めはない。	1. 明記した規定がある。 2. 明記した規定はない。	1. あり 2. なし 3. その他	1. あり 2. なし 3. その他	1. あり 2. なし 3. その他	配偶者の出席	育児	家族の看護	家族の介護	疾病	その他									
40	##	太宰府市	1	太宰府市議員の旧姓使用に関する要綱 (旧姓使用の範囲) 第3条 旧姓使用の承認を受けた職員(以下旧姓使用職員という。)は、対外的な権利義務等を発生させる場合、及び職務執行上又は事務処理上に誤謬や混乱を生ずるおそれのある場合を除き、旧姓を使用することができる。 (旧姓使用の中止) 第4条 旧姓使用職員は、旧姓の使用を中止しようとするときは、旧姓使用中止届(様式第3号)により所長を経て市長に提出しなければならない。 (所属長及び使用者の責務) 第5条 市長は、旧姓使用職員の旧姓使用に關し、適切な運用が図られるように努めなければならない。 2 旧姓使用職員は、旧姓を使用するにあたっては、市民及び他の職員等に不当な影響、混乱等が生じないように努めなければならない。 (承認の取消) 第6条 市長は、職員の旧姓使用によって職務の遂行上支障が生じていると認めるときは、当該職員に係る旧姓使用の承認を取り消すことができる。 (適用除外) 第7条 国、他の地方公共団体及び公益法人等へ派遣された職員については、派遣先団体の取扱いによるものとする。 (委任) 第8条 この要綱に定めるもののほか、職員の旧姓使用に關し必要な事項は、市長が別に定める。 附 則 この要綱は、公布の日から施行する。	太宰府市議会	1	2	2	1	太宰府市議会会議規則 (欠席の届出) 第2条 議員は、公務、疾病、育児、看護、介護、配偶者の出席補助その他のやむを得ない事由のため出席できないときは、その理由を付け、当日の開議時間までに議長に届出しなければならない。 2 議員は、出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前日から当該出産の日8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	2						1	1	1	1	1	1
40	##	古賀市	2		古賀市議会	1	2	2	1	古賀市議会会議規則 第2条第2項 議員は、出席のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前日から当該出産の日8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。第9条第2項 委員は、出席のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前日から当該出産の日8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ委員長に欠席届を提出することができる。	2						1	1	1	1	1	1

都 市 区 界 村 町 コ ー ド 名	市 区 界 村 町 コ ー ド 名	職員の通称又は旧姓の使用を認めていますか。	市区町村議会の議員の自立支援体制に関する調査														
			問1	問2	問3	問4	問5	問6	問7	問8							
			議員の出身を欠席事由として明記した規定(産休を含む)があるか。	問1で、1.を選択した場合、「欠席事由として明記した規定」は、いつ制定されたか。	問1で、1.を選択した場合、取得することが可能な休業期間は、次のうちどれか。	問1で1.を選択した場合、産前産後の就業制限の期間より短い。	問1で1.を選択した場合、産前産後の就業制限の期間より短い。	問1で1.を選択した場合、休職期間の報酬について減額の規定はあるか。	問6で1.を選択した場合、後述部分の条文(本文)を記入してください。	議員の仕事と生活の両立の観点からの欠席事由について、以下の事由について1~4のいずれか一つに○をつけてください。 1. 明記した規定がある 2. 明記した規定はないが、運用上も認めている 3. 明記した規定が無く、運用上も認めていない 4. 明記した規定が無く、過去に事例が無い							
1. 明記した規定があり、認めている。 2. 明記した規定はないが、運用上認めている。 3. 明記した規定が無く、運用上も認めていない。 4. 明記した規定が無く、過去に事例が無い。	1. 明記した規定が無く、運用上も認めている。 2. 2015年度以降	1. 労働基準法65条の産前産後の就業制限の期間より短い。 2. 労働基準法66条の産前産後の就業制限の期間以上である。 3. 期間の定めはない。	1. 明記した規定がある。 2. 明記した規定はない。	1. あり 2. なし 3. その他	1. あり 2. なし 3. その他	1. あり 2. なし 3. その他	配偶者の 出産	育児	家族の 看護	家族の 介護	疾病	その他					
40	福岡市	福岡市議員旧姓使用取扱規程 (旧姓使用の届出) 第3条 議員は、旧姓を使用しようとするときは、旧姓使用届(様式第1号)により、所属長を経て市長に届け出るものとする。 2. 市長は、申請の届出を受けたときは、旧姓を使用することを認めるものとする。	福岡市議会	1	2	2	1	福岡市議会議員規則 第2条 2. 議員は、出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前の日から当該出産の日後6週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	2			1	1	1	1	1	4
40	うきは市	うきは市議員の旧姓使用に関する要綱 (目的) 第1条 この要綱は、婚姻、養子縁組その他の事由により、戸籍上の氏を改めた議員が、改正前の氏(以下「旧姓」という。)を職権において使用することに関し、必要な事項を定めることを目的とする。 (運用職制) 第2条 この要綱は、一般職に属する職員に適用する。ただし、臨時的に任用される職員を除く。 (旧姓を使用することができる文書等) 第3条 旧姓を使用することができる文書等は、法令等に抵触するおそれなく、かつ、職務遂行上支障がないと認められる文書等で、別表第1に掲げる基準のいずれかに該当するものとし、別表第2に掲げる基準のいずれかに該当する文書等については使用を認めないものとする。 [別表第1] [別表第2] (旧姓使用の承認申請) 第4条 議員は、旧姓を使用しようとするときは、旧姓使用承認申請書(様式第1号)により、市長に申請し、その承認を受けなければならない。 (承認の通知) 第5条 市長が旧姓の使用を承認したときは、旧姓使用承認通知書(様式第2号)により、所属長を経て当該職員に通知するものとする。 (中止届) 第6条 旧姓を使用している議員が、その使用を中止しようとするときは、旧姓使用中止届(様式第3号)を所属長を経て市長に提出しなければならない。 (責任) 第7条 所属長は、所属職員の旧姓使用に関し、適切な運用が図られるよう努めなければならない。 2. 旧姓を使用する議員は、旧姓を使用するに当たっては、市民及び他の職員等に誤解や混乱が生じないように努めなければならない。 (委任) 第8条 この要綱に定めるもののほか、旧姓の使用に関し必要な事項は、市長が別に定める。 附 則 この要綱は、公布の日から施行する。 附 則(令和元年7月1日附令第1号) この要綱は、公布の日から施行する。	うきは市議会	3								4	4	4	4	2	4

都 市 区 界 村 町 コ ー ド 名	職員の通称又は旧姓の使用を認めていますか。	市区町村議会の議員の自立支援体制に関する調査															
		問1	問2	問3	問4	問5	問6	問7	問8								
		議員の出席を欠席事由として明記した規定(産休を含む)があるか。	問1で、1.を選択した場合、「欠席事由として明記した規定」はいつ制定されたか。	問1で、1.を選択した場合、取得することが可能な休業期間は、次のうちどれか。	問1で、1.を選択した場合、取得することが可能な産前産後休業期間の明記はあるか。	問1で、1.を選択した場合、取得することが可能な産前産後休業期間の明記はあるか。	問1で、1.を選択した場合、取得することが可能な産前産後休業期間の明記はあるか。	問1で、1.を選択した場合、取得することが可能な産前産後休業期間の明記はあるか。	問1で、1.を選択した場合、取得することが可能な産前産後休業期間の明記はあるか。	議員の仕事と生活の両立の観点からの欠席事由について、以下の事由について1～4のいずれか一つに○をつけてください。 1. 明記した規定がある 2. 明記した規定はないが、運用上認めている 3. 明記した規定がなく、運用上も認めていない 4. 明記した規定がなく、過去に事例が無い							
1. 明記した規定があり、認めている。 2. 明記した規定はないが、運用上認めている。 3. 明記した規定がなく、運用上も認めていない。 4. 明記した規定がなく、過去に事例が無い。	1. 明記した規定があり、当該部分の条文(本文)を記入してください。 2. 明記した規定はないが、運用上認めている。 3. 明記した規定がなく、運用上も認めていない。 4. 明記した規定がなく、過去に事例が無い。	議 会 名	1. 明記した規定がある。 2. 明記した規定はないが、運用上認めている。 3. その他(欠席の例がない、不明等)	1. 2014年度以前 2. 2015年度以降	1. 労働基準法65条の産前産後の就業制限の期間よりも短い。 2. 労働基準法66条の産前産後の就業制限の期間以上である。 3. 期間の定めはない。	1. 明記した規定がある。 2. 明記した規定はない。	1. あり 2. なし 3. その他	1. あり 2. なし 3. その他	配偶者の出席	育児	家族の看護	家族の介護	疾病	その他			
40	宮若市	1	宮若市議員の旧姓使用に関する取扱要綱 第1条 この要綱は、婚姻等によって戸籍上の氏名を改めた議員が、旧姓を職名において使用することに際して、その取扱いに關し必要な事項を定めるものとする。 第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めることとする。 1 婚姻等 婚姻(離婚を含む)又は異子縁組を含む。 2 議員 宮若市職員定数条例第1号に掲げる職員をいう。 3 旧姓 婚姻等による改正前の氏をいう。 4 文書等 書面上の書類、又は複製した文書で、主に別表第1及び2に掲げるものをいう。 第3条 旧姓を使用することができる文書等は、旧姓を使用しても法令等に抵触するおそれなく、かつ、業務遂行上支障がない認められる文書等とし、おおむね別表第1に掲げる基準に該当するものとする。 2 別表第2に掲げる基準に該当する文書等には旧姓を使用することができない。 第4条 職員は文書等に旧姓を使用しようとするときは、戸籍上の氏を改めた後速やかに、旧姓使用承認申請書を所属長を経て任命権者に提出し、その承認を受けなければならない。 第5条 任命権者は、前条の規定による申請を承認したときは、旧姓使用承認通知書により、その旨を所属長を通じて、当該承認を受け旧姓を使用する職員(以下「旧姓使用者」という)の通知しなければならない。 第6条 旧姓使用者は、旧姓の使用を中止しようとするときは、旧姓使用中止届を所属長を経て、任命権者に提出しなければならない。 第7条 所属長は、所属職員の旧姓使用に關し適切な運用が図られるよう努めなければならない。 2 旧姓使用者は、旧姓の使用に当たって、常に市民、職員等に誤解や混乱が生じないように努めなければならない。 第8条 人事担当課長は、職員の旧姓の使用に關し適切な管理及び運用を図るため、旧姓使用者台帳を備えておくものとする。 第9条 他の地方公共団体及び文芸的法人等(以下「他団体等」という)に派遣した職員の当該団体等における旧姓の使用については、当該団体等の取扱いによるものとする。 第10条 この要綱に定めるもののほか、職員が旧姓の使用に關し、必要な事項は、別に定めるものとする。 附則 1 この要綱は、平成21年4月1日から施行する	宮若市議会	1	2	2	1	2	1	1	1	1	1	1	1	
40	高麻市	1	高麻市議員の旧姓使用に関する規程 第2条 職員は、婚姻(離婚を含む)もしくは異子縁組等により戸籍上の氏を改め、又は元の氏に戻す場合において、業務に關して引き続き改定前の氏を使用しようとするときは、旧姓使用承認申請書により、所属長及び人事秘書課長を経由して、任命権者の承認を得なければならない。	高麻市議会	3							4	4	4	4	4	4

都 道 府 市 町 村	市 区 町 村 名	職員の通称又は旧姓の使用を認めていますか。	市区町村議会の議員の自立支援体制に関する調査																
			問1	問2	問3	問4	問5	問6	問7	問8									
			議員の出席を欠席事由として明記した規定(産休を含む)があるか。	問1で1を選択した場合、「欠席事由」として明記した規定(産休を含む)があるか。	問1で1を選択した場合、取得することが可能な休業期間は、次のうちどれか。	問1で1を選択した場合、出産に係る産前産後期間の明記はあるか。	問4で1を選択した場合、産前産後期間の明記はありますか。	問5で1を選択した場合、該当部分の条文(本文)を記入してください。	問6で1を選択した場合、休前産前産後期間の明記はありますか。	問7で1を選択した場合、該当部分の条文(本文)を記入してください。	議員の仕事と生活の両立の観点からの欠席事由について、以下の事由について1~4のいずれか一つに○をつけてください。 1. 明記した規定がある 2. 明記した規定はないが、運用上も認めている 3. 明記した規定が無く、運用上も認めていない 4. 明記した規定が無く、過去に事例が無い								
		1. 明記した規定があり、認めている。 2. 明記した規定はないが、運用上認めている。 3. 明記した規定が無く、運用上も認めていない。 4. 明記した規定が無く、過去に事例が無い。	定記で、1.を選択した場合該当部分の条文(本文)を記入してください。	議 会 名	1. 明記した規定がある。 2. 明記した規定はないが、運用上認めている。 3. その他(欠席の例がない、不明等)	1. 2014年度以前 2. 2015年度以降	1. 労働基準法65条の産前産後の就業制限の期間よりも短い。 2. 労働基準法66条の産前産後の就業制限の期間以上である。 3. 期間の定めはない。	1. 明記した規定がある。 2. 明記した規定はない。	1. あり 2. なし 3. その他	1. あり 2. なし 3. その他	議 会 名	配偶者の出席	育児	家族の看護	家族の介護	疾病	その他		
40	##	朝倉市	1	朝倉市議員の旧姓使用に関する要綱 第3条第1項 旧姓を使用することができる文書等は、旧姓を使用しても法令等に抵触するおそれなく、かつ、職務遂行上支障がないと認められる文書等とし、おおむね別表第1に掲げる基準に該当するものとする。	朝倉市議会	1	2	2	1	朝倉市議会議員規則 第2条第2項 議員は、出産のため出席できないときは、出産予定日の8週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	2	1	1	1	1	1	1	1	
40	##	みやま市	4		みやま市議会	1	2	2	1	みやま市議会議員規則 第2条第2項 議員は、出産のため出席できないときは、出産予定日の8週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。 第9条第2項 委員は出産のため出席できないときは、出産予定日の8週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ委員長に欠席届を提出することができる。	2	1	1	1	1	1	1	1	
40	##	糸島市	3		糸島市議会	1	2	2	1	糸島市議会議員規則 第2条 議員は、公務、疾病、育児、看護、介護、配偶者の出席補助その他のやむを得ない事由のため出席できないときは、その理由を付け、当日の閉議時までに議長に届け出なければならない。 2 議員は、出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	2	1	1	1	1	1	1	1	1
40	##	那珂川市	1	那珂川市議員の旧姓使用に関する要綱 第1条 この要綱は、婚姻、養子縁組その他の事由(以下「関係等」という。)によって氏姓上の氏を改めた議員が、改姓前の氏(以下「旧姓」という。)を職務において使用することに関し、必要な事項を定めるものとする。	那珂川市議会	1	2	2	1	那珂川市議会議員規則 第2条 議員は、出産のため出席できないときは、出産予定日の8週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	2	1	1	1	1	1	1	1	
40	##	宇美町	3		宇美町議会	1	2	2	1	宇美町議会議員規則 (欠席の届出) 第2条 議員は、公務、疾病、出産、育児、看護、介護、配偶者の出席補助その他のやむを得ない事由のため出席できないときは、その理由を付け、当日の閉議時までに議長に届け出なければならない。 2 前項の規定にかかわらず、議員が出席のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	2	1	1	1	1	1	1	1	

都 道 府 県	市 区 村	市 区 村 名	職員の通称又は旧姓の使用を認めていますか。	市区町村議会の議員の自立支援体制に関する調査																
				問1 議員の出産を欠席事由として明記した規定(産休を含む)があるか。	問2 問1で、1 を選択した場合、「欠席事由として明記した規定」はいつ制定されたか。	問3 問1で、2 を選択した場合、取得することが可能な休業期間は、次のうちどれか。	問4 問1で、3 を選択した場合、産前産後の休業期間に定める日はいくらか。	問5 問1で、4 を選択した場合、産前産後の休業期間に定める日はいくらか。	問6 問1で、5 を選択した場合、産前産後の休業期間に定める日はいくらか。	問7 問1で、6 を選択した場合、産前産後の休業期間に定める日はいくらか。	問8 議員の仕事と生活の両立の観点からの欠席事由について、以下の事由について1~4のいずれか一つに○をつけてください。 1. 明記した規定がある 2. 明記した規定はないが、運用上も認めている 3. 明記した規定がなく、運用上も認めている 4. 明記した規定がなく、過去に事例が無い									
				議 会 名	1 1. 明記した規定がない 2. 明記した規定はないが、運用上も認めている 3. その他(欠席の例がない、不明等)	2 2014年度以前 2015年度以降	3 1. 労働基準法65条の産前産後の就業期間の期間よりも短い。 2. 労働基準法66条の産前産後の就業期間の期間以上である。 3. 期間の定めはない。	4 1. 明記した規定がある。 2. 明記した規定はない。	5 1. あり 2. なし 3. その他	6 1. あり 2. なし 3. その他	7 1. あり 2. なし 3. その他	8 1. あり 2. なし 3. その他	9 1. あり 2. なし 3. その他	10 1. あり 2. なし 3. その他	11 1. あり 2. なし 3. その他	12 1. あり 2. なし 3. その他	13 1. あり 2. なし 3. その他	14 1. あり 2. なし 3. その他		
40	##	臨栗町	1	議事録 第1条 この要綱は、互いの個性が尊重され、能力を発揮しやすい職場環境を確保するため、職員等職員(以下「職員」という。)が婚姻、喪事経緯その他の事由(以下「事由」という。)によって戸籍上の氏を改めた後、引き続き所属等の前の戸籍上の氏(以下「旧姓」という。)を文書等に使用するのことに必要な事項を定めるものとする。 (旧姓使用できる文書等) 第2条 職員は、法令又は条例等の規定に反するおそれのない限り組織内部で使用している文書、経歴文書等(以下「文書等」という。)で職務遂行上又は事務処理上支障がないものにおいて、旧姓を使用することができる。 2. 前項の規定により旧姓を使用することができる文書等とは、別表に掲げるものとする。ただし、当該文書等の内容及びその記載事項に支障を生ずる虞がある場合は除く。 (旧姓使用の承認の申請) 第3条 職員は、旧姓を使用しようとするときは、町長の承認を受けなければならない。 2. 職員は、前項の承認を受けようとするときは、婚姻後1年以上戸籍上の氏を改めた日から起算して1年以上経過後かつ、当該承認を受ける期間中に当該承認の申請書(様式第1号)を町長に提出しなければならない。 (旧姓使用の承認) 第4条 町長は、前条2項の申請書の提出があった場合において、職務遂行上又は事務処理上支障がないと認めるときは、旧姓の使用を承認するものとする。ただし、町長は、特別の必要があると認めるときは、前条に掲げる文書等のうち一部のみについて、旧姓の使用を承認しないことができる。 2. 町長は、前項の規定により旧姓の使用を承認又は否認したときは、旧姓使用承認(承認)申請書(様式第2号)を町長に提出し、当該申請書(以下「旧姓使用承認書」という。)に通知するものとする。 (承認の取消) 第5条 町長は、前条の規定により旧姓の使用を承認した場合において、当該旧姓使用承認書の使用が、職務遂行上又は事務処理上支障があると認めるときは、当該旧姓使用承認書に係る旧姓の使用の承認を取り消すことができる。 (旧姓使用の中止) 第6条 旧姓使用者は、その使用を中止しようとするときは、旧姓使用中止届(様式第3号)を町長に提出しなければならない。 2. 前項の規定による届出があった場合において、第5条の規定による届出、効力不生。 (旧姓使用者等の責務) 第7条 旧姓使用者は、旧姓の使用に当たって、常に町長、職員等に連絡及び混乱が生じないよう努めなければならない。 2. 旧姓使用者は、文書等については、統一して旧姓を使用しなければならない。 (要綱の届出) 第8条 この要綱に基づき町長に提出すべき書類は、所管長を以て町長に提出するものとする。 別表(第2条、第4条関係) 旧姓を使用できる文書等 職員配置票、職員配置票、名札、名刺、出勤簿、休暇簿、職員等連絡票その他特別な休暇、休業等の申請書、住民票、選挙簿、子育て支援課(児童相談所、児童発達支援センター、児童相談所、児童相談所、児童相談所)内児童相談所、児童相談所、児童相談所の連絡票、職員等の呼称、町職員互助会に係る文書	臨栗町議会	1	2	2	1	2			1	1	1	1	1	1	1	1
40	##	志免町	1	志免町職員の旧姓使用に関する要綱 第1条 この要綱は、職員(専任用を含む一般職の職員をいう。以下同じ。)が婚姻、喪事経緯その他の事由によって戸籍上の氏を改めた後、引き続き改める前の氏(以下「旧姓」という。)を文書等に使用するのことに必要な事項を定めるものとする。	志免町議会	1	2	2	1			1	1	1	1	1	1	1	1	
				志免町議会議事規則 (欠席の届出) 第2条 議員は、公務、疾病、出産、育児、看護、介護、配偶者の出産補助その他のやむを得ない事由のため出席できないときは、その理由を付け、当日の開議時刻までに議長に届けなければならない。 2. 前項の規定にかかわらず、議員が出席のため出席できないときは、出席予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前の日から当該出席の日後の開議時刻(以下「開議時刻」という。)の範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	志免町議会議事規則							1								
				志免町議会議事規則 (長期欠席をした場合の議員報酬の減額) 第4条 この条例において、「長期欠席」とは、前項の規定を欠席した日から最初に掲げる条項のいずれかに出発した日の前日までの期間が、180日を超えるものをいう。 (1) 議員会費等及び選挙金の免納 (2) 志免町議事委員会条例(昭和62年志免町議事規則第7条第1項)に規定する委員会 (3) 志免町議事委員会規則(平成17年志免町議事規則第1号)第128条第1項に規定する委員出席率 2. 長期欠席した議員の議員報酬の月額は、長期欠席の期間(180日を経過した日の属する月の翌月)から出席した日の属する月(7月の場合は前日であるときは、その日の属する月の前月)までの間の、前項に規定する議員報酬の月額に別表第1の左欄に掲げる支給月の前日の区別に従い、それぞれ当該右欄に定める割合を乗じて得た額とする。 3. 長期欠席の事由が次に掲げる事由のいずれか二に該当する場合は、前項の規定は適用しない。 (1) 議員の議員その他の非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例(昭和42年志免町条例第84号)第3条第2項の規定により議長が公務又は通勤に受傷したものであると認定した災害 (2) 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(平成10年法律第144号)第16条第1項に規定する患者又は無症状病原体保有者であること。	志免町議会議事規則							1								

都 市 区 界 限 コ ー ド 名	市 区 界 限 コ ー ド 名	職員の通称又は旧姓の使用を認めていますか。	議 会 名	市 区 町 村 議 会 の 議 員 の 関 立 支 援 体 制 に 関 する 調 査							配偶者の 出産	育児	家族の 看護	家族の 介護	疾病	その他
				問1 議員の出席を欠席事由として 明記した規定(産休を含む)があるか。	問2 問1で1.を選択した場合、「欠席事由として明記した規定」いつ制定されたか。	問3 問1で1.を選択した場合、取得することが可能な休業期間は、次のうちどれか。	問4 問1で1.を選択した場合、出産に係る産前産後期間の明記はあるか。	問5 問1で1.を選択した場合該当部分の条文(本文)を記入してください。	問6 問1で1.を選択した場合、休暇期間の報酬について議員の規定はあるか。	問7 問1で1.を選択した場合、該当部分の条文(本文)を記入してください。						
		1. 明記した規定があり、認めている。 2. 明記した規定はないが、運用上認めている。 3. 明記した規定が無く、運用上も認めていない。 4. 明記した規定が無く、過去に事例が無い。		1. 明記した規定がある。 2. 明記した規定はないが、運用上認めている。 3. その他(欠席の例がない、不明等)	1. 2014年度以前 2. 2015年度以降	1. 労働基準法65条の産前産後の就業制限の期間よりも短い。 2. 労働基準法65条の産前産後の就業制限の期間以上である。 3. 期間の定めはない。			1. あり 2. なし 3. その他							
40	##	須恵町	2	須恵町議会	1	2	2	1	須恵町会議規則 第2条 議員は、公務、疾病、出産、育児、看護、配偶者の出産補助その他のやむを得ない事由のために出席できないときは、その理由をつけて、当日の閉議前までに議長に届け出なければならず、議員が出席のため出席できないときは、出席予定日の翌朝(多胎妊娠の場合においては、14週間)前日から当該出席の日8週間を経過する日までの範囲内において、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	2						
40	##	新宮町	1	新宮町議会	1	2	2	1	新宮町議会会議規則 目次 第1章 総則(第1条—第12条) 第2章 議事及び助議(第13条—第19条) 第3章 議事日程(第20条—第24条) 第4章 選挙(第25条—第34条) 第5章 議事(第35条—第48条) 第6章 発言(第49条—第63条) 第7章 委員会(第64条—第76条) 第8章 表決(第77条—第87条) 第9章 請願(第88条—第94条) 第10章 秘密(第95条—第96条) 第11章 辞職及び資格の決定(第97条—第100条) 第12章 規律(第101条—第107条) 第13章 懲罰(第108条—第114条) 第14章 公聴会(第115条—第120条) 第15章 参事人(第121条) 第16章 会議録(第122条—第125条) 第17章 全員協議会(第126条) 第18章 議員の派遣(第127条) 第19章 補助(第128条) 附則 (参集) 第1条 議員は、召集の日当日開議直前に議場に参集し、その旨を議長に通告しなければならない。 (欠席の届出) 第2条 議員は、公務、疾病、出産、育児、看護、介護、配偶者の出産補助その他のやむを得ない事由のために出席できないときは、その理由をつけて、当日の閉議前までに議長に届け出なければならない。 2 前項の規定にかかわらず、議員が出席のため出席できないときは、出席予定日の6週間(多胎妊娠の場合においては、14週間)前日から当該出席の日8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	2	2	2	4			

都 道 府 県	市 区 町 村	市 区 町 村 名	職員の通称又は旧姓の使用を認めていますか。	市区町村議会の議員の自立支援体制に関する調査													
				問1	問2	問3	問4	問5	問6	問7	問8						
				議員の出席を欠席事由として明記した規定(産休を含む)があるか。	問1で、1.を選択した場合、「欠席事由として明記した規定」はいつ制定されたか。	問1で1.を選択した場合、取得することが可能な休業期間は、次のうちどれか。	問1で1.を選択した場合、出席に係る産前産後期間の明記はあるか。	問4で1.を選択した場合、出席に係る産前産後期間の明記はあるか。	問5で1.を選択した場合、該当部分の条文(本文)を記入してください。	問6で1.を選択した場合、休職期間の報酬について減額の規定はあるか。	問7で1.を選択した場合、該当部分の条文(本文)を記入してください。	議員の仕事と生活の両立の観点からの欠席事由について、以下の事由について1～4のいずれか一つに○をつけてください。 1. 明記した規定がある 2. 明記した規定はないが、運用上認めている 3. 明記した規定がなく、運用上も認めていない 4. 明記した規定がなく、過去に事例が無い					
			1. 明記した規定があり、認めている。 2. 明記した規定はないが、運用上認めている。 3. 明記した規定がなく、運用上も認めていない。 4. 明記した規定がなく、過去に事例が無い。	上記で、1.を選択した場合該当部分の条文(本文)を記入してください。	議会名	1. 明記した規定がある。 2. 明記した規定はないが、運用上認めている。 3. その他(欠席の例がない、不明等)	1. 2014年度以前 2. 2015年度以降	1. 労働基準法65条の産前産後の就業制限の期間よりも短い。 2. 労働基準法66条の産前産後の就業制限の期間以上である。 3. 期間の定めはない。	1. 明記した規定がある。 2. 明記した規定はない。	1. あり 2. なし 3. その他	その他具体例	配偶者の 出産	育児	家族の 看護	家族の 介護	疾病	その他
40	新潟	新潟市							(改正(令3議会規則第1号)) (議席) 第3条 議員の議席は、一般選挙後最初の会議において、議長が定める。 2 一般選挙後新たに選挙された議員の議席は、議長が定める。 3 議長は、必要があると認めるときは、議席を変更することができる。 4 議長には、番号及び氏名標を付ける。 (会期) 第4条 会期は、毎会期の初めに議会の議決で決める。 2 会期は、招集された日から起算する。 (会期の延長) 第5条 会期は、議会の議決で延長することができる。 (会期中の閉会) 第6条 会議に付された事件をすべて議了したときは、会期中でも議会の議決で閉会することができる。 (議会の閉閉) 第7条 会議の閉閉は、議長が宣告する。 (会議時間) 第8条 会議時間は、午前9時30分から午後5時までとする。 2 議長は、必要があると認めるときは、会議時間を変更することができる。ただし、出席議員3人以上から異議があるときは、討論を用いずに会議に諮って決める。 3 会議の開始は、奇数で輪する。 (改正(平23議会規則第4号)) (休会) 第9条 町の休日は、休会とする。 2 議事の都合その他必要があるときは、議会は、議決で休会とすることができる。 3 議長が、特に必要があると認めるときは、休会の日でも会議を開くことができる。 4 地方自治法(昭和22年法律第67号)以下「法」という。第114条(議員の第1項による閉議)第1項の規定による議決があった場合のほか、議会の議決があったときは、議長は、休会の日でも会議を開かなければならない。 (改正(平4議会規則第1号)) (会議の閉閉) 第10条 閉議、散会、延会、中止又は休憩は、議長が宣告する。								

都 道 府 県	市 区 町 村	職員の通称又は旧姓の使用を認めていますか。	市区町村議会の議員の自立支援体制に関する調査													
			問1 議員の出席を欠席事由として明記した規定(産休を含む)があるか。	問2 問1で1.を選択した場合、「欠席事由として明記した規定」いつ制定されたか。	問3 問1で1.を選択した場合、「欠席事由として明記した規定」いつ制定されたか。	問4 問1で1.を選択した場合、出産に係る産前産後期間の明記はあるか。	問5 問1で1.を選択した場合、該当部分の条文(本文)を記入してください。	問6 問1で1.を選択した場合、休暇期間の報酬について減額の規定はあるか。	問7 問1で1.を選択した場合、該当部分の条文(本文)を記入してください。	問8 議員の仕事と生活の両立の観点からの欠席事由について、以下の事由について1~4のいずれか一つに○をつけてください。 1. 明記した規定がある 2. 明記した規定はないが、運用上認めている 3. 明記した規定が無く、運用上も認めていない 4. 明記した規定が無く、過去に事例が無い						
		1. 明記した規定があり、認めている。 2. 明記した規定はないが、運用上認めている。 3. 明記した規定が無く、運用上も認めていない。 4. 明記した規定が無く、過去に事例が無い。	下記で、1.を選択した場合該当部分の条文(本文)を記入してください。	議 会 名	1. 明記した規定がある。 2. 明記した規定はないが、運用上認めている。 3. その他(欠席の例がない、不明等)	1. 2014年度以前 2. 2015年度以降	1. 労働基準法65条の産前産後の就業制限の期間よりも短い。 2. 労働基準法66条の産前産後の就業制限の期間以上である。 3. 期間の定めはない。	1. 明記した規定がある。 2. 明記した規定はない。	1. あり 2. なし 3. その他	その他具体例	配偶者の 出産	育児	家族の 看護	家族の 介護	疾病	その他
40	新潟市							<p>2 議長が開議を宣言する前又は散会、退会、中止若しくは休会を宣告した後は、何人も、議事について発言することができない。</p> <p>(定足数に関する措置)</p> <p>第11条 開議時刻後相当の時間を経ても、なお出席議員が定足数に達しないときは、議長は、延会を宣言することができる。</p> <p>2 会議中定足数を欠くに至るおそれがあると認めるときは、議長は、議員の退席を命じ、又は議場外の議員に出席を求めることができる。</p> <p>3 会議中定足数を欠くに至ったときは、議長は、休会又は延会を宣言する。</p> <p>(改正(平30議会規則第8号))</p> <p>(出席報告)</p> <p>第12条 法第113条(定足数の規定)による出席報告の方法は、議場に現在する議員又は議員の住所に文書又は口頭をもって行う。</p> <p>第2章 議案及び動議</p> <p>(議案の提出)</p> <p>第13条 法第112条(議員の議案の提出権)の規定によるものを除くほか、議員が議案を提出するに当たっては、2人以上の者の賛成がなければならない。</p> <p>2 議員が議案を提出しようとするときは、その案を構え、理由を付け、所定の賛成者とともに連署して、議長に提出しなければならない。</p> <p>3 委員会が議案を提出しようとするときは、その案を構え、理由を付け、委員長が議長に提出しなければならない。</p> <p>(改正(平19議会規則第1号))</p> <p>(一事不再議)</p> <p>第14条 議会で議決された事件については、同一会期中は、再び提出することができない。</p> <p>(動議成立に必要な賛成者の数)</p> <p>第15条 動議は、法又はこの規則において特別の規定がある場合を除くほか、他に1人以上の賛成者がなければ議題とすることができない。</p> <p>(修正の動議)</p> <p>第16条 法第115条の2(修正の動議)の規定によるものを除くほか、議会が修正の動議を議題とするに当たっては、2人以上の者の賛成によるなければならない。</p> <p>2 修正の動議は、その案を構え、所定の賛成者全員が連署して、議長に提出しなければならない。</p> <p>(改正(平25議会規則第1号))</p> <p>(秘密の動議)</p> <p>第17条 秘密の動議は、所定の賛成者が連署して、議長に提出しなければならない。</p> <p>(先決動議の措置)</p> <p>第18条 他の事件に先立って表決に付さなければならない動議が賛成したときは、議長が表決の順序を定める。ただし、出席議員の2人以上から異議があるときは、討論を用いずに会議に附して決める。</p>								

都 道 府 市 町 村	市 区 町 村	職員の通称又は旧姓の使用を認めていますか。	市区町村議会の議員の自立支援体制に関する調査													
			問1	問2	問3	問4	問5	問6	問7	問8						
			議員の出席を欠席事由として明記した規定(産休を含む)があるか。	問1で、1.を選択した場合、「欠席事由として明記した規定」はいつ制定されたか。	問1で1.を選択した場合、取得することが可能な休業期間は、次のうちどれか。	問1で1.を選択した場合、出産に係る産前産後期間の明記はあるか。	問1で1.を選択した場合、該当部分の条文(本文)を記入してください。	問1で1.を選択した場合、休職期間の報酬について減額の規定はあるか。	問1で1.を選択した場合、休職期間中の報酬について減額の規定はあるか。	議員の仕事と生活の両立の観点からの欠席事由について、以下の事由について1~4のいずれか一つに○をつけてください。 1. 明記した規定があるが、適用上認めている 2. 明記した規定はないが、適用上認めている 3. 明記した規定がなく、適用上も認めていない 4. 明記した規定がなく、過去に事例が無い	配偶者の出席	育児	家族の看護	家族の介護	疾病	その他
40	新潟市	1. 明記した規定があり、認めている。 2. 明記した規定はないが、適用上認めている。 3. 明記した規定がなく、適用上も認めていない。 4. 明記した規定がなく、過去に事例が無い。	定款で、1.を選択した場合該当部分の条文(本文)を記入してください。	1. 明記した規定がある。 2. 明記した規定はないが、適用上認めている。 3. その他(欠席の例がない、不明等)	1. 2014年度以前 2. 2015年度以降	1. 労働基準法65条の産前産後の就業制限の期間よりも短い。 2. 労働基準法66条の産前産後の就業制限の期間以上である。 3. 期間の定めはない。	1. 明記した規定がある。 2. 明記した規定はない。		1. あり 2. なし 3. その他	その他具体例						
								(事件の撤回又は訂正及び勧議の撤回) 第19条 会議の議程となった事件を撤回し、又は訂正しようとするとき及び会議の議程となった勧議を撤回しようとするときは、議会の許可を得なければならない。ただし、会議の議程となるときにおいては、議長の許可を得なければならない。 2 前項の許可を求めようとする者は、提出者から事件については文書により、勧議については文書又は口頭により、請求しなければならない。 第3章 議事日程 (日程の作成及び配布) 第20条 議長は、開議の日時、会議に付する事件及びその議事を記載した議事日程を定め、あらかじめ議員に配布する。ただし、やむを得ないときは、議長がこれを報告して配布に代えることができる。 (日程の順序変更及び追加) 第21条 議長が必要があると認めるとき又は、議員から勧議が提出されたときは、議長は、討論を用いずに会議に附して、議事日程の順序を変更し、又は他の事件を追加することができる。 (議事日程のない会議の通知) 第22条 議長は、必要があると認めるときは、開議の日時だけを議員に通知して会議を開くことができる。 2 前項の場合、議長は、その開議までに議事日程を定めなければならない。 (延会の場合の議事日程) 第23条 議事日程に記載した事件の議事を開くに至らなかったとき、又はその議事が終わらなかったときは、議長は、更にその日程を定めなければならない。 (日程の終了及び延会) 第24条 議事日程に記載した事件の議事を終わったときは、議長は、散会を宣告する。 2 議事日程に記載した事件の議事が終わらない場合でも、議長が必要があると認めるとき又は議員から勧議が提出されたときは、議長は、討論を用いずに会議に附して延会することができる。 第4章 選挙 (選挙の宣告) 第25条 議会において選挙を行うときは、議長は、その旨を宣告する。 (不在議員) 第26条 選挙を行う宣告の際、議場にいない議員は、選挙に加わることができない。 (議場の出入口閉鎖) 第27条 投票による選挙を行うときは、議長は、第26条選挙の宣告の規定による宣告の後、職員をして議場の出入口を閉鎖させ、出席議員数を報告する。								

都 道 府 市 町 村	市 区 町 村	職員の通称又は旧姓の使用を認めていますか。	市区町村議会の議員の獨立支援体制に関する調査													
			問1 議員の出席を欠席事由として明記した規定(産休を含む)があるか。	問2 問1で1.を選択した場合、「欠席事由として明記した規定」はいつ制定されたか。	問3 問1で1.を選択した場合、取得することが可能な休業期間は、次のうちどれか。	問4 問1で1.を選択した場合、出席に係る産前産後期間の明記はあるか。	問5 問4で1.を選択した場合、該当部分の条文(本文)を記入してください。	問6 問1で1.を選択した場合、休職期間の報酬について減額の規定はあるか。	問7 問1で1.を選択した場合、該当部分の条文(本文)を記入してください。	問8 議員の仕事と生活の獨立の観点からの欠席事由について、以下の事由について1～4のいずれか一つに○をつけてください。 1. 明記した規定がある 2. 明記した規定はないが、運用上認めている 3. 明記した規定がなく、運用上も認めていない 4. 明記した規定がなく、過去に事例が無い						
40	新潟市		議 会 名	1. 明記した規定がある。 2. 明記した規定はないが、運用上認めている。 3. その他(欠席の例がない、不明等)	1. 2014年度以前 2. 2015年度以降	1. 労働基準法65条の産前産後の就業制限の期間よりも短い。 2. 労働基準法65条の産前産後の就業制限の期間以上である。 3. 期間の定めはない。	1. 明記した規定がある。 2. 明記した規定はない。		1. あり 2. なし 3. その他	その他具体例	配偶者の 出産	育児	家族の 看護	家族の 介護	疾病	その他
								(投票用紙の配布及び投票箱の点検) 第28条 投票を行うときは、議長は、職員をして議員に所定の投票用紙を配布させた後、配布漏れの有無を確かめなければならない。 2 議長は、職員をして投票箱を点検させなければならない。 (投票) 第29条 議長は、議長の指示に従って、順次、投票する。 (投票の終了) 第30条 議長は、投票が終わったと認めるときは、投票漏れの有無を確かめ、投票の終了を宣告する。その宣告があった後は、投票することができない。 (改正(平3議会規則第8号)) (開票及び投票の効力) 第31条 議長は、開票を宣告した後、3人以上の立会人とともに投票を点検しなければならない。 2 前項の立会人は、議長が議員の中から指名する。 3 投票の効力は、立会人の意見を聞いて議長が決定する。 (選挙結果の報告) 第32条 議長は、選挙の結果を直ちに議場において報告する。 2 議長は、当選人に当選の旨を告知しなければならない。 (選挙に関する疑義) 第33条 選挙に関する疑義は、議長が会議に附して決める。 (選挙関係書類の保存) 第34条 議長は、投票の有効無効を区別し、当該当選人の任前問、関係書類とともにこれを保存しなければならない。 第5章 議事 (議題の宣告) 第35条 会議に付する事件を議題とするときは、議長は、その旨を宣告する。 (一括議題) 第36条 議長は、必要があると認めるときは、2件以上の事件を一併して議題とすることができる。ただし、出席議員2人以上から異議があるときは、討論を用いずに会議に附して決める。 (議案等の併読) 第37条 議長は、必要があると認めるときは、議題となった事件を職員をして併読させる。 (議案等の説明、質疑及び委員会付託) 第38条 会議に付する事件は、他に規定する場合を除き、会議において提出者の説明を聴き、議員の質疑があるときは質疑の後、議長は、討論を用いずに会議に附して所管の常任委員会又は議会運営委員会に付託することができる。ただし、常任委員会に係る事件は、議会の議決で特別委員会に付託することができる。								

都 道 府 県 市 町 村	市 区 町 村 名	職員の通称又は旧姓の使用を認めていますか。	市区町村議会の議員の自立支援体制に関する調査																	
			問1	問2	問3	問4	問5	問6	問7	問8										
			議員の出席を欠席事由として明記した規定(産休を含む)があるか。	問1で、1.を選択した場合、「欠席事由として明記した規定」のうちどれか。	問1で、1.を選択した場合、「欠席事由として明記した規定」のうちどれか。	問1で、1.を選択した場合、出産に係る産前産後期間の明記はあるか。	問1で、1.を選択した場合、産前産後期間の明記はあるか。	問1で、1.を選択した場合、休職期間の報酬について減額の規定はあるか。	問1で、1.を選択した場合、休職期間の報酬について減額の規定はあるか。	問1で、1.を選択した場合、休職期間の報酬について減額の規定はあるか。	議員の仕事と生活の両立の観点からの欠席事由について、以下の事由について1～4のいずれか一つに○をつけてください。 1. 明記した規定があるが、運用上認めている 2. 明記した規定はないが、運用上認めている 3. 明記した規定がなく、運用上も認めていない 4. 明記した規定がなく、過去に事例が無い									
		1. 明記した規定があり、認めている。 2. 明記した規定はないが、運用上認めている。 3. 明記した規定がなく、運用上も認めていない。 4. 明記した規定がなく、過去に事例が無い。	左記で、1.を選択した場合該当部分の条文(本文)を記入してください。	議 会 名	1. 明記した規定がある。 2. 明記した規定はないが、運用上認めている。 3. その他(欠席の例がない、不明等)	1. 2014年度以前 2. 2015年度以降	1. 労働基準法65条の産前産後の就業制限の期間よりも短い。 2. 労働基準法66条の産前産後の就業制限の期間以上である。 3. 期間の定めはない。	1. 明記した規定がある。 2. 明記した規定はない。	1. あり 2. なし 3. その他	その他具体例	配偶者の 出身	育児	家族の 看護	家族の 介護	疾病	その他				
40	新潟市							2 前項の規定にかかわらず、委員会提出の議案は、委員会に付託しない。ただし、議会の議決で付託することができる。 3 提出者の説明又は第1項の委員会の付託は、議会の議決で省略することができる。 (改正(平18)議会議則第1号) (付託事件を議題とする時期) 第39条 委員会に付託した事件は、第76条(委員会報告書)の規定による報告書の提出を待って議題とする。 (委員長及び少数意見の報告) 第40条 委員会が審査又は調査した事件が議題となるときは、委員長がその経過及び結果を報告する。 2 第75条(少数意見の留保)第2項の規定による手続を行った者は、前項の報告に次いで少数意見の報告をすることができる。この場合において、少数意見が6以上あるときの報告の順序は、議長が定める。 3 前2項の報告は、討論を用いずに会議に附して省略することができる。 4 委員長の報告及び少数意見の報告には、自己の意見を加えてはならない。 (修正案の説明) 第41条 提出者の説明又は委員長の報告及び少数意見の報告が終わったときは、議長は、修正案の説明をさせる。 (委員長報告等に対する質疑) 第42条 議員は、委員長及び少数意見を報告した者に対し、質疑をすることができる。修正案に関しては、事件又は修正案の提出者及び説明のための出席者に対しても、また同様とする。 (改正(平3)議会議則第8号) (討論及び表決) 第43条 議長は、前条の質疑が終わったときは討論に付し、その終結の後、表決に付する。 (議決事件の字句及び数字等の整理) 第44条 議長は、議決の結果生じた条項、字句、数字その他の整理を議長に委任することができる。 (委員会の審査又は議案の期限) 第45条 議長は、必要があると認めるときは、委員会に付託した事件の審査又は議案につき期限を付けることができる。 2 前項の期限までに審査又は議案を終わることができないときは、委員会、前条の起程を議長に求めることができる。												

都 市 区 界 町 界 村 界 コ ー ド 名	市 界 町 界 村 界 コ ー ド 名	職員の通称又は旧姓の使用を認めていますか。	市区町村議会の議員の自立支援体制に関する調査																
			問1 議員の出席を欠席事由として明記した規定(産休を含む)があるか。	問2 問1で、1.を選択した場合、「欠席事由」として明記した規定(産休を含む)が1つ制定されたか。	問3 問1で、1.を選択した場合、取得することが可能な休業期間は、次のうちどれか。	問4 問1で、1.を選択した場合、出席に係る産前産後期間の明記はあるか。	問5 問4で、1.を選択した場合、該当部分の条文(本文)を記入してください。	問6 問1で、1.を選択した場合、休職期間の報酬について減額の規定はあるか。	問7 問1で、1.を選択した場合、該当部分の条文(本文)を記入してください。	問8 議員の仕事と生活の両立の観点からの欠席事由について、以下の事由について1～4のいずれか一つに○をつけてください。 1. 明記した規定があるが、適用上認めない 2. 明記した規定はないが、適用上認めない 3. 明記した規定が無く、適用上も認めない 4. 明記した規定が無く、過去に事例が無い	配偶者の 出身	再児	家族の 看護	家族の 介護	疾病	その他			
40	新宮町	1. 明記した規定があり、認めている。 2. 明記した規定はないが、適用上認めている。 3. 明記した規定が無く、適用上も認めない。 4. 明記した規定が無く、過去に事例が無い。	上記で、1.を選択した場合該当部分の条文(本文)を記入してください。	1. 明記した規定がある。 2. 明記した規定はないが、適用上認めている。 3. その他(欠席の例がない、不明等)	1. 2014年度以前 2. 2015年度以降	1. 労働基準法65条の産前産後の就業制限の期間よりも短い。 2. 労働基準法66条の産前産後の就業制限の期間以上である。 3. 期間の定めはない。	1. 明記した規定がある。 2. 明記した規定はない。	1. あり 2. なし 3. その他	1. あり 2. なし 3. その他	1. あり 2. なし 3. その他	1. あり 2. なし 3. その他	1. あり 2. なし 3. その他	1. あり 2. なし 3. その他	1. あり 2. なし 3. その他	1. あり 2. なし 3. その他				
								3 前2項の期限までに審査又は調査が終わらなかったときは、その事件は、第38条(付託事件を承認とする時期の規定)にかかわらず、議会において審議することができる。 (改正(平3議会規則第8号)) (委員会の中間報告) 第46条 議会は、委員会の審査又は調査中の事件について、特に必要がある認めるときは、中間報告を求めることができる。 2 委員会は、その審査又は調査中の事件について、特に必要があると認めるときは、議会の承認を得て、中間報告をすることができる。 (再審査又は再調査のための付託) 第47条 委員会の審査又は調査を経て報告された事件で、なお審査又は調査の必要がある認めるときは、議会は、更にその事件を同一の委員会又は他の委員会に付託することができる。 (議事の継続) 第48条 賛会、中止又は休会のため事件の議事が中断された場合に於いて、前記の事件が議決となったときは、前の議事を継続する。 第6章 発言 (発言の許可等) 第49条 発言は、すべて議長の許可を得た後、経立しなくてはならない。 (発言の要求) 第50条 会議において発言しようとする者は、挙手して「議長」と呼び、自己の議案番号を告げ、議長の許可を求めなければならない。 2 2人以上挙手して発言を求めたときは、議長は、先挙手者と認めるものから指名して発言させる。 (改正(平23議会規則第1号)) (討論の方法) 第51条 討論については、議長は、最初に反対者を発言させ、次に賛成者と反対者をなるべく交互に指名して発言させなければならない。 (議長の発言及び討論) 第52条 議長が議員として発言しようとするときは、議席に着き発言し、発言が終わった後、議長に呼びかけなければならない。ただし、討論をしたときは、その議題の表決が終わるまでは、議長席に復することができる。 (発言内容の制限) 第53条 発言は、すべて照明にするものとし、議席外にわたり又はその範囲を超えてはならない。 2 議長は、発言が前項の規定に反すると認めるときは注意し、なお従わない場合は、発言を禁止することができる。											

都 道 府 市 町 村	市 区 町	議員の通称又は旧姓の使用を認めていますか。	市区町村議会の議員の自立支援体制に関する調査													
			問1 議員の出産を欠席事由として明記した規定(産休を含む)があるか。	問2 問1で、1.を選択した場合、「欠席事由として明記した規定」はいつ制定されたか。	問3 問1で、1.を選択した場合、取得することが可能な休業期間は、次のうちどれか。	問4 問1で、1.を選択した場合、出産に係る産前産後期間の明記はあるか。	問5 問1で、1.を選択した場合、該当部分の条文(本文)を記入してください。	問6 問1で、1.を選択した場合、休職期間の報酬について減額の規定はあるか。	問7 問1で、1.を選択した場合、該当部分の条文(本文)を記入してください。	問8 議員の仕事と生活の両立の観点からの欠席事由について、以下の事由について1～4のいずれか一つに○をつけてください。 1. 明記した規定があるが、適用上認めている 2. 明記した規定はないが、適用上認めている 3. 明記した規定が無く、適用上も認めていない 4. 明記した規定が無く、過去に事例が無い						
40	新潟市	1. 明記した規定があり、認めている。 2. 明記した規定はないが、適用上認めている。 3. 明記した規定が無く、適用上も認めていない。 4. 明記した規定が無く、過去に事例が無い。	定記で、1.を選択した場合該当部分の条文(本文)を記入してください。	議 会 名	1. 明記した規定がある。 2. 明記した規定はないが、適用上認めている。 3. その他(欠席の例がない、不明等)	1. 2014年度以前 2. 2015年度以降	1. 労働基準法65条の産前産後の就業制限の期間よりも短い。 2. 労働基準法66条の産前産後の就業制限の期間以上である。 3. 期間の定めはない。	1. 明記した規定がある。 2. 明記した規定はない。	1. あり 2. なし 3. その他	その他具体例	配偶者の 出産	育児	家族の 看護	家族の 介護	疾病	その他
								3 議員は、質疑に当たっては、自己の意見を述べることができる。 (質疑の回数) 第54条 質疑は、同一議員につき、同一の議題について3回を超えることができない。ただし、特に議長の許可を得たときは、この限りでない。 (発言時間の制限) 第55条 議長は、必要があると認めるときは、あらかじめ発言時間を制限することができる。 2 議長の定めた時間の制限について、出席議員2人以上から異議があるときは、議長は、討論を用いずに会議に附して決める。 (議事進行に関する発言) 第56条 議事進行に関する発言は、議題に直接関係のあるもの又は直ちに処理する必要があるものでなければならない。 2 議事進行に関する発言がその趣旨に反すると思われるときは、議長は、直ちに制止しなければならない。 (発言の継続) 第57条 賛成、中止又は休会のため発言が終わらなかった議員は、更にその議事を始めたときは、前の発言を続けることができる。 (質疑又は討論の終結) 第58条 質疑又は討論が終わったときは、議長は、その終結を宣告する。 2 質疑又は討論が続出して容易に終結しないときは、議員は、質疑又は討論終結の動議を提出することができる。 3 質疑又は討論終結の動議については、議長は、討論を用いずに会議に附して決める。 (選挙及び表決時の発言制限) 第59条 選挙及び表決の宣告後は、何人も発言を求めることができない。ただし、選挙及び表決の方法についての発言は、この限りでない。 (一般質問) 第60条 議員は、市の一般事項について、議長の許可を得て、質問することができる。 2 質問者は、議長の定めた期間内に、議長にその要旨を文書で通告しなければならない。 3 質問の順序は、議長が定める。 4 質問の通告をした者が欠席したとき、又は質問の順序に当たっても質問しないとき、若しくは議場に現在いないときは、通告は、その効力を失う。								

都 道 府 市 町 村	市 区 町 村 名	職員の通称又は旧姓の使用を認めていますか。	市区町村議会の議員の自立支援体制に関する調査								議員の仕事と生活の両立の観点からの欠席事由について、以下の事由について1～4のいずれか一つに○をつけてください。 1. 明記した規定がある 2. 明記した規定はないが、運用上認めている 3. 明記した規定がなく、運用上も認めていない 4. 明記した規定がなく、過去に事例が無い	配偶者の 出身	育児	家族の 看護	家族の 介護	疾病	その他
			問1	問2	問3	問4	問5	問6	問7	問8							
			議員の欠席事由として明記した規定(産休を含む)があるか。	問1で、1.を選択した場合、「欠席事由として明記した規定」のうちどれか。	問1で、1.を選択した場合、「欠席事由として明記した規定」のうちどれか。	問1で、1.を選択した場合、出産に係る産前産後期間の明記はあるか。	問4で1.を選択した場合該当部分の条文(本文)を記入してください。	問1で1.を選択した場合、休職期間の報酬について減額の規定はあるか。	問6で1.を選択した場合該当部分の条文(本文)を記入してください。								
40	新潟市		議 会 名	1. 明記した規定がある。 2. 明記した規定はないが、運用上認めている。 3. その他(欠席の例がない、不明等)	1. 2014年度以前 2. 2015年度以降	1. 労働基準法65条の産前産後の就業制限の期間よりも短い。 2. 労働基準法66条の産前産後の就業制限の期間以上である。 3. 期間の定めはない。	1. 明記した規定がある。 2. 明記した規定はない。	1. あり 2. なし 3. その他	1. あり 2. なし 3. その他	1. あり 2. なし 3. その他							
							<p>(緊急質問等)</p> <p>第61条 質問が緊急を要するときその他真にやむを得ないと認められるときは、前条の規定にかかわらず、議会の同意を得て質問することができる。この場合における議会の同意については、議長は、討論を用いずに会議に諮らなければならない。</p> <p>2 前項の質問がその趣旨に反すると認めるときは、議長は、直ちに制止しなければならない。</p> <p>(運用規定)</p> <p>第62条 質問については、第59条(質疑又は討論の終結)第1項の規定を準用する。</p> <p>(改正(平23議会規則第1号))</p> <p>(発言の取消し又は訂正)</p> <p>第63条 議員は、その会期中に限り、議会の許可を得て自分の発言を取り消し、又は議会の許可を得て発言の訂正をすることができる。ただし、発言の訂正は、字句に限るものとし、発言の趣旨を変更することはできない。</p> <p>(議長への通知)</p> <p>第64条 委員会を招集しようとするときは、委員長は、開会の日時、場所、事件等をあらかじめ議長に通知しなければならない。</p> <p>(会議中の委員会の禁止)</p> <p>第65条 委員会は、議会の会議中は、開くことができない。</p> <p>(委員の発言)</p> <p>第66条 委員は、議題について自由に質疑し、及び意見を述べることができる。ただし、委員会において別に発言の方法を決めたときは、この限りでない。</p> <p>(委員外議員の発言)</p> <p>第67条 委員会は、審議又は調査中の事件について、必要があると認めるときは、委員でない議員に対しその出席を求めて説明又は意見を聞くことができる。</p> <p>2 委員会は、委員でない議員から発言の申出があったときは、その許可を決める。</p> <p>(委員の議案修正)</p> <p>第68条 委員は、修正案を提出しようとするときは、その案をあらかじめ委員長に提出しなければならない。</p> <p>(分科会又は小委員会)</p> <p>第69条 委員会は、審議又は調査のため必要があると認めるときは、分科会又は小委員会を設けることができる。</p> <p>(連合審査会)</p> <p>第70条 委員会は、審議又は調査のため必要があると認めるときは、他の委員会と協議して連合審査会を開くことができる。</p>										

都 道 府 県	市 区 村	市 区 村 名	職員の通称又は旧姓の使用を認めていますか。	市区町村議会の議員の自立支援体制に関する調査											
				問1	問2	問3	問4	問5	問6	問7	問8				
				議員の出席を欠席事由として明記した規定(産休を含む)があるか。	問1で、1.を選択した場合、「欠席事由として明記した規定」について明記した規定は、次のうちどれか。	問1で、1.を選択した場合、取得することが可能な休業期間は、次のうちどれか。	問1で、1.を選択した場合、出産に係る産前産後期間の明記はあるか。	問4で、1.を選択した場合、産前産後期間の明記は、1. 明記した規定がある。 2. 明記した規定はない。	問5で、1.を選択した場合、産前産後期間の明記は、1. あり 2. なし 3. その他	問6で、1.を選択した場合、休職期間の報酬について減額の規定はあるか。	問7で、1.を選択した場合、問6部分の条文(本文)を記入してください。	議員の仕事と生活の両立の観点からの欠席事由について、以下の事由について1～4のいずれか一つに○をつけてください。 1. 明記した規定がある。 2. 明記した規定はないが、運用上認めている。 3. 明記した規定がなく、運用上も認めていない。 4. 明記した規定がなく、過去に事例が無い			
40	新宮町		議 会 名	1. 明記した規定がある。 2. 明記した規定はないが、運用上認めている。 3. その他(欠席の例がない、不明等)	1. 2014年度以前 2. 2015年度以降	1. 労働基準法65条の産前産後の就業制限の期間よりも短い。 2. 労働基準法66条の産前産後の就業制限の期間以上である。 3. 期間の定めはない。	1. 明記した規定がある。 2. 明記した規定はない。	1. あり 2. なし 3. その他	その他具体例	配偶者の 出産	育児	家族の 看護	家族の 介護	疾病	その他
							<p>(個人出席又は記録提出の要否)</p> <p>第71条 委員会は、法第100条(調査権)の規定による調査を委託された場合において、本人の出席又は記録の提出を求めようとするときは、議長に申し出なければならない。</p> <p>(所管事務等の調査)</p> <p>第72条 常任委員会は、その所管に属する事務について調査しようとするときは、その事項、目的、方法及び期間等をあらかじめ議長に通知しなければならない。</p> <p>2 議案運営委員会が、法第109条第3項に規定する調査しようとするときは、前項の規定を準用する。</p> <p>(改正(平25議会議則第1号))</p> <p>(委員の派遣)</p> <p>第73条 委員会は、審査又は調査のため委員を派遣しようとするときは、その日時、場所、目的及び経費等を記載した派遣承認請求書を議長に提出し、あらかじめ承認を得なければならない。</p> <p>(閉会中の継続審査)</p> <p>第74条 委員会は、閉会中もなお審査又は調査を継続する必要があると認めるときは、その理由を付け、委員長から議長に申し出なければならない。</p> <p>(少数意見の留保)</p> <p>第75条 委員は、委員会において少数で決議された意見で他に出席委員1人以上の賛成があるものは、これを少数意見として留保することができる。</p> <p>2 前項の規定により少数意見を留保した者がその意見を議案に報告しようとする場合においては、前項の少数意見留保報告書より、委員会報告書が提出されるまでに、委員長を経て議長に提出しなければならない。</p> <p>(委員会報告書)</p> <p>第76条 委員会は、事件の審査又は調査が終わったときは、報告書を作り、議長に提出しなければならない。</p> <p>(議決問題の宣告)</p> <p>第77条 議長は、表決を採らうとするときは、表決に付する問題を会議に宣告する。</p> <p>(不在議員)</p> <p>第78条 表決を行う宣告の際、議場にいない議員は、表決に関与することができない。</p> <p>(条件の禁止)</p> <p>第79条 表決には、条件を付けることができない。</p> <p>(起立又は挙手による表決)</p> <p>第80条 議長は、表決を採らうとするときは、問題を可とする者を起立又は挙手させ、起立又は挙手する者の多少を認定して可否の結果を宣告する。</p> <p>2 議長が起立又は挙手する者の多少を認定し難いとき、又は議長が宣言に対して出席議員3人以上から異議があるときは、議長は、記名又は無記名の投票で表決を採らなければならない。</p> <p>(改正(平30議会議則第1号))</p> <p>(投票による表決)</p> <p>第81条 議長が必要であると認めるとき、又は出席議員3人以上から要求があるときは、記名又は無記名の投票で表決を採る。</p>								

都 道 府 市 町 村	市 区 町 村	職員の通称又は旧姓の使用を認めていますか。	市区町村議会の議員の自立支援体制に関する調査																	
			問1 議員の出席を欠席事由として 明記した規定(産休を含む)があるか。	問2 問1で、1.を選択した場合、「欠席事由として明記した規定」のうちどれか。	問3 問1で、1.を選択した場合、取得することが可能な休業期間は、次のうちどれか。	問4 問1で、1.を選択した場合、出席に係る産前産後期間の明記はあるか。	問5 問4で、1.を選択した場合、該当部分の条文(本文)を記入してください。	問6 問1で、1.を選択した場合、休職期間の報酬について減額の規定はあるか。	問7 問1で、1.を選択した場合、該当部分の条文(本文)を記入してください。	問8 議員の仕事と生活の両立の観点からの欠席事由について、以下の事由について1~4のいずれか一つに○をつけてください。 1. 明記した規定があるが、適用上認められている 2. 明記した規定はないが、適用上認められている 3. 明記した規定がなく、適用上も認められている 4. 明記した規定がなく、過去に事例が無い	配偶者の 出席	育児	家族の 看護	家族の 介護	疾病	その他				
40	新潟町	1. 明記した規定があり、認めている。 2. 明記した規定はないが、適用上認められている。 3. 明記した規定がなく、適用上も認められている。 4. 明記した規定がなく、過去に事例が無い。	定規で、1.を選択した場合該当部分の条文(本文)を記入してください。	1. 明記した規定がある。 2. 明記した規定はないが、適用上認められている。 3. その他(欠席の例がない、不明等)	1. 2014年度以前 2. 2015年度以降	1. 労働基準法65条の産前産後の就業制限の期間よりも短い。 2. 労働基準法66条の産前産後の就業制限の期間以上である。 3. 期間の定めはない。	1. 明記した規定がある。 2. 明記した規定はない。	2 同時に記名投票と無記名投票の要求があるときは、議長は、いずれの方法によるかを無記名投票で決める。 (改正(平3議会規則第8号)) (記名及び無記名の投票) 第22条 投票による表決を行う場合には、問題を可とする者は賛成と、否とする者は反対と所定の投票用紙に記載し、投票しなければならぬ。ただし、記名投票の場合は、自己の氏名を併記しなければならない。 (白票の取扱い) 第23条 投票による表決において、賛否を表明しない投票及び賛否が明らかでない投票は、否とみなす。 (選挙規定の準用) 第24条 記名又は無記名の投票を行う場合には、第2条(選挙の出入口閉鎖)、第26条(投票用紙の配布及び投票の先後)、第28条(投票)、第30条(投票の終了)、第31条(開票及び投票の効力)、第32条(選挙結果の報告)第1項、第33条(選挙に関する閲覧)及び第34条(選挙関係書類の保存)の規定を準用する。 (表決の訂正) 第25条 議員は、自己の表決の訂正を求めることができる。 (簡易表決) 第26条 議長は、問題について異議の有無を会議に諮ることができる。異議がないと認めるときは、議長は、可決の旨を宣告する。ただし、議長の宣告に対して、出席議員3人以上から異議があるときは、議長は、起立の方法で表決を採らなければならない。 (議決の順序) 第27条 議員の提出した修正案は、委員会の修正案より先に表決を採らなければならない。 2 同一の問題について、議員から数個の修正案が提出されたときは、議長が表決の順序を定める。その順序は、提案に賛成しないものから先に表決を採る。ただし、表決の順序について出席議員3人以上から異議があるときは、議長は、討論を用いて各案の順序を定める。 3 修正案がすべて否決されたときは、原案について表決を採る。 (改正(平3議会規則第8号)) 第9章 請願 (請願書の記載事項等) 第28条 請願書には、別文を用い、請願の趣旨、提出年月日及び請願者の住所(法人の場合にはその所在地)を記載し、請願者本人の場合にはその名称を記載し、代表者が署名又は記名押印しなければならない。 2 請願を紹介する議員は、請願書の表紙に署名又は記名押印しなければならない。 3 請願書の提出は、平穩になされなければならない。 (改正(令3議会規則第1号)) (請願の紹介の取扱い) 第29条 議員が請願の紹介を取り消そうとするときは、委員の議決となった後においてはその議会の許可を得なければならない。ただし、委員の議決となる前においては、議長の許可を得なければならない。 2 前項の許可を求めようとするときは、文書により請求しなければならない。	1. あり 2. なし 3. その他	1. あり 2. なし 3. その他	1. あり 2. なし 3. その他	1. あり 2. なし 3. その他	1. あり 2. なし 3. その他	1. あり 2. なし 3. その他	1. あり 2. なし 3. その他	1. あり 2. なし 3. その他	1. あり 2. なし 3. その他	1. あり 2. なし 3. その他	1. あり 2. なし 3. その他	1. あり 2. なし 3. その他

都 道 府 市 町 村	市 区 町	職員の通称又は旧姓の使用を認めていますか。	市区町村議会の議員の獨立支援体制に関する調査												
			問1	問2	問3	問4	問5	問6	問7	問8					
			議員の出席を欠席事由として明記した規定(産休を含む)があるか。	問1で1を選択した場合、「欠席事由として明記した規定」はいつ制定されたか。	問1で1を選択した場合、取得することが可能な休業期間は、次のうちどれか。	問1で1を選択した場合、出産に係る産前産後期間の明記はあるか。	問4で1を選択した場合、出生に係る産前産後期間の明記はあるか。	問5で1を選択した場合、当該部分の条文(本文)を記入してください。	問6で1を選択した場合、休職期間の報酬について減額の規定はあるか。	問7で1を選択した場合、当該部分の条文(本文)を記入してください。	議員の仕事と生活の獨立の観点から欠席事由について、以下の事由について1～4のいずれか一つに○をつけてください。 1. 明記した規定がある 2. 明記した規定はないが、運用上認めている 3. 明記した規定が無く、運用上も認めていない 4. 明記した規定が無く、過去に事例が無い	配偶者の 出生	育児	家族の 看護	家族の 介護
40	新宮町	1. 明記した規定があり、認めている。 2. 明記した規定はないが、運用上認めている。 3. 明記した規定が無く、運用上も認めていない。 4. 明記した規定が無く、過去に事例が無い。	下記で、1. を選択した場合、当該部分の条文(本文)を記入してください。	1. 明記した規定がある。 2. 明記した規定はないが、運用上認めている。 3. その他(欠席の例がない、不明等)	1. 労働基準法65条の産前産後の就業制限の期間よりも短い。 2. 労働基準法66条の産前産後の就業制限の期間以上である。 3. 期間の定めはない。	1. 明記した規定がある。 2. 明記した規定はない。	1. あり 2. なし 3. その他	その他具体例							
			議会名						(議案書の写しの配布) 第80条 議長は、受理番号及び受理年月日を記載した議案書の写しを議員に配布する。 (議案の委員会付託) 第91条 議長は、第38条(議案等の説明、質疑及び委員会付託)第1項の規定にかかわらず、議案書の写しの配布とともに、議案を所管の常任委員会又は議会運営委員会に付託する。ただし、会議日程上、議案が常任委員会に係ることができない。 2 会議に付した議案の委員会付託は、議会の議決で後期することができる。 3 議案の内容が2以上の委員会の所管に属する場合は、2以上の議案の議決されたものとみなし、それぞれ委員会に付託する。 (改正(平成3議案規則第8号)) (紹介議員の委員会出席) 第92条 委員会は、審議のため必要があると認めるときは、紹介議員の説明を求めることができる。 2 紹介議員は、前項の求めがあったときは、これに応じなければならない。 (議案の審査報告) 第93条 委員会は、議案について審査の結果を次の氏名により議長に報告しなければならない。 (1) 採択すべきもの (2) 不採択すべきもの 2 委員会は、必要があると認めるときは、議案の審査結果に意見を付けることができる。 3 採択すべきものと決定した議案で、町長その他の関係執行機関に送付することを適当と認めるときは、その指導の経過及び結果の報告を請求することを適当と認めるときは、その旨を付記しなければならない。 (陳情書の処理) 第94条 陳情書又はこれに添するもので議長が必要であると認めるときは、議案書の例により処理するものとする。 第10章 秘密会 (指定以外の定款) 第95条 秘密会を開く議決があつたときは、議長は、傍聴人及び議長が指定する者以外の者を議事の外に退去させなければならない。 (秘密の保持) 第96条 秘密会の議事の記録は、公表しない。 2 秘密会の議事は、何人も秘密性の継続する限り、他に漏らしてはならない。 第11章 辞職及び資格の決定 (議長及び副議長の辞職) 第97条 議長が辞職しようとするときは副議長に、副議長が辞職しようとするときは議長に、辞表を提出しなければならない。 2 前項の辞表の提出があつたときは、その旨議会に報告し、討論を用いずに会議に諮ってその可否を定める。 3 閉会中に副議長の辞職を辞職した場合は、議長は、その旨を次の議会に報告しなければならない。						

都 道 府 県	市 区 町 村	市 区 町 村 名	職員の通称又は旧姓の使用を認めていますか。	市区町村議会の議員の自立支援体制に関する調査														
				問1 議員の出産を欠席事由として明記した規定(産休を含む)があるか。	問2 問1で1.を選択した場合、「欠席事由」として明記した規定(産休を含む)が、いつ制定されたか。	問3 問1で1.を選択した場合、取得することが可能な休業期間は、次のうちどれか。	問4 問1で1.を選択した場合、出産に係る産前産後期間の明記はあるか。	問5 問1で1.を選択した場合、該当部分の条文(本文)を記入してください。	問6 問1で1.を選択した場合、休暇期間の報酬について減額の規定はあるか。	問7 問1で1.を選択した場合、該当部分の条文(本文)を記入してください。	問8 議員の仕事と生活の両立の観点からの欠席事由について、以下の事由について1~4のいずれか一つに○をつけてください。 1. 明記した規定があるが、適用上認められている 2. 明記した規定はないが、適用上認められている 3. 明記した規定がなく、適用上も認められていない 4. 明記した規定がなく、過去に事例が無い	配偶者の 出産	育児	家族の 看護	家族の 介護	疾病	その他	
40	新	新	1. 明記した規定があり、認めている。 2. 明記した規定はないが、適用上認められている。 3. 明記した規定がなく、適用上も認められていない。 4. 明記した規定がなく、過去に事例が無い。	下記で、1.を選択した場合該当部分の条文(本文)を記入してください。	議 会 名	1. 明記した規定がある。 2. 明記した規定はないが、適用上認められている。 3. その他(欠席の例がない、不明等)	1. 2014年度以前 2. 2015年度以降	1. 労働基準法65条の産前産後の就業制限の期間よりも短い。 2. 労働基準法66条の産前産後の就業制限の期間以上である。 3. 期間の定めはない。	1. 明記した規定がある。 2. 明記した規定はない。		1. あり 2. なし 3. その他	その他具体例						
									(議員の経歴) 第98条 議員が退職しようとするときは、議長に辞表を提出しなければならない。 2 前条第2項及び第3項の規定は、議員の経歴について、準用する。 (資格決定の要求) 第99条 第97条(失職及び資格決定)第1項の規定により、議員の被選挙権の有無又は法第92条の2の議員の衆議院議員の任期に該当するかどうかについて議会の決定を求めようとする議員は、要求の理由を記載した要求書を証拠書類とともに議長に提出しなければならない。 (資格決定の審査) 第100条 前条の要求については、議会は、第38条(議案等の説明、質疑及び委員会付託)第3項の規定にかかわらず、委員会に付託しなければならない。 (改正(平16議案規則第1号)) 第12章 規律 (議員の専断) 第101条 議員は、議会の品位を重んじなければならない。 (携帯品) 第102条 議場に入る者は、帽子、外とう、傘、つえ、空手道具及び銃等の物を携帯し、又は携帯してはならない。ただし、病気その他の理由により議長の許可を得たときは、この限りでない。 (議事妨害の禁止) 第103条 何人も、会議中は、みだりに発言し、騒ぎ、その他議事の妨害となる言動をしてはならない。 (座席) 第104条 議員は、会議中みだりに議席を離れてはならない。 (禁煙) 第105条 何人も、議場において喫煙してはならない。 (新聞等の閲覧禁止) 第106条 何人も、会議中は、参考のためにするものほか、新聞紙又は書籍の類を閲覧してはならない。 (議長の秩序保持権) 第107条 法又はこの規則に定めるもののほか、規律に関する問題は、議長が定める。ただし、議長は、必要があると認めるときは、討論を用いずに会議に閉って決める。 (改正(平3議案規則第6号)) 第13章 懲罰 (懲罰動議の提出) 第108条 懲罰の動議は、文書をもって所定の発議者が連署して、議長に提出しなければならない。 2 前項の動議は、懲罰事犯があった日から起算して3日以内に提出しなければならない。ただし、第96条(懲罰の発議)第2項の違反に係るものについては、この限りでない。 (懲罰の審査) 第109条 懲罰については、議会は、第38条(議案等の説明、質疑及び委員会付託)第3項の規定にかかわらず、委員会に付託しなければならない。									

都 道 府 市 町 村	市 区 町 村 名	職員の通称又は旧姓の使用を認めていますか。	市区町村議会の議員の自立支援体制に関する調査								議員の仕事と生活の両立の観点からの欠席事由について、以下の事由について1～4のいずれか一つに○をつけてください。 1. 明記した規定がある 2. 明記した規定はないが、運用上認めている 3. 明記した規定が無く、運用上も認めていない 4. 明記した規定が無く、過去に事例が無い				
			問1	問2	問3	問4	問5	問6	問7	問8					
			議員の出産を欠席事由として明記した規定(産休を含む)があるか。	問1で、1.を選択した場合、「欠席事由として明記した規定」はいつ制定されたか。	問1で、1.を選択した場合、取得することが可能な休業期間は、次のうちどれか。	問1で、1.を選択した場合、出産に係る産前産後期間の明記はあるか。	問4で、1.を選択した場合、出産に係る産前産後期間の明記はあるか。	問1で、1.を選択した場合、休職期間の報酬について減額の規定はあるか。	問1で、1.を選択した場合、後述部分の条文(本文)を記入してください。	問8					
		1. 明記した規定があり、認めている。 2. 明記した規定はないが、運用上認めている。 3. 明記した規定が無く、運用上も認めていない。 4. 明記した規定が無く、過去に事例が無い。	下記で、1.を選択した場合該当部分の条文(本文)を記入してください。	1. 明記した規定がある。 2. 明記した規定はないが、運用上認めている。 3. その他(欠席の例がない、不明等)	1. 2014年度以前 2. 2015年度以降	1. 労働基準法65条の産前産後の就業制限の期間よりも短い。 2. 労働基準法66条の産前産後の就業制限の期間以上である。 3. 期間の定めはない。	1. 明記した規定がある。 2. 明記した規定はない。	1. あり 2. なし 3. その他	その他具体例	配偶者の 出産	育児	家族の 看護	家族の 介護	疾病	その他
40	新潟町						(改正(平19)議会議程第1号) (代理弁明) 第10条 議員は、自己に関する懲罰勧告及び懲罰事犯の会議員及び委員会に上級の弁明をする場合において、議会は委員長の同意を得たときは、他の議員を呼んで呼んで弁明させることができる。 (戒告又は除名の方法) 第11条 戒告又は除名は、議会の決めた戒告又は懲罰によって行うものとする。 (出席停止の期間) 第12条 出席停止は、会期を超えことができない。ただし、数回の懲罰事犯が発生した場合は、この限りでない。 (出席停止期間中出席したときの措置) 第13条 出席停止した議員がその期間内に議会の会議又は委員会に出席したときは、議長又は委員長は、直ちに退去を命じなければならない。 (懲罰の宣告) 第14条 議事が懲罰の議決をしたときは、議長は、公開の議場において宣告する。 第14章 公聴会 (追加(平20)議会議程第1号) (公聴会開催の手続) 第15条 議事が、法第115条の第1項の規定により、会期において、公聴会をすることができるときは、議会の議決でこれを決定する。 2 議長は、前項の議決があったときは、その日時、場所及び意見を聴こうとする案件その他必要な事項を公布する。 (追加(平20)議会議程第4号) (意見を述べようとする者の申出) 第16条 公聴会に出席して意見を述べようとする者は、文書であらかじめその意見及び案件に対する賛否を、議長に申し出なければならない。 (追加(平25)議会議程第1号) (公聴人の決定) 第17条 公聴会において意見を聴こうとする利害関係者及び学識経験者等以下「公聴人」という。は、前条の規定によりあらかじめ申し出た者及びその他の者の中から、議決において定め、議長は、本人にその旨を通知する。 2 あらかじめ申し出た者の中に、その案件に對して、賛成者及び反対者があるときは、一方に偏らないよう公聴人を選ばなければならない。 (追加(平25)議会議程第1号) (公聴人の発言) 第18条 公聴人が発言しようとするときは、議長の許可を得なければならない。 2 前項の発言は、その意見を聴こうとする案件の範囲を超えてはならない。 3 公聴人の発言がその範囲を超え、又は公聴人に不相当な言動があるときは、議長は、発言を制止し、又は退席させることができる。 (追加(平25)議会議程第1号) (議員と公聴人の質疑) 第19条 議員は、公聴人に対して質疑をすることができる。 2 公聴人は、議員に対して質疑をすることができない。								

都 市 区	市 区	職員の通称又は旧姓の使用を認めていますか。	市区町村議会の議員の自立支援体制に関する調査													
			問1 議員の出席を欠席事由として明記した規定(産休を含む)があるか。	問2 問1で、1.を選択した場合、「欠席事由として明記した規定」はいつ制定されたか。	問3 問1で、1.を選択した場合、取得することが可能な休業期間は、次のうちどれか。	問4 問1で、1.を選択した場合、出産に係る産前産後期間の明記はあるか。	問5 問1で1.を選択した場合、該当部分の条文(本文)を記入してください。	問6 問1で1.を選択した場合、休職期間の報酬について減額の規定はあるか。	問7 問1で1.を選択した場合、該当部分の条文(本文)を記入してください。	問8 議員の仕事と生活の両立の観点からの欠席事由について、以下の事由について1~4のいずれか一つに○をつけてください。 1. 明記した規定があるが、適用上認めている 2. 明記した規定はないが、適用上認めている 3. 明記した規定がなく、適用上も認めていない 4. 明記した規定がなく、過去に事例が無い						
40	新宮町	1. 明記した規定があり、認めている。 2. 明記した規定はないが、適用上認めている。 3. 明記した規定がなく、適用上も認めていない。 4. 明記した規定がなく、過去に事例が無い。	下記で、1.を選択した場合該当部分の条文(本文)を記入してください。	議 会 名	1. 明記した規定がある。 2. 明記した規定はないが、適用上認めている。 3. その他(欠席の例がない、不明等)	1. 2014年度以前 2. 2015年度以降	1. 労働基準法65条の産前産後の就業制限の期間よりも短い。 2. 労働基準法66条の産前産後の就業制限の期間以上である。 3. 期間の定めはない。	1. 明記した規定がある。 2. 明記した規定はない。	1. あり 2. なし 3. その他	その他具体例	配偶者の 出産	育児	家族の 看護	家族の 介護	疾病	その他
								(追加(平25議会議則第1号)) (代理人又は文書による意見の陳述) 第120条 公述人は、代理人に意見を述べさせ、又は文書で意見を提示することができない。ただし、議案が附託された場合は、この限りでない。 (追加(平25議会議則第1号)) 第13章 参考人 (追加(議会議則第1号)) (参考人) 第121条 議案が、法第115条の2第2項の規定により、会議において、参考人の出席を求めようとするときは、議会の議決でこれを決定する。 2 前項の場合において、議長は、参考人その日時、場所及び意見を聴こうとする案件その他必要な事項を通知しなければならない。 3 参考人については、第118条(公述人の参考)、第119条(議員と公述人の責配及び附帯(代理人又は文書による意見の陳述)の規定を準用する。 (改正(平27議会議則第1号)) 第16章 会議録 (議事録の記載事項) (議事録の記載事項) 第122条 会議録に記載する事項は、次のとおりとする。 (1) 開会及び閉会に関する事項並びにその年月日時 (2) 開議、散会、延会、中止及び休会の日時 (3) 出席及び欠席議員の氏名 (4) 職務のため議場に出席した事務局職員職員の職氏名 (5) 説明のため出席した者の職氏名 (6) 議事日程 (7) 議員の発言報告 (8) 議員の異動並びに議席の指定及び変更 (9) 委員会報告書及び少数意見報告書 (10) 会議に付した事件 (11) 議案の提出、撤回及び訂正に関する事項 (12) 選挙の結果 (13) 議事の経過 (14) 記名投票における賛否の氏名 (15) その他議長又は議長において必要と認められた事項 (議下(平25議会議則第1号)) (会議録の配布) 第123条 会議の要旨は、しんぐろ町議会だよりにより、町民にお知らせする。 (議下(平25議会議則第1号)) (会議録に掲載しない事項) 第124条 前条の会議録には、秘密の議事室又は議員が取柄を記した発言及び第65条(発言の取消し又は訂正)の規定により取り消した発言は、掲載しない。 (議下(平25議会議則第1号)) (会議録等の保存) 第125条 会議録に署名すべき議員は、2人とし、議長が会議において指名する。 (議下(平25議会議則第1号)) 第17章 全員協議会 (議下(平25議会議則第1号)) (全員協議会)								

都 道 府 市 町 村	市 区 町	議員の通称又は旧姓の使用を認めていますか。	市区町村議会の議員の 間立支援体制に関する調査	市区町村議会の議員の間立支援体制に関する調査												
				問1 議員の出産を欠席事由として 明記した規定(産休を含む)があるか。	問2 問1で、1.を選択した場合は、「欠席事由として明記した規定」はいつ制定されたか。	問3 問1で、1.を選択した場合は、取得することが可能な休業期間は、次のうちどれか。	問4 問1で、1.を選択した場合、出産に係る産前産後期間の明記はあるか。	問5 問1で、1.を選択した場合、該当部分の条文(本文)を記入してください。	問6 問1で、1.を選択した場合、休職期間の報酬について減額の規定はあるか。	問7 問1で、1.を選択した場合、該当部分の条文(本文)を記入してください。	問8 議員の仕事と生活の間立の観点からの欠席事由について、以下の事由について1~4のいずれか一つに○をつけてください。 1. 明記した規定があるが、適用上認めている 2. 明記した規定はないが、適用上認めている 3. 明記した規定が無く、適用上も認めていない 4. 明記した規定が無く、過去に事例が無い					
40	新宮町	1. 明記した規定があり、認めている。 2. 明記した規定はないが、適用上認めている。 3. 明記した規定が無く、適用上も認めていない。 4. 明記した規定が無く、過去に事例が無い。	議会議長 議会議長	1. 明記した規定がある。 2. 明記した規定はないが、適用上認めている。 3. その他(欠席の例がない、不明等)	1. 2014年度以前 2. 2015年度以降	1. 労働基準法65条の産前産後の就業制限の期間よりも短い。 2. 労働基準法66条の産前産後の就業制限の期間以上である。 3. 期間の定めはない。	1. 明記した規定がある。 2. 明記した規定はない。	126条 法第100条第12項の規定により議会の審議又は議会の運営に関し協議又は調整を行うための場として、全員協議会を設ける。 2 全員協議会は、議員の全員で構成し、議長が招集する。 3 全員協議会の運営その他必要な事項は、議長が別に定める。 (以下(平25)議会議決第1号)) 第18章 議員の派遣 (以下(平25)議会議決第1号)) (議員の派遣) 第17条 法第100条第13項の規定により議員を派遣しようとするときは、議会の議決でこれを決定する。ただし、緊急を要する場合は、議長において議員の派遣を決定することができる。 2 前項の規定により、議員の派遣を決定するにあたっては、派遣の目的、期間、費用その他必要な事項を明らかにしなければならない。 (以下(平25)議会議決第1号)) 第19章 補則 (以下(平25)議会議決第1号)) (会議規則の経過) 第19条 この規則の施行に関し経費が生じたときは、議長が決める。ただし、異議があるときは、会議に附して決める。 (以下(平25)議会議決第1号)) 附 則 1 この規則は、昭和62年4月1日から施行する。 2 新宮町議会議決規則(昭和40年新宮町規則第2号)は、廃止する。 附 則(平成3年9月17日規則第6号) この規則は、公布の日から施行する。 附 則(平成4年12月21日議会議決第1号) この規則は、公布の日から施行する。 附 則(平成14年6月24日議会議決第1号) この規則は、公布の日から施行し、平成14年6月1日から適用する。 附 則(平成19年3月12日議会議決第1号) この規則は、平成19年4月1日から施行する。 附 則(平成20年9月24日議会議決第1号) この規則は、公布の日から施行し、平成20年9月1日から適用する。 附 則(平成23年3月8日議会議決第1号) この規則は、平成23年4月1日から施行する。 附 則(平成25年3月25日議会議決第1号) この規則は、公布の日から施行する。ただし、第18条及び第17条の改正規定は、平成25年3月1日から適用する。 附 則(平成27年12月28日議会議決第1号) この規則は、公布の日から施行する。 附 則(平成30年6月15日議会議決第1号) この規則は、公布の日から施行する。 附 則(令和3年3月18日議会議決第1号) この規則は、公布の日から施行する。	1. あり 2. なし 3. その他	その他具体例	配偶者の 出産	育児	家族の 看護	家族の 介護	疾病	その他

都 道 府 市 町 村	区	議員の通称又は旧姓の使用を認めていますか。		市区町村議会の議員の自立支援体制に関する調査														
				問1 議員の出席を欠席事由として明記した規定(産休を含む)があるか。	問2 問1で、1.を選択した場合、「欠席事由」として明記した規定(産休を含む)が1つ制定されたか。	問3 問1で、2.を選択した場合、取得することが可能な休業期間は、次のうちどれか。	問4 問1で、3.を選択した場合、出産に係る産前産後期間の明記はあるか。	問5 問1で、4.を選択した場合、産前産後期間の明記はあるか。	問6 問1で、5.を選択した場合、休職期間の報酬について減額の規定はあるか。	問7 問1で、6.を選択した場合、問5部分の条文(本文)を記入してください。	問8 議員の仕事と生活の両立の観点からの欠席事由について、以下の事由について1~4のいずれか一つに○をつけてください。 1. 明記した規定があるが、適用上認めない 2. 明記した規定はないが、適用上認めない 3. 明記した規定が無く、適用上認めない 4. 明記した規定が無く、過去に事例が無い							
1. 明記した規定があり、認めている。 2. 明記した規定はないが、適用上認めない。 3. 明記した規定が無く、適用上認めない。 4. 明記した規定が無く、過去に事例が無い。			定記で、1.を選択した場合、該当部分の条文(本文)を記入してください。	議 会 名	1. 明記した規定がある。 2. 明記した規定はないが、適用上認めない。 3. その他(欠席の例がない、不明等)	2. 2014年度以前 2. 2015年度以降	1. 労働基準法65条の産前産後の就業制限の期間よりも短い。 2. 労働基準法66条の産前産後の就業制限の期間以上である。 3. 期間の定めはない。	1. 明記した規定がある。 2. 明記した規定はない。	問1で1.を選択した場合、問6部分の条文(本文)を記入してください。	問1で1.を選択した場合、問6部分の条文(本文)を記入してください。	1. あり 2. なし 3. その他	その他具体例	配偶者の 出産	育児	家族の 看護	家族の 介護	疾病	その他
40	山形	4	和歌山町職員旧姓使用取扱要綱	久山町議会	1	2	3	2	和歌山町議会議員規程	2			4	4	4	4	2	4
40	和歌山	1	第2条 議員は、法令及び条例等の規定に反するおそれのない率組内部で使用している文書、執務用文書等(以下「文書等」という。)に職務執行上又は事務処理上支障がないものにおいて、旧姓を使用することができる。2 前項の旧姓を使用することである文書等は、別表に掲げるものとする。ただし、別表に掲げる文書等については、従来の電算システムで対応できない文書等を除き、運営係(職)に印鑑上の氏を併記するものとする。3 旧姓を使用する議員は、前2項に定める文書等の押印にも旧姓を使用することができる。別表 (1) 名刺、名刺 (2) 職内の呼称 (3) 職員録、座席表、電話番号表等 (4) 事務分掌表、引継書 (5) 出席簿 (6) 年次有給休暇カード (7) 出張外勤務命令簿 (8) 出席命令簿 (9) 職務専念義務免除申請書 (10) 選挙書 (11) 起家書 (12) 決算文書(財務会計帳票を含む。) (13) 上記のほか和歌山町職員規程及び和歌山町職員倫理規程(運用指針を含む。)で規定されている届出票(ただし、給付及び共済組合に係るものを除く。) (14) 異動申請書等 (15) 手当(児童手当を除く。)に係る届、認定簿等 (16) 懲戒処分書及び懲戒処分説明書(戸籍上の氏名併記) (17) 町職員互助会に係る文書 (18) 前各号に掲げるもののほか、法令等に基づかない文書等(町長が認めるもの)	和歌山町議会	1	2	2	1	2			1	1	1	1	1	1	1
40	戸塚	3		戸塚町議会	1	2	2	1	戸塚町議会議員規程	2			1	1	1	1	1	2
40	水巻	2		水巻町議会	1	2	2	1	水巻町議会議員規程	1			1	1	1	1	1	1
			第2条第2項 前項の規定にかかわらず、議員が出席のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前日から当該出席の日後6週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	水巻町議会議員報酬及び費用弁償等に関する条例					「第4条 議員が自己都合、疾病等により、議会の会議等を長期欠席した場合における議員報酬は、その期に当たらず議員報酬に、議会の定例会を欠席した日から議会の定例会に出席した日の属する月の前月までの期間(以下「欠席期間」という。)に当たって次の表に定める割合を乗じて得た額とする。 欠席期間 割合 180日を超え365日以下であるとき 100分の90 365日を超え540日以下であるとき 100分の80 540日を超え720日以下であるとき 100分の70 720日を超え900日以下であるとき 100分の60 900日を超え1080日以下であるとき 100分の50 1080日を超える日の属する月の前月までの期間(以下「欠席期間」という。)に当たって次の表に定める割合を乗じて得た額とする。議員資格を失う等議員報酬に当たらない議員報酬がないときは、この限りでない。 第5条 議員が各号のいずれかの事由で欠席した場合は、各号の規定を適用しない。 (1) 議会の議員その他の非常勤の議員の公務災害補償等に関する条例(昭和44年条例第3号)第5条第2項の規定により議長が公費又は通勤により生じたものであると認定した災害 (2) 国庫債の発行及び国庫債の償還に對する債務に関する法律(平成10年法律第114号) 第18条の規定による就業制限 (3) 災害その他他人の責めによらない事故等の場合で、議長が公務上の災害に準じると認めるもの									

都 市 区 界 村 町 村 名	職員の通称又は旧姓の使用を認めていますか。	市区町村議会の議員の自立支援体制に関する調査																
		問1 議員の出産を欠席事由として明記した規定(産休を含む)があるか。	問2 問1で、1.を選択した場合、「欠席事由として明記した規定」はいつ制定されたか。	問3 問1で、1.を選択した場合、取得することが可能な休業期間は、次のうちどれか。	問4 問1で、1.を選択した場合、出産に係る産前産後期間の明記はあるか。	問5 問4で、1.を選択した場合、該当部分の条文(本文)を記入してください。	問6 問1で、1.を選択した場合、休職期間の報酬について減額の規定はあるか。	問7 問6で、1.を選択した場合、以下を事由について1~4のいずれか一つに○をつけてください。 1. 明記した規定がある 2. 明記した規定はないが、運用上認めている 3. 明記した規定が無く、運用上も認めていない 4. 明記した規定が無く、過去に事例が無い	議員の仕事と生活の両立の観点からの欠席事由について、以下の事由について1~4のいずれか一つに○をつけてください。									
		1. 明記した規定があり、認めている。 2. 明記した規定はないが、運用上認めている。 3. 明記した規定が無く、運用上も認めていない。 4. 明記した規定が無く、過去に事例が無い。	1. 明記した規定がある。 2. 明記した規定はないが、運用上認めている。 3. その他(欠席の例がない、不明等)	1. 2014年度以前 2. 2015年度以降	1. 労働基準法65条の産前産後の就業制限の期間よりも短い。 2. 労働基準法66条の産前産後の就業制限の期間以上である。 3. 期間の定めはない。	1. 明記した規定がある。 2. 明記した規定はない。	1. あり 2. なし 3. その他	1. あり 2. なし 3. その他	1. あり 2. なし 3. その他	1. あり 2. なし 3. その他	1. あり 2. なし 3. その他	1. あり 2. なし 3. その他	1. あり 2. なし 3. その他	1. あり 2. なし 3. その他	1. あり 2. なし 3. その他	1. あり 2. なし 3. その他		
40	問垣町	1	問垣町職員旧姓使用取扱要綱 第1条 この要綱は、職員が婚姻、養子縁組その他の事由によって戸籍上の氏を改めた場合、改姓前の氏(以下「旧姓」という。)を職場において使用することに關して必要な事項を定めるものとする。	問垣町議会	1	2	2	1	問垣町議会会議規則 第2条 議員は、公務、疾病、出産、育児、介護、配偶者の出産補助その他のやむを得ない事由のため出席できないときは、その理由を付け、当日の閉議時刻までに議長に届け出なければならない。 2 前項の規定にかかわらず、議員が出産のため出席できないときは、出産予定日の前週(多胎妊娠の場合にあつては、14週間)前の日から当該出産の日後8週間を経過するまでの範囲内において、その期間をあらかじめ定め、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	2	1	1	1	1	1	2	4	
40	遠賀町	4		遠賀町議会	1	2	2	1	遠賀町議会会議規則 (欠席届提出) 第2条 議員は、公務、疾病、出産、育児、看護、介護、配偶者の出産補助その他のやむを得ない事由のため出席できないときは、その理由を付け、当日の閉議時刻までに議長に届け出なければならない。 2 前項の規定にかかわらず、議員が出産のため出席できないときは、出産予定日の前週(多胎妊娠の場合にあつては、14週間)前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間をあらかじめ定め、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	2	1	1	1	1	1	1	1	
40	小竹町	4		小竹町議会	1	2	3	2	小竹町議会会議規則 第2条 2 前項の規定にかかわらず、議員が出産のため出席できないときは、出産予定日の前週(多胎妊娠の場合にあつては、14週間)前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間をあらかじめ定め、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	2	4	4	4	4	4	2	2	
40	鞍手町	4		鞍手町議会	1	2	2	1	鞍手町議会会議規則 第2条 2 前項の規定にかかわらず、議員が出産のため出席できないときは、出産予定日の前週(多胎妊娠の場合にあつては、14週間)前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間をあらかじめ定め、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	2	1	1	1	1	1	1	1	
40	埴川町	4	埴川町議員の旧姓使用に関する要綱 第1条 この要綱は、婚姻、養子縁組その他の事由により、戸籍上の氏を改めた議員が、改姓前の氏を職場において使用することに關し、必要な事項を定めるものとする。	埴川町議会	1	2	3	2				議会の会議等を引継ぎ90日を相替えて欠席した時	4	4	4	4	4	4
40	筑前町	1		筑前町議会	1	2	3	2			3	2	2	2	2	1	4	
40	東峰村	4		東峰村議会	2							2	2	2	2	2	2	
40	大刀洗町	4		大刀洗町議会	1	2	2	1	大刀洗町議会会議規則 第2条2項 前項の規定にかかわらず、議員が出産のため出席できないときは、出産予定日の前週(多胎妊娠の場合にあつては、14週間)前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間をあらかじめ定め、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	2	1	1	1	1	1	4		
40	大木町	1	大木町職員旧姓使用取扱要綱 第1条 この要綱は、大木町職員(以下「職員」という。)が、婚姻、養子縁組その他の事由によって戸籍上の氏を改めた後、引き続き従前の戸籍上の氏(以下「旧姓」という。)を使用すること(以下「旧姓使用」という。)の手續に關し必要な事項を定めることを目的とする。	大木町議会	3							4	4	4	4	4	4	

都 道 府 市 町 村	市 区 町 村 名	職員の通称又は旧姓の使用を認めていますか。	市区町村議会の議員の自立支援体制に関する調査													
			問1 議員の出産を欠産事由として明記した規定(産休を含む)があるか。	問2 問1で、1.を選択した場合、「欠産事由」として明記した規定(産休を含む)があるか。	問3 問1で1.を選択した場合、取得することが可能な休業期間は、次のうちどれか。	問4 問1で1.を選択した場合、出産に係る産前産後期間の明記はあるか。	問5 問4で1.を選択した場合、該当部分の条文(本文)を記入してください。	問6 問1で1.を選択した場合、休職期間の報酬について減額の規定はあるか。	問7 問1で1.を選択した場合、該当部分の条文(本文)を記入してください。	問8 議員の仕事と生活の両立の観点から欠産事由について、以下の事由について1～4のいずれか一つに○をつけてください。 1. 明記した規定がある 2. 明記した規定はないが、運用上認めている 3. 明記した規定がなく、運用上も認めていない 4. 明記した規定がなく、過去に事例が無い	配偶者の 出産	育児	家族の 看護	家族の 介護	疾病	その他
		1. 明記した規定があり、認めている。 2. 明記した規定はないが、運用上認めている。 3. 明記した規定がなく、運用上も認めていない。 4. 明記した規定がなく、過去に事例が無い。	定規で、1. を選択した場合該当部分の条文(本文)を記入してください。	1. 明記した規定がある。 2. 明記した規定はないが、運用上認めている。 3. その他(欠産の例がない、不明等)	1. 2014年度以前 2. 2015年度以降	1. 労働基準法65条の産前産後の就業制限の期間よりも短い。 2. 労働基準法66条の産前産後の就業制限の期間以上である。 3. 期間の定めはない。	問1で1. を選択した規定はない。		1. あり 2. なし 3. その他	1. あり 2. なし 3. その他	1. あり 2. なし 3. その他	1. あり 2. なし 3. その他	1. あり 2. なし 3. その他	1. あり 2. なし 3. その他	1. あり 2. なし 3. その他	
40	# 広川町	1	<p>広川町議員の旧姓使用取扱要領</p> <p>(趣旨) この要領は、職員が婚姻、喪子終結その他の事由(以下「婚姻等」という。)によって戸籍上の氏を改めた後、引き続き婚姻等の前の戸籍上の氏(以下「旧姓」という。)を職務に使用するために必要事項を定めるものとする。</p> <p>(旧姓使用の承認の申請) 第2条 職員は、旧姓を使用するときには、任命権者の承認を受けなければならない。 2 前項の承認を受けるときは、様式第1号による旧姓使用承認申請書により、任命権者に対する旧姓使用の承認を申請しなければならない。</p> <p>(承認) 第3条 任命権者は、前条の申請があった場合において、旧姓の使用が法律及び条例等の規定に抵触するおそれのない、専ら職員間で使用している文書等(職務遂行上、又は事務効率向上図解や資料を扱っておそれのないもの)において旧姓を使用することができる。 2 任命権者は、前項の規定により旧姓の使用を承認した場合には、当該承認を受けたものにその旨を様式第2号により通知するとともに、旧姓使用台帳に登録するものとする。</p> <p>(承認の取消) 第4条 任命権者は、職務遂行上支障があると認めるときは、旧姓使用者の旧姓の使用の承認を取り消すことができる。 (旧姓使用の中止の承認の申請) 第5条 旧姓使用者は、旧姓の使用を中止しようとするときは、任命権者の承認を受けなければならない。 2 前項の承認を受けるときは、様式第3号による旧姓使用中止承認申請書により、任命権者に対する旧姓使用の中止の承認を申請しなければならない。 3 任命権者は、前項の申請があった場合において、任務遂行上支障がないと認めるときには、当該申請があった旧姓の使用の中止について承認するものとする。 4 任命権者は、前項の規定により旧姓の使用の中止を承認した場合には、当該承認を受けた者にその旨を通知するとともに、旧姓使用者台帳にその旨を登録するものとする。</p> <p>(旧姓使用の範囲) 第6条 職員は、第3条の旧姓を使用することができる文書は、別表に掲げるものとする。 (旧姓使用者の責務) 第7条 職務管理者は、所属職員の旧姓の使用に際し適切な運用が図られるように努めなければならない。 2 旧姓を使用する職員は、旧姓の使用に当たって、常に旧姓又は職員に誤解や混乱が生じないように努めなければならない。</p> <p>(留意) 第8条 この要領に定めるもののほか、旧姓の使用に必要事項は、総務課長が別に定める。</p> <p>附 則 [施行期日] 1 この要領は、平成14年4月1日から施行する。 (経過措置) 2 この要領の施行の日前に婚姻等により戸籍上の氏を改めた職員は、同要領の施行の日から平成14年4月1日まで、第2条の申請を行うことにより、第3条の承認を受けることができる。</p>	1	2	2	1		2	1	1	1	1	1	1	4

都 市 区 界 村 町 コ ー ド 名	市 区 界 村 町 コ ー ド 名	職員の通称又は旧姓の使用を認めていますか。	市区町村議会の議員の自立支援体制に関する調査													
			問1	問2	問3	問4	問5	問6	問7	問8						
			議員の出席を欠席事由として明記した規定(産休を含む)があるか。	問1で、1.を選択した場合、「欠席事由として明記した規定」について制定されたか。	問1で1.を選択した場合、取得することが可能な休業期間は、次のうちどれか。	問1で1.を選択した場合、出産に係る産前産後期間の明記はあるか。	問4で1.を選択した場合、該当部分の条文(本文)を記入してください。	問1で1.を選択した場合、休前期間の報酬について減額の規定はあるか。	問1で1.を選択した場合、休前以後部分の条文(本文)を記入してください。	議員の仕事と生活の両立の観点からの欠席事由について、以下の事由について1~4のいずれか一つに○をつけてください。 1. 明記した規定がある 2. 明記した規定はないが、運用上認めている 3. 明記した規定がなく、運用上も認めていない 4. 明記した規定がなく、過去に事例が無い						
1. 明記した規定があり、認めている。 2. 明記した規定はないが、運用上認めている。 3. 明記した規定がなく、運用上も認めていない。 4. 明記した規定がなく、過去に事例が無い。	1. 明記した規定があり、該当部分の条文(本文)を記入してください。	1. 2014年度以前 2. 2015年度以降	1. 労働基準法65条の産前産後の就業制限の期間よりも短い。 2. 労働基準法65条の産前産後の就業制限の期間以上である。 3. 期間の定めはない。	1. 明記した規定がある。 2. 明記した規定はない。	1. あり 2. なし 3. その他	1. あり 2. なし 3. その他	1. あり 2. なし 3. その他	1. あり 2. なし 3. その他	1. あり 2. なし 3. その他	1. あり 2. なし 3. その他	1. あり 2. なし 3. その他	1. あり 2. なし 3. その他	1. あり 2. なし 3. その他	1. あり 2. なし 3. その他		
40	香春町	1	香春町議員の旧姓使用に関する要綱 (趣旨) この要綱は、婚姻、養子縁結その他の事由により、戸籍上の氏を改めた職員について、改姓前の氏(以下「旧姓」といふ)を、その氏名簿において使用することに關し、必要な事項を定めるものとする。 (適用職員) 第2条 この要綱は、一般職に属する職員及び地方公務員法(昭和25年法律第91号)第22条の第1項に規定する会計年度任用職員に適用する。 (旧姓を使用することができる文書等) 第3条 旧姓を使用することができる文書等は、旧姓を使用しても法令等に抵触する恐れがなく、かつ、職務遂行上支障がないと認められる文書等とし、職を別表1に掲げる基準に該当するものとする。 2. 別表1に掲げる基準に該当する文書等には、旧姓を使用することができない。 (承認申請) 第4条 職員は、文書等に旧姓を使用しようとするときは、旧姓使用承認申請書(様式第1号)により、任命権者に申請し、その承認を受けなければならない。 2. 前項の申請書は、所属長を経て総務課長に提出するものとする。 (承認通知) 第5条 任命権者が旧姓の使用を承認したときは、総務課長は、旧姓使用承認通知書(様式第2号)により、所属長を経て当該職員に通知するものとする。 (使用中止届) 第6条 前条の規定により承認を受けて旧姓を使用している職員が、その使用を中止しようとするときは、旧姓使用中止届(様式第3号)を、所属長を経て総務課長に提出しなければならない。 (所属長及び使用者の責務) 第7条 所属長は、前条職員の旧姓使用に關し、適切な運用が図られるよう努めなければならない。 2. 旧姓を使用する職員は、旧姓を使用するに当たっては、町長及び他の職員等に無用な紛争や混乱が生じることのないよう努めなければならない。 (承認の取消し) 第8条 任命権者は、職員の旧姓使用によつて職務の遂行上支障が生じている認めるときは、当該職員に係る旧姓使用の承認を取り消すことができる。 (その他) 第9条 この要綱に定めるもののほか、職員の旧姓の使用に關し必要な事項は、別に定める。	香春町議会	1	2	2	1	香春町議会議員規則 (欠席の届出) 第2条 議員は、公務、傷病、出産、育児、看護、介護、配偶者の出産補助その他のやむを得ない事由のため出席できないときは、その理由を付け、当日の開議時刻までに議長に届出しなければならない。 2. 前項の規定にかかわらず、議員が出席のため出席できないときは、出席予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあつては、14週間)前の日から当該出席の日(6週間を経過する日まで)の範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	2	4	4	2	2	2	2

都 市 区	市 区	町 村	議員の通称又は旧姓の使用を認めていますか。	市区町村議会の議員の自立支援体制に関する調査												
				問1	問2	問3	問4	問5	問6	問7	問8					
				議員の出産を欠席事由として明記した規定(産休を含む)があるか。	問1で、1.を選択した場合、「欠席事由として明記した規定」はいつ制定されたか。	問1で1.を選択した場合、取得することが可能な休業期間は、次のうちどれか。	問1で1.を選択した場合、出産に係る産前産後期間の明記はあるか。	問4で1.を選択した場合、出産に係る産前産後期間の明記はあるか。	問5で1.を選択した場合、産前産後期間の明記はあるか。	問6で1.を選択した場合、産前産後期間の明記はあるか。	問7で1.を選択した場合、産前産後期間の明記はあるか。	問8				
1. 明記した規定があり、認めている。 2. 明記した規定はないが、運用上認めている。 3. 明記した規定がなく、運用上も認めていない。 4. 明記した規定がなく、過去に事例が無い。	1. 明記した規定がある。 2. 明記した規定はないが、運用上認めている。 3. その他(欠席の例がない、不明等)	1. 2014年度以前 2. 2015年度以降	1. 労働基準法65条の産前産後の就業制限の期間よりも短い。 2. 労働基準法66条の産前産後の就業制限の期間以上である。 3. 期間の定めはない。	1. 明記した規定がある。 2. 明記した規定はない。	1. あり 2. なし 3. その他	1. あり 2. なし 3. その他	1. あり 2. なし 3. その他	1. あり 2. なし 3. その他	議員の仕事と生活の両立の観点からの欠席事由について、以下の事由について1～4のいずれか一つに○をつけてください。 1. 明記した規定があるが、運用上認めている 2. 明記した規定はないが、運用上も認めていない 3. 明記した規定がなく、運用上も認めていない 4. 明記した規定がなく、過去に事例が無い							
議会名	議会名	議会名	議会名	議会名	議会名	議会名	議会名	議会名	議員の 出産	育児	家族の 看護	家族の 介護	疾病	その他		
40	##	添田町	1	添田町議員の旧姓使用に関する要綱 (趣旨) 第1条 この訓令は、婚姻、養子縁組その他の事由により、戸籍上の氏(以下「旧姓」という。)を町内の文書等に使用することに関し、必要事項を定めるものとする。 (適用職員) 第2条 この訓令は、一般職に属する職員に適用する。ただし、臨時的に任用された職員を除く。 (旧姓を使用することができる文書) 第3条 旧姓を使用することができる文書等は、旧姓を使用しても法令等に抵触する恐れがなく、かつ、職務遂行上支障がないと認められる文書等とし、概ね別表第1に掲げる基準に該当するものとする。 2 別表第2に掲げる基準に該当する文書等には、旧姓を使用することができない。 (承認申請) 第4条 職員は、文書等に旧姓を使用しようとするときは、旧姓使用承認申請書(様式第1号)により、任命権者に申請し、その承認を受けなければならない。 2 前項の申請書は、所属長を経て総務課長に提出するものとする。 (承認の通知) 第5条 任命権者が旧姓の使用を承認したときは、総務課長は、旧姓使用承認通知書(様式第2号)により、所属長を経て当該職員に通知するものとする。 (使用中止届) 第6条 前条の規定により承認を受けて旧姓を使用している職員が、その使用を中止しようとするときは、旧姓使用中止届(様式第3号)を、所属長を経て総務課長に提出しなければならない。 (所属長及び使用者の責務) 第7条 所属長は、所属職員の旧姓使用に関し、適切な運用が図られるよう努めなければならない。 2 旧姓を使用する職員は、旧姓を使用するに当たっては、町民及び他の職員等に異なる誤解や混乱が生じることのないよう努めなければならない。 (承認の取り消し) 第8条 任命権者は、職員の旧姓使用によって職務の遂行上支障が生じていると認めるときは、当該職員に係る旧姓使用の承認を取り消すことができる。 (その他) 第9条 この訓令に定めるもののほか、職員の旧姓の使用に関し必要な事項は、別に定める。 附 則 この訓令は、平成30年4月1日から施行する。	添田町議会	1	2	2	1	2	1	1	1	1	1	4
40	##	糸田町	3		糸田町議会	1	2	2	1	2						
40	##	川崎町	4		川崎町議会	1	2	2	1	2						
40	##	大任町	2		大任町議会	3										

都 道 府 市 町 村	市 区 町 村 名	職員の通称又は旧姓の使用を認めていますか。	市区町村議会の議員の自立支援体制に関する調査																	
			問1 議員の出席を欠席事由として明記した規定(産休を含む)があるか。	問2 問1で、1.を選択した場合は、「欠席事由」として明記した規定(産休を含む)があるか。	問3 問1で、1.を選択した場合、取得することが可能な休業期間は、次のうちどれか。	問4 問1で、1.を選択した場合、出産に係る産前産後期間の明記はあるか。	問5 問4で、1.を選択した場合該当部分の条文(本文)を記入してください。	問6 問1で、1.を選択した場合、休職期間の報酬について減額の規定はあるか。	問7 問1で、1.を選択した場合該当部分の条文(本文)を記入してください。	問8 議員の仕事と生活の両立の観点から、欠席事由について、以下の事由について1~4のいずれか一つに○をつけてください。 1. 明記した規定がある 2. 明記した規定はないが、運用上認めている 3. 明記した規定が無く、運用上も認めていない 4. 明記した規定が無く、過去に事例が無い	配偶者の 出産	育児	家族の 看護	家族の 介護	疾病	その他				
40	赤村	4	1. 明記した規定があり、認めている。 2. 明記した規定はないが、運用上認めている。 3. 明記した規定が無く、運用上も認めていない。 4. 明記した規定が無く、過去に事例が無い。	1. 明記した規定がある。 2. 明記した規定はないが、運用上認めている。 3. その他(欠席の例がない、不明等)	1. 2014年度以前 2. 2015年度以降	1. 労働基準法65条の産前産後の就業制限の期間よりも短い。 2. 労働基準法66条の産前産後の就業制限の期間以上である。 3. 期間の定めはない。	1. 明記した規定がある。 2. 明記した規定はない。	1. あり 2. なし 3. その他	赤村議会会議規則 第2条 議員は、公務、選挙、出産、育児、看護、介護、配偶者の出席補助その他のやむを得ない事由のため出席できないときは、その理由を付け、当日の閉議時刻までに議長に届け出なければならぬ。2. 職務の履行にかかわらず、議員が出席のため出席できないときは、出席予定日の前日(多胎妊娠の場合においては、14週間)前の日から当該出席の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間をあらかじめ、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	2					4	4	4	4	4	4
40	福智町	1	福智町職員の旧姓使用に関する要綱 (要綱) この要綱は、婚姻、養子縁組その他の事由により、戸籍上の氏名変更の職員について、改正前の氏名(旧姓)について、その必要な事項を認めて使用することとし、必要な事項を定めるものとする。 (適用範囲) 第2条 この要綱は、一般職に属する職員に適用する。 (所要事項11-1(改正)) (旧姓を使用することができる文書等) 第3条 旧姓を使用することができる文書等は、旧姓を使用しても法令等に抵触する恐れなく、かつ、職務執行に支障がないと認められる文書等とし、職別別表第1に掲げる基準に該当するものとする。 2. 別表第1に掲げる基準に該当する文書等には、旧姓を使用することができない。 (承認申請) 第4条 職員は、文書等に旧姓を使用しようとするときは、旧姓使用承認申請書(様式第1号)により、任命権者に申請し、その承認を受けなければならない。 2. 前項の申請書は、所長を経て総務課長に提出するものとする。 (承認通知) 第5条 任命権者が旧姓の使用を承認したときは、総務課長は、旧姓使用承認書(様式第2号)により、所長を経て当該職員に通知するものとする。 第6条 前条の規定により承認を受けて旧姓を使用している職員が、その職務停止となるときは、旧姓使用中止届(様式第3号)を、所長を経て総務課長に提出しなければならない。 (所長及び任命権者の責務) 第7条 所長は、所員職員の旧姓使用に関し、適切な運用を図るよう努めなければならない。 2. 旧姓を使用する職員は、旧姓を使用するに当たっては、町長及び他の職員等に特別な法律関係が生じることのないよう努めなければならない。 (承認の取消) 第8条 任命権者は、職員の旧姓使用によって職務の遂行に支障が生じていると認めるときは、当該職員に係る旧姓使用の承認を取り消すことができる。 (その他) 第9条 この要綱に定めるもののほか、職員の旧姓使用に関し必要な事項は、別に定める。 附則 この要綱は、公布の日から施行し、平成29年4月1日から適用する。 附 則(令和3年3月19日要綱第21号) この要綱は、令和4年4月1日から施行する。 別表第1(職別別表) 旧姓を使用することができる文書 基準 1. 組織内で使用され、職員の同一性の確認が容易にできるもの 2. 職務引継書、留置用紙、請求書、決闘に係る押印、事件簿、職員録等 3. 職員の権利・義務に係るもの等であるが、組織内部の関係にとどまるので、職員の同一性の確認が容易にできるもの 4. 休職申請書、出席申請書、復職申請書、育児休業申請申請書、伏休処理申請書、期間外勤務発生届、離職申請書、福利金等申請書、自己申告に係る文書 5. 労務管理上必要な、且、その記載による支障もないもの等、特別な法律関係を生じさせおそれのないもの 6. 名刺、名刺、職員配属票、事務分相表 別表第2(承認申請書) 旧姓を使用することができない文書等 基準 1. 公務員の身分関係に係るもの 2. 公費の支出に係るもの 3. 公費の執行に係るもの 4. 許認可、立入検査、徴収等法令に基づき行政処分に係る文書 5. その他職員自身の身分について行う対外的な行政行為に係る文書	福智町議会	3										4	4	4	4	2	4

都 道 府 県 市 町 村 コ ム ニ ティ	市 区 町 村 名	職員の通称又は旧姓の使用を認めていますか。	市区町村議会の議員の専任支援体制に関する調査															
			問1	問2	問3	問4	問5	問6	問7	問8								
			議員の出産を欠席事由として明記した規定(産休を含む)があるか。	問1で、1.を選択した場合、「欠席事由として明記した規定」はいつ制定されたか。	問1で1.を選択した場合、取得することが可能な休業期間は、次のうちどれか。	1.労働基準法65条の産前産後の就業制限の期間よりも短い。 2.労働基準法66条の産前産後の就業制限の期間以上である。 3.期間の定めはない。	1.明記した規定がある。 2.明記した規定はない。	問4で1.を選択した場合該当部分の条文(本文)を記入してください。	問1で1.を選択した場合、休職期間の報酬について減額の規定はあるか。	問6で1.を選択した場合該当部分の条文(本文)を記入してください。	議員の仕事と生活の両立の観点からの欠席事由について、以下の事由について1~4のいずれか一つに○をつけてください。 1. 明記した規定がある。 2. 明記した規定はないが、運用上認めている。 3. 明記した規定がなく、運用上も認めていない。 4. 明記した規定がなく、過去に事例が無い							
1. 明記した規定があり、認めている。 2. 明記した規定はないが、運用上認めている。 3. 明記した規定がなく、運用上も認めていない。 4. 明記した規定がなく、過去に事例が無い。	下記で、1.を選択した場合該当部分の条文(本文)を記入してください。	議会名					1. あり 2. なし 3. その他	その他具体例		配偶者の 出産	育児	家族の 看護	家族の 介護	疾病	その他			
		岡田町職員の旧姓使用に関する規定 第3条 職員は、文章等に旧姓を使用しようとするときは、旧姓使用申請書を市長を通じて市長に提出し、その承認を受けなければならない。	岡田町議会	1	2	2	1	岡田町議会会議規則 第2条 議員は、公務、疾病、出産、育児、看護、介護、配偶者の出産補助その他のやむを得ない事由のため出席できないときは、その理由を付け、当日の閉議時刻までに議長に届け出なければならない。 2 前項の規定にかかわらず、議員が出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前の日から当該出産の日後6週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。		2			1	1	1	1	1	1
			みやこ町議会	1	2	2	1	みやこ町議会会議規則 第2条第2項		2					2	4		
			高浜町議会	1	2	3	2			2						4	4	
			上毛町議会	3												4	4	
			張上町議会	1	2	2	1	張上町議会会議規則 第2条第2項 前項の規定にかかわらず、議員が出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前の日から当該出産の日後6週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。		2						1	1	

調査時点	議会関係は2021年7月1日(その他2021年4月1日)
------	------------------------------

都 市 区 町 村 名	市区町村議会の議員の両立支援体制に関する調査												地域防災計画や避難所運営に関する指針(手引き・ガイドラインを含む)に、男女共同参画市当部局又は男女共同参画センターの具体的な役割が明確に位置づけられているか。
	問9 議員の利用することのできる保育施設等が議会に設置または提供されているか。	問10 議員の利用することのできる授乳室等が議会に設置または提供されているか。	問11 議会におけるハラスメント防止に関する取組を行っているか。	問12 問11で1.を選択した場合、行っている取組みは、次のうちどれか。	問13 問12で、1.を選択した場合該当部分の条文(本文)を記入してください。	問14 男女共同参画に関する研修(ハラスメント防止に関するもの以外)を行っているか。	問15 議会において、連絡又は旧姓の使用を認めていますか。	問16 問15で、1.を選択した場合該当部分の条文(本文)を記入してください。	問17 政治分野の男女共同参画のために実施していることがあれば記入ください。	1. 位置づけられた規定がある。	左記で、1.を選択した場合該当部分の規定を記入してください。		
	0	1	8	0	0	0	0	0	5	2			12
	1	6	11	0	0	0	0	0	9	8			44
	0	0	41	0	0	6	0	0	46	1			4
	59	53	0	0	0	0	2	0	0	49			
40 # 北九州市	4	2	1				3		3	2			2
40 # 福岡市	4	4	3						3	2			2
40 # 大牟田市	4	4	2						3	4			1
40 # 久留米市	4	4	3						3	2			1
40 # 直方市	4	4	3						3	4			2
40 # 飯塚市	4	4	3						3	4			1
40 # 田川市	4	4	3						3	4			2
40 # 朝川市	4	4	3						3	4			2
40 # 八女市	4	4	3						3	4			2
40 # 筑後市	4	4	1				3		3	1			1
40 # 大川市	4	4	3						3	2			2
40 # 行橋市	4	4	3						3	4			2

都 道 府 県	市 区 町 村	市区町村議会の議員の両立支援体制に関する調査										地域防災計画や避難所運営に関する指針(手引き・ガイドラインを含む)に、男女共同参画担当部署又は男女共同参画センターの具体的な役割が明確に位置づけられているか。			
		問9 議員の利用することのできる保育施設等が議会に設置または提供されているか。	問10 議員の利用することのできる授乳室等が議会に設置または提供されているか。	問11 議会におけるハラスメント防止に関する取組を行っているか。	問12 問11で1.を選択した場合、行っている取組は、次のうちどれか。				問13 問12で、1.を選択した場合該当部分の本文(本文)を記入してください。	問14 男女共同参画に関する研修(ハラスメント防止に関するもの以外)を行っているかどうか。	問15 議会において、通称又は旧姓の使用を認めていますか。		問16 問15で、1.を選択した場合該当部分の本文(本文)を記入してください。	問17 政治分野の男女共同参画のために実施していることがあればご記入ください。	
	コ シ ノ ド	1. 人員及び場所の設置または提供がされている。(臨時のものも含む) 2. 保育に必要な場所の設置または提供がされている。(臨時のものも含む) 3. 設置または提供する予定である。 4. なし。	1. 専用の場所が設置されている。(常設) 2. 授乳等に必要な場所の設置または提供がされている。(臨時のものも含む) 3. 設置または提供する予定である。 4. なし。	1. 行っている。 2. 行っていないが、今後取組む予定である。 3. 行っておらず、今後取組む予定もない。	へ防1 倫止 理にハ あ現開 る定す 等メ 等メン 規)規 が定ト	相に2 談開 忍すハ 口のラ を議メ 置向シ けト	向防3 け止 研にハ い修開 をすメ 行るメン つ議ト 員ト	4 ・ そ 他	その他内容		1. 行っている。 2. 行っていないが、今後取組む予定である。 3. 行っておらず、今後、取組む予定もない。	1. 明記した規定があり、認められている。 2. 明記した規定はないが、運用上認めている。 3. 明記した規定がなく、運用上も認めていない。 4. 明記した規定がなく、過去に使用した事例も判断したこともない。		1. 位置づけられた規定がある。 2. 位置づけられていない。 3. その他(不明等)	1. 位置づけられた規定がある。 2. 位置づけられていない。 3. その他(不明等)
40	##	豊前市	4	4	3						3	4		1	豊前市地域防災計画 避難所等において、女性特有の問題に関する相談を受ける。
40	##	中津市	4	4	1					2	3	4		2	
40	##	小浜市	4	2	2						3	4		2	
40	##	筑紫野市	4	4	2						2	4		1	筑紫野市地域防災計画 女性のための相談 災害によって生じた女性特有の問題について筑紫野市女性センター等を活用して相談に応じる。特に避難所等において、女性特有の問題に関する相談を受ける。
40	##	春日市	4	4	3						3	4		2	
40	##	大野城市	4	4	1				3		3	4		2	
40	##	宮崎市	4	4	1				4	児童コーナーの関係書類の配架	3	4		2	
40	##	太宰府市	4	4	2						2	4		2	
40	##	古賀市	4	4	3						3	1		3	古賀市議会議長の通称名等の使用取扱要綱 第2条 議員は、次の各号に掲げる場合において、各号に定める通称名等を使用することができる。(1)公職選挙法施行例(昭和25年政令第89号)第9条第3項において準用する同市第80条第6項の規定により指定を受けた場合、当該指定を受けた通称名(2)氏名に用いられている漢字のうち常用漢字表(平成22年内閣告示第2号)に掲げる通称用字(長短書体がある場合、当該認定を受けた通称名(2)氏名に用いられている漢字のうち常用漢字表(平成22年内閣告示第2号)に掲げる通称用字と異なる字種)によって記載されているものがある場合、通用字体以外の字体をその対応する通用字体に変更した氏名(3)姓、名字縮綴等の事由により氏名に変更があった場合、氏の変更前の氏
40	##	福津市	4	4	3						3	4		3	
40	##	うまほし市	4	4	3						3	4		2	
40	##	宮崎市	4	4	3						3	4		2	
40	##	高崎市	4	4	1			4	ハラスメントに関する研修実績がある		1	4		1	高崎市地域防災計画 男女共同参画の視点に基づいた防災体制の強化(一部抜粋) 男女共同参画の視点からの災害の対応の周知強化 各種対応マニュアル等における男女共同参画の視点の充実 男女のニーズ等の違いを客観的に把握するための男女別当家の整備
40	##	船橋市	4	4	3						3	2		2	
40	##	九十九町	4	2	1						3	4		2	
40	##	糸島市	4	4	1				3		2	4		1	糸島市地域防災計画 「糸島市災害対策本部の分掌事務(班別)」より一部抜粋 人権・男女共同参画推進班(人権・男女共同参画推進課) 人権センター及び男女共同参画センターの被害調査及び応急対応に関すること 人権センター及び男女共同参画センターにおける避難、避難所・炊飯長席等の開設に関すること 災害対策事務及び各対策班の応援に関すること
40	##	那珂川市	4	4	3						3	4		1	那珂川市地域防災計画 風水害対策編 防災に関する施策・方針決定過程においては、男女共同参画の視点に配慮する。
40	##	佐美町	4	1	3						3	4		2	
40	##	篠栗町	4	4	3						3	4		2	

都 市 区 町 村 名	市区町村議会の議員の両立支援体制に関する調査											地域防災計画や避難所運営に関する指針(手引き・ガイドラインを含む)に、男女共同参画担当部局又は男女共同参画センターの具体的な役割が明確に位置づけられているか。		
	問9 議員の利用することのできる保育施設等が議会に設置または提供されているか。	問10 議員の利用することのできる授乳室等が議会に設置または提供されているか。	問11 議会におけるハラスメント防止に関する取組を行っているか。	問12 問11で1.を選択した場合、行っている取組は、次のうちどれか。				問13 問12で、1.を選択した場合該当部分の条文(本文)を記入してください。	問14 男女共同参画に関する研修(ハラスメント防止に関するもの以外)を行っているか。	問15 議会において、通称又は旧姓の使用を認めていますか。	問16 問15で、1.を選択した場合該当部分の条文(本文)を記入してください。		問17 政治分野の男女共同参画のために実施していることがあればご記入ください。	
コ シ ノ ド	1. 人員及び場所の設置または提供がされている。(臨時のものも含む) 2. 保育に必要な場所の設置または提供がされている。(臨時のものも含む) 3. 設置または提供する予定である。 4. なし。	1. 専用の場所が設置されている。(常設) 2. 授乳等に必要な場所の設置または提供がされている。(臨時のものも含む) 3. 設置または提供する予定である。 4. なし。	1. 行っている。 2. 行っていないが、今後取組む予定である。 3. 行っておらず、今後取組む予定もない。	へ防1 倫止 理にハ あ規開 る定す 等メン 規)規 が定ト	相に2 談関 に2ハ 口を を議メ 置向 しけト	向防3 け止 研にハ い修開 るをす 行るメン つ議 て員ト	4 ・ そ 他	その他内容	1. 行っている。 2. 行っていないが、今後取組む予定である。 3. 行っておらず、今後、取組む予定もない。	1. 明記した規定があり、認めている。 2. 明記した規定はないが、運用上認めている。 3. 明記した規定がなく、運用上も認めていない。 4. 明記した規定がなく、過去に使用した事例も判断したこともない。	問15で、1.を選択した場合該当部分の条文(本文)を記入してください。	政治分野の男女共同参画のために実施していることがあればご記入ください。	1. 位置づけられた規定がある。 2. 位置づけられていない。 3. その他(不平等)	左記で、1.を選択した場合該当部分の規定を記入してください。 3. その他(不平等)
40 ## 志免町	4	4	2						3	2			1	志免町地域防災計画 男女共同参画センターは、災害によって生じたストレスなど女性及び性的少数者等の心身の健康や夫婦・親子関係の問題などに対応するため、電話相談の実施や保健福祉課事務所等と共同で避難所等必要な場所への女性の相談員や保健師の派遣など、女性や性的少数者等のための相談を実施する。 町では避難指定所等において窓口等を設け、女性や性的少数者等特有の問題に関する相談を受ける。
40 ## 須賀町	4	4	2						3	4				2
40 ## 鮎川町	4	4	3						1	4				2
40 ## 久山町	4	4	2						2	4			1	久山町地域防災計画 総務課は、区単位での自主防災組織を育成し、その活動を促進するために指導・助成を積極的に行い、組織率の向上と実効ある自主防災組織の強化に努める。その際、多様な世代が参加できるような環境を整備するとともに、女性の参画や女性リーダーの育成を促進する。 また、災害が発生した際、地域住民的役割に行動し、被害を最小限に止めるよう、地区防災計画の作成を支援し、平常時から地域内の安全高齢者や住民への防災知識の普及啓発、防災訓練を実施するなど、災害に対する備を推進する。 さらに、災害時には、自主防災組織の活動が効果的に行えるよう、災害に関する情報伝達、協力要請、活動指導について必要な措置を講じる。
40 ## 鮎川町	4	4	3						3	4				2
40 ## 戸田町	4	4	3						3	4			3	男女共同参画審議会委員に議会から委員を選出している。
40 ## 赤田町	4	4	3						3	4				2
40 ## 山崎町	4	4	3						3	4				2
40 ## 大井町	4	4	3						3	4				2
40 ## 赤井	4	4	3						3	4				2
40 ## 堀野町	4	4	3						2	4				2
40 ## 苅田町	4	4	2						1	4			1	苅田町地域防災計画本編 震災災害により生じた女性特有の問題について、その相談に応じるため、町は次に掲げる施策を講じる。(1)避難所等において女性特有の問題に関する相談を受けながら窓口を設ける。(2)県が行う電話相談の実施や、県の防災保健福祉課事務所等と共同し避難所等の必要な場所への女性相談員や保健師の派遣など、女性のための相談について協力をする。
40 ## みたご町	4	4	3						3	2				2
40 ## 吉高町	4	4	3						3	4				2
40 ## 上毛町	4	4	3						3	4				2
40 ## 藤本町	4	4	3						3	4				2